平成 26 年版 (2014 年版)

ひらかたの環境

(環境白書)

枚 方 市

枚方市は、本年4月に全国43市目の中核市へと移行し、産業廃棄物処理に関する指導権限をはじめとして、環境に関する多くの権限を大阪府から移譲されました。環境負荷低減や公害防止など従来の取り組みに加え、回復困難な環境破壊を引き起こす不適正な産業廃棄物処理に対し迅速な対応が可能となるなど、本市において総合的な環境保全行政を実施することがで



きるようになりました。今後は、新たな権限も有効に活用しながら、本市 の実情に合わせた環境保全の取り組みを今まで以上に進めてまいります。

さて、本市では、枚方市環境基本条例に基づく第2次環境基本計画において、「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」を目指すべき環境像として掲げ、それを実現するために市民、NPO、事業者、行政が連携・協力して、環境保全の取り組みを推進しています。この環境像は、天然資源の枯渇や地球温暖化、生物多様性の喪失など地球規模の環境問題に関しては、国際社会の協調・連携とともに、市民・事業者・地方自治体など身近な地域社会に生きる者全てが様々な問題の克服に向けて行動することが必要である、という観点に基づいています。

この平成26年度版「ひらかたの環境(環境白書)」は、平成25年度の枚 方市における環境の現況と、同計画に基づく施策の実施状況などを報告す るものとなっており、市民の皆様をはじめとした各主体の積極的な行動の 基盤となる、環境問題に対するより深い理解につながるものと考えます。 本白書が皆様の積極的な環境保全活動の一助となることを願っています。

平成 2 6 年 1 0 月

校方市長 行内 脩



枚方市では、再生可能エネルギーの活用によりCO₂排出の大幅削減を図るとともに、エネルギーの地産地消を進め「環境にやさしいまち」を創出するため、太陽光発電の普及に努めています。「枚方ソラパ」はリース方式で設置し、メンテナンス費用を含めて売電収入で賄い、収益は市の温暖化対策事業に活用します。

その他にも…

設備の見学会や環境教育への活用も行っています





平成 25 年 10 月 21 日、31 日 伊加賀小学校社会見学の様子





キャンドルが照らす手作りの ステージの上で、大学生サー クルによるアカペラのコンサ ートも行われました

「ひらかたライトダウン2013」として、昼夜を問わない自主的なライトダウンの 取り組みを呼びかけました。特に7月7日は、電気を使わない手作りイベント「七タ キャンドルのタベ」を岡東中央公園付近で開催し、約380人の来場者がありました。



捕まえた魚について、講師から解説があり、平成 25 年度は 15 種類の魚を見つけること ができました



天野川に生息する生物を観察し自然環境の大切さを学ぶイベントとして、「水辺の楽校(がっこう)」を実施し、水生生物の観察や水質調査などを行っています。平成 25 年度は児童・保護者 54 人の参加がありました。

平成 26 年版 (2014 年版)

ひらかたの環境(環境白書)

第1部 環境行政の推進

- 第2部 平成25年度の環境の現況
 - 第1章 自然環境
 - 第2章 大気・音環境
 - 第3章 水環境
 - 第4章 土壌・地盤環境
 - 第5章 化学物質
- 第3部 平成25年度における第2次環境基本計画に基づく 施策の実施状況
 - 第1章 すべての主体が環境保全活動に参加するまち
 - 第2章 地球環境への負荷が少ないまち
 - 第3章 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち
 - 第4章 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち
 - 第5章 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、 資源が循環しているまち

第4部 資料編

目 次

第1部 環境行政の推進	1
【1】環境基本条例と第2次環境基本計画	1
1. 計画のめざすべき環境像	1
2. 施策の体系	2
【2】環境保全のための組織	3
1. 環境行政推進本部	3
2. 審議会等	3
3. 国・大阪府・他の自治体との連携	4
第2部 平成25年度の環境の現況	7
第 1 章 自然環境	7
【1】気象	7
【2】自然環境の概観	7
【3】自然環境の特徴	7
1. 里山	7
2 . 水辺地	7
3. 農地	8
4. 市街地の孤立林	8
5. 緑被率	8
6. 保存樹木	10
7. 保存樹林	10
8. 鳥獣保護区等の指定状況	10
第2章 大気・音環境	11
【1】大気環境の現況	11
1. 二酸化窒素	12
2. 浮遊粒子状物質	12
3. 微小粒子状物質	12
4. 光化学オキシダント	13
5. 二酸化硫黄	13
6. 一酸化炭素	14
【2】騒音の現況	14
【3】自動車交通の現況	15
第3章 水環境	16
【1】河川水質の現況	16
1. 人の健康の保護に関する項目	17
2. 生活環境項目	17
【2】地下水質の現況	18
1. 概況調査	18
2 . 汚染井戸周辺地区調査	18

3. 継続監視調査	18
第4章 土壌・地盤環境	19
【1】地盤沈下の現況	19
1. 枚方市地盤沈下水準測量結果	19
2. 阪神地区地盤沈下広域水準測定結果	19
3. 地下水位測定結果	19
第5章 化学物質	20
【1】環境中の化学物質の現況	20
1. ダイオキシン類	20
2 . アスベスト	21
3. 有害大気汚染物質	22
第3部 平成25年度における第2次環境基本計画に基づく施策の実施状況	23
第1章 すべての主体が環境保全活動に参加するまち	23
【1】環境教育・環境学習の推進	23
1. 学校における環境教育・環境学習の推進	23
2. 地域における環境教育・環境学習の推進	25
【2】環境保全活動の推進	26
1. 総合的な環境保全対策の推進	26
2. 市民・事業者の環境保全活動の推進	27
3. 環境情報の提供	28
第2章 地球環境への負荷が少ないまち	30
【1】地球温暖化対策の推進	30
1. 温室効果ガス排出抑制対策の推進	30
2. 再生可能エネルギー等の導入促進	33
3. ヒートアイランド対策の推進	34
【2】地球環境保全対策の推進	36
1. 広域的な連携の推進	36
第3章 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち	37
【1】自然環境の保全	37
1. 里山の保全	37
2. 生態系の保全	38
3. 自然とのふれあいの場の確保	39
4. 緑の保全と創出	41
【2】「農」を活かしたまちづくり	43
1.「農」を守り、活かす	43
2. 「農」とのふれあいの促進	44
第4章 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち	45
【1】環境にやさしいまちづくり	45
1. 環境に配慮した開発への誘導	45
2. 環境負荷の少ない都市構造への転換	46

【2】美しいまち並みの確保	
1. 環境美化の推進	
2. 良好な景観形成の推進	
3. 歴史文化遺産の保存と活用	
第5章 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が後	盾環しているまち
【1】循環型社会の構築	
1. ごみの現況	
2. 新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計	
3. 発生抑制行動の浸透	
4. リサイクルシステムの確立	
5. 排出者責任の徹底	
6. 環境に配慮した処理システムの構築	
【2】良好な水資源の保全と活用	
1. 水質事故発生状況	
2. 水環境の保全	
3. 水資源の有効利用	
【3】良好な生活環境の確保	
1. 総合的な公害防止施策の推進	
2. 大気環境の保全	
3. 騒音・振動の防止	
4. 土壌汚染・地盤沈下の防止	
5. 化学物質の適正管理	
第4部 資料編	
【 1 】 枚方市環境基本条例	
【2】環境行政推進本部	
【3】審議会等	
1. 環境審議会	
2. 環境影響評価審査会	
3 . 廃棄物減量等推進審議会	
【4】自然環境	
1. 気象	
2. 保存樹木	
3. 保存樹林	
4. 自然環境調査	
【5】大気環境の現況	
【6】地盤沈下の現況	
1. 枚方市地盤沈下水準測量結果	
2. 阪神地区地盤沈下広域水準測量結果	
3. 地下水位測定結果	
【7】環境マネジメントシステムの運用	

1. 枚方市環境管理組織図 (94
2. 環境マネジメントシステム運用表 (95
【8】エフエムひらかたによる環境保全啓発 (96
【9】公共施設での太陽光発電量	97
【10】都市公園等維持管理事業 (98
1. 都市公園の種類 (98
2. 都市公園の整備状況	99
【11】緑のカーテン実施校	00
【12】緑のじゅうたん整備校 10	00
【13】学校給食生鮮農作物供給事業	01
【14】環境影響評価制度 10	02
1. 環境影響評価条例の手続き 10	02
2. 環境影響評価項目 10	02
3. 環境影響評価条例対象事業 10	03
4. 環境影響評価条例に基づく受理状況10	04
5. 環境影響評価条例手続きを行った事業10	05
【15】建築協定制度 10	06
【16】まち美化行動計画実施状況	07
【17】枚方市の指定文化財 17	16
【18】ごみの現況 17	17
1. 家庭系ごみ及び事業系ごみの内訳 17	17
2. 平成 25 年度のごみ処理工程及びごみ処理量 1	18
【19】流域下水道別整備状況 17	19
【20】地下水の浄化対策の概要	19
【21】電気・ガス・水道の需要量	20
1. 電気需要量の現況 12	20
2. ガス需要量の現況 12	20
3. 水需要量の現況 12	21
【22】枚方市公害防止条例 12	21
【23】 市施設におけるダイオキシン類測定結果 12	22
1. 穗谷川清掃工場 12	22
2. 東部清掃工場 12	23
3. やすらぎの杜 12	24
【24】環境基準 12	25
【25】環境用語	34

第1部

環境行政の推進

第1部 環境行政の推進

【1】環境基本条例と第2次環境基本計画

本市では、平成 10 年 3 月に、市民、事業者、行政が協働して良好な環境の保全と創造に取り組んでいくための基本方針を定めた枚方市環境基本条例を制定しました。

平成 13 年 2 月に、同条例第 9 条に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画 的に推進するため、平成 22 年度を最終年度とする「枚方市環境基本計画」を策定し、市民・事 業者と様々な環境保全の取り組みを推進してきました。

さらに、これまでの実績と地球温暖化防止に向けた取り組みの本格化や資源循環に向けた取り組みの進展、生物多様性の重要性の高まりなどの社会状況等の変化を踏まえ、平成 23 年 3 月に「第 2 次枚方市環境基本計画」を策定しました。本計画は平成 23 年度から平成 32 年度までを計画期間としており、策定から概ね 5 年後に中間見直しを行います。

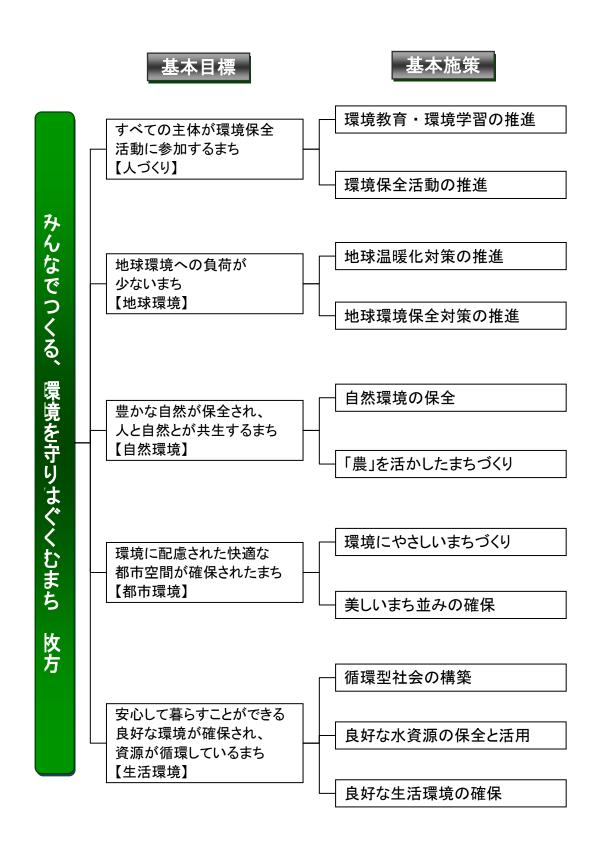
また、平成25年3月には、「第2次枚方市環境基本計画」に掲げる地球温暖化対策を具体化し、 取り組みを推進するとともに、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条の3に基づく地方公 共団体実行計画として「枚方市地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」を策定しました。

1. 計画のめざすべき環境像

枚方市環境基本条例の基本理念等を踏まえ、計画のめざすべき環境像を「みんなでつくる、環境を 守りはぐくむまち 枚方」として設定しています。

2. 施策の体系

めざすべき環境像を実現するため、めざすべきまちの姿である 5 つの基本目標を設定し、11 の基本施策を推進します。



【2】環境保全のための組織

1. 環境行政推進本部

環境行政推進本部では、本市における環境の保全及び創造に関する施策を推進するため、環境基本条例の運用に関すること、環境基本計画の推進及び改定に関すること、庁内における環境マネジメントシステムの構築等や、エコオフィスの推進に関することなどについて、調査審議し、決定しています。平成25年度における審議状況は、第4部資料編P79に示したとおりです。

また、平成25年4月1日に本市独自の環境マネジメントシステムである枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)を構築し、本市の環境の保全と創造に関する施策や、事務及び事業における省エネルギー、省資源の取り組みを推進しています。

2. 審議会等

(1)環境審議会

枚方市環境審議会は、本市における環境の保全と創造に関する基本的な事項を調査審議するため、環境基本法及び枚方市環境基本条例に基づき、平成10年7月2日に設置しました。

平成26年3月31日現在、委員は22名です。平成25年度における審議状況は、第4部資料編P79に示したとおりです。

(2)環境影響評価審査会

枚方市環境影響評価審査会は、本市における環境影響評価に関する手続き等を適正かつ円滑に推進するため、枚方市環境影響評価条例に基づき、平成5年7月1日に設置しました。

同審査会は、環境影響評価に関し学識経験を有する者のうちから市長が委嘱した者で組織 し、市長の諮問に応じて、環境影響評価制度に関する重要事項等について調査・審議します。

平成26年3月31日現在、委員は14名です。平成25年度における審議状況は、第4部資料編P79に示したとおりです。

(3) 風俗営業等審査会

枚方市風俗営業等審査会は、本市におけるラブホテル・ぱちんこ遊技場の建築及び風俗営業に関する同意について審査するため、枚方市風俗営業等審査会設置条例の規定に基づき、昭和49年4月1日に設置しました(平成10年4月1日に生活環境審議会から名称変更)。

平成26年3月31日現在、委員は8名です。なお、平成25年度は、同審査会の開催はありませんでした。

(4) 廃棄物減量等推進審議会

枚方市廃棄物減量等推進審議会は、本市における一般廃棄物の減量等に関する事項を審議するため、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及び枚方市廃棄物減量等推進審議会条例に基づき、平成6年10月1日に設置しました。

平成26年3月31日現在、委員は18名です。平成25年度における審議状況は、第4部資料編 P80に示したとおりです。

3. 国・大阪府・他の自治体との連携

大気汚染や水質汚濁、交通問題など、環境や公害に関する共通する課題及び地球環境の問題などへの対応について、国や大阪府と連携し、協力を図りながら、広域的な視点から取り組んでいます。

(1) 低炭素都市推進協議会

低炭素都市推進協議会は、低炭素型の都市・地域づくりに向けて、環境モデル都市の優れた取り組みの全国展開を図るとともに、低炭素社会づくりに積極的に取り組む海外の都市と連携し、我が国の優れた取り組みを世界に発信することを目的に、平成20年12月に設立されました。

同協議会は、内閣官房が事務局を担い、各省庁、都道府県、市区町村、政府関係機関等で 構成し、低炭素都市の実現に向けた取り組みの検討を行っています。

本市は平成**20**年度に加入し、平成**21**年度からグリーン・エコノミーワーキンググループに参加しています。

(2)環境自治体会議

環境自治体会議は、環境政策に熱心に取り組む自治体のネットワークで、市町村長、議員、 自治体職員等が、市民や研究者とともに、環境施策のあり方全般について討議、研究及び交 流することを目的として平成4年に設立され、本市は平成13年に加入しました。

平成 25 年度は、5 月 30 日~6 月 3 日に鹿児島県日置市にて、「未来へつなごう自然との共生」をテーマに開催されました。

(3) 大阪府フロン対策協議会

大阪府フロン対策協議会は、多方面で使用されている家庭用電気冷蔵庫、ルームエアコン、カーエアコン、業務用冷凍空調機等に含まれているフロンの大気放出防止に資する啓発活動を行うとともに、フロンの適切な処理を推進することにより、成層圏におけるオゾン層の保護及び地球温暖化防止に寄与することを目的としています。

同協議会では、フロンの回収、処理を推進するための啓発事業を行っています。

(4) 北河内公害・環境行政研究協議会

北河内公害・環境行政研究協議会は、北河内地区の7市(守口市、門真市、寝屋川市、四條畷市、大東市、交野市及び枚方市)の公害・環境行政の円滑な運営と進展を図るとともに、公害・環境行政担当者が緊密な連携をもち、資質の向上を図ることを目的として設立されました。

平成 25 年度は、地球温暖化対策、アスベスト対策、大気環境監視、環境美化、環境教育、 苦情処理事例研究等を議題として、定例会が 8 回開催されました。

(5) 大阪府アライグマ対策連絡協議会

大阪府アライグマ対策連絡協議会は、アライグマ対策の促進を図ることを目的としており、 捕獲状況等の情報交換、普及・啓発、措置に関する事務を行っています。

平成 25 年度は本市で 34 頭、大阪府全体では 1,214 頭の捕獲がありました。

(6) 淀川水質汚濁防止連絡協議会

淀川水質汚濁防止連絡協議会は、国土交通省近畿地方整備局をはじめ、琵琶湖・淀川水系の自治体と関係団体で構成しており、淀川の水質改善を目的として設立されました。

同協議会では、淀川水系の水質管理や水質保全活動として、琵琶湖をはじめ、淀川水系の河川等水系全体の水質調査や研究を行うとともに、緊急時における連絡、調整等の連携を図っています。

第2部

平成25年度の環境の現況

第1章 自然環境

第2章 大気・音環境

第3章 水環境

第4章 土壌・地盤環境

第5章 化学物質

第2部 平成25年度の環境の現況

第1章 自然環境

【1】気象

本市は、大阪湾岸内陸の内懐となると ころから、海風の影響を受けやすい位置 にあります。また、瀬戸内海式気候区に 属し比較的温暖な気候となっています。

平成25年の気温は、平均16.3℃、最高38.1℃、最低-2.8℃で、降水量は1,743.5mmでした。図2-1-1に枚方市の降水量と平均気温の推移を、第4部資料編P81に枚方地域気象観測所における気象データの経年変化を示します。

図 2-1-1 枚方市の降水量と平均気温の推移



なお、平成25年9月15日から16日にかけて降った雨は、市内で観測史上最多となる日降水量 188mmを記録するなど、豪雨による多くの浸水被害等が発生しました。

【2】自然環境の概観

本市の自然を概観すると、東部に生駒山系の一角をなす穂谷・尊延寺地区のまとまった樹林域が分布し、西部には淀川の河川敷の河畔林、これらに挟まれるように市街地が展開しており、この市街地を貫いて3本の河川(船橋川、穂谷川、天野川)が流れています。

【3】自然環境の特徴

1. 里山

集落とそれを取り巻く森林、それらと混在する農地、ため池、草地などで構成され、人間と 自然・生物が共存する地域を里山と呼んでいます。

穂谷・尊延寺地区の里山は、棚田やため池、森林など、さまざまな環境が組み合わさっており、棚田やため池の土手には里草地の植物が豊富に生育しています。また、オオタカ、サシバなどの猛禽鳥類の生息を支える豊かな生物相も存在しています。里山では、農業などに伴うさまざまな人間の働きかけを通じて環境が形成・維持されてきました。

特に、穂谷地区は、環境省の自然環境調査「モニタリングサイト1000」の里地タイプのコアサイト(重点調査地域)として選定され、平成 18 年度から専門家、ボランティアの市民による調査が行われています。

2. 水辺地

(1) 河川

淀川は、古来より治水、利水のための河川改修が進められてきた河川であり、生息する魚類の豊富さや貴重種の存在する水系としても知られています。

なかでもワンド群の重要性が深く認識され、楠葉地区及び牧野地区で、国土交通省によってワンドの保全、再生整備が図られています。また、楠葉地区は重要性の高い原野の植物(大規模な氾濫原を特徴づける植物)が豊富な地区であり、楠葉北部や船橋川河口付近等には、ややまとまったヨシ原がみられ、対岸の鵜殿(高槻市)のヨシ原と一体的に多様な野鳥の生息場所となっています。

また、天野川では平成 21 年 7 月に開催した市民公開調査「水辺の楽校」で、初めてアユ が確認され、それ以降、毎年確認されています。

(2) ため池

ため池は、もともと水田灌漑を目的として人工的に築造された水域ですが、長い年月の間 にさまざまな水生生物が移りすみ、特有の生態系を形成しています。

市街地の大きなものから里山に残る小さなため池までさまざまな形態が見られますが、それぞれ多様な生物相を支える重要な水辺空間といえます。

3. 農地

かつて水田には、カエルをはじめヘビ、トンボ、タニシ、フナ、ドジョウ、メダカが生息し、 それらを餌とするサギ類などの水鳥が多く飛来していました。一時期、強い農薬の使用によっ て、生物の多様性が失われましたが、回復の傾向にあります。市街地では、宅地化等により農 地は減少していますが、水田や畑と樹林地が一体となった空間は、都市の自然ネットワークの 要となり得ます。

なお、第5回自然環境調査では、本市の農耕地の面積は約642haでした。

4. 市街地の孤立林

住宅地や市街地に囲まれ、孤島のように分断された樹林地を孤立林といいます。市内には、 比較的大きな面積の樹林地を持つ山田池公園をはじめ、小面積で帯状の斜面樹林、点在する社 寺林などの孤立林が多く存在します。

5. 緑被率

本市が平成 23 年度から 24 年度にかけて行った第 5 回自然環境調査の結果では、表 2-1-1 に示すとおり、本市の緑被面積は 2,148.7ha、緑被率は 33.0%でした。

また、平成 12 年と比較すると、雑木林と農耕地が減少し、竹林、園地、草地が増加しています。表 2-1-2 に緑被別面積の変化を示します。

草地が増加した要因としては、河川敷での増加(一時的な工事や草刈等による消失後の回復)によるもののほか、山間地の耕作地放棄による増加などが考えられ、園地の増加については山田池南側区域等の新規緑地の開設などが考えられます。

表 2-1-1 緑被面積・緑被率の経年変化

調査年	緑被面積(ha)	緑被率(%)
平成 12 年	2, 161. 3	33. 5
平成 19 年	2, 066. 9	31.8
平成 23 年	2, 148. 7	33.0

表 2-1-2 緑被別面積の変化 (単位: ha)

	平成 12 年	平成 19 年	平成 23 年
雑木林	495. 2	461. 65	480. 85
竹林	221.9	224. 82	233. 18
植林	51. 79	54. 06	51. 83
園地	63. 45	114. 49	150. 85
農耕地	783. 07	701. 77	642. 74
草地	545. 91	510. 11	589. 19

緑被状況を、枚方市都市計画マスタープランに基づく地域別に、図2-1-2に示します。

図 2-1-2 地域別緑被状況

凡例	タイプ区分	植生凡例
	樹林タイプ	コジイ林,アラカシ林,ヤナギ林,コナラ林,アカマツ林,植林,竹林,ニセアカシア林,園地型植栽
	草本タイプ	高茎草本,低茎草本,芝草地,水田,畑地
	非緑地	造成直後の裸地,水域

地域別の緑被の特徴は下記のとおりです。

- ・東部地区は緑被地が6割に達するが他の地域は3割に満たない。
- ・中東部地区、南部地区は樹林タイプが比較的多いが、これは大きな孤立林である山田池 公園や桜木台(東中振、香里園桜木町周辺)が位置することによる。
- ・中部地域も樹林タイプが比較的多いが、これは淀川のヤナギ林が寄与している。

6. 保存樹木

「枚方市緑化指導要綱」に基づき、次のいずれかに該当する健全な樹木を保存樹木に指定しています。

- •1.5 メートルの高さにおける幹の周囲が 1.5 メートル以上であること。
- ・高さが 15 メートル以上であるもの。
- ・株立ちした樹木で高さが3メートル以上であるもの。
- ・推定 100 年以上生育し、由緒あるもの。

平成 26 年 3 月 31 日現在、保存樹木は 12 本です。詳細を第 4 部資料編 P82, 83 に示します。

7. 保存樹林

「枚方市緑化指導要綱」に基づき、次のいずれかに該当する健全で、その集団の樹容が美観 上特に優れている樹林を保存樹林に指定しています。

- ・その集団に存する土地の面積が、500平方メートル以上であるもの。
- ・500平方メートル以下であっても由緒ある樹木の集団であるもの。

平成26年3月31日現在、保存樹林は11か所です。詳細を第4部資料編P84に示します。

8. 鳥獣保護区等の指定状況

本市域は、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、鳥獣保護区または特定猟具 使用禁止区域に指定されています。

鳥獣保護区は、鳥獣の保護を図るために特に必要があると認めて指定される区域であり、第 二京阪道路以東の地域が「枚方鳥獣保護区」として、淀川とその堤防の区域が「淀川鳥獣保護 区」として指定されています。

鳥獣保護区では狩猟期間であっても狩猟が禁じられていますが、鳥獣により農林業や生活環境に被害が発生した場合は、有害鳥獣の捕獲が許可される場合があります。

特定猟具使用禁止区域は、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等に伴う危険の予防または指定区域の静穏の保持のため、特定猟具を使用した鳥獣の捕獲等を禁止する必要があると認めて指定される区域で、本市では鳥獣保護区に指定されていない区域が「枚方特定猟具使用禁止区域」として指定されています。

第2章 大気・音環境

【1】大気環境の現況

大気汚染は、工場または事業場などの固定発生源や自動車などの移動発生源から大気中に硫黄酸化物、窒素酸化物、ばいじん等の汚染物質が排出されることによって起こります。

これらの大気汚染物質の濃度が高くなると、人の健康や動植物に影響を及ぼします。このため、 人の健康を確保する上で維持されることが望ましい基準として、大気汚染に係る環境基準が定め られており、これを達成し維持するために、固定発生源の排出規制や移動発生源対策など種々の 規制を行うとともに大気環境の状況の把握を行っています。

大気環境については、住宅地域などに設置している一般環境大気測定局(以下「一般局」)**3**局 (楠葉局、枚方市役所局、王仁公園局)、自動車排出ガスの影響を受ける道路周辺に設置している自動車排出ガス測定局(以下「自排局」)**2**局(招提局、中振局)で常時監視を行っています。

平成25年度は、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、二酸化硫黄及び一酸化炭素については、測定しているすべての局で環境基準を達成しました。微小粒子状物質 (PM2.5) については、平成25年度は、年平均値は長期基準以下でしたが、日平均値は短期基準を上回り、環境基準を達成できませんでした。光化学オキシダントについては、測定しているすべての一般局で環境基準を達成できませんでした。

また、第二京阪道路による大気環境等への影響を適切に把握するため、第二京阪道路環境監視局(以下「第二京阪局」)2局(長尾局、津田局)を設置し、大気等の監視を行っています。平成25年度は、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質について、2局とも環境基準値を下回る結果が得られました。

平成25年度の大気汚染環境基準達成状況及び第二京阪局における大気の環境基準値との比較表を第4部資料編P90に示します。また、市内の大気汚染測定局の位置については、図2-2-1に示すとおりです。

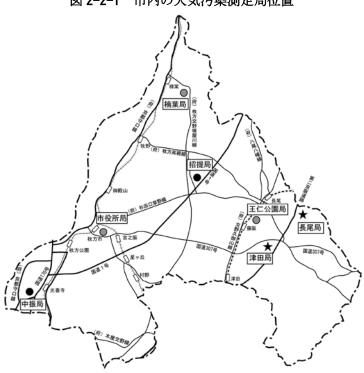


図 2-2-1 市内の大気汚染測定局位置

1. 二酸化窒素

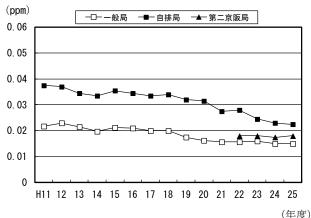
窒素酸化物には、一酸化窒素や二酸化窒 素などがあり、主に物の燃焼により発生し、 高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすとい われています。これらのうち二酸化窒素に ついて環境基準が定められています。

平成25年度は、一般局3局及び自排局2局 で測定し、すべての測定局で環境基準を達 成しました。第二京阪局2局では、2局とも に環境基準値を下回りました。

二酸化窒素濃度は、図2-2-2に示すとおり

一般局、自排局とも緩やかな減少傾向にあります。

図 2-2-2 二酸化窒素濃度(年平均値)の推移

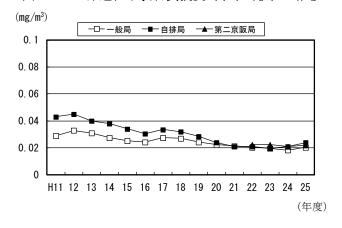


2. 浮遊粒子状物質

浮遊粒子状物質は、粒径が10 μm以下の大 気中に浮遊する粒子状の物質をいい、工場 から発生するばいじん、ディーゼル排ガス 等が原因とされ、これらは、粒子が小さい ため大気中に長時間滞留し、肺や気管等に 沈着して、呼吸器に悪影響を及ぼすといわ れています。

平成25年度は、一般局3局及び自排局2局 で測定し、すべての測定局で環境基準を達 成しました。第二京阪局2局では、2局とも に環境基準値を下回りました。

図 2-2-3 浮遊粒子状物質濃度 (年平均値) の推移



浮遊粒子状物質は、図2-2-3に示すとおり一般局、自排局とも長期的には減少傾向となって います。

3. 微小粒子状物質

微小粒子状物質(PM2.5)は、大気中に浮遊する粒径が2.5μm以下の小さな粒子で、物の 燃焼などによって直接排出されるものと、硫黄酸化物、窒素酸化物等のガス状大気汚染物質が 化学反応により粒子化したものがあり、工場等のばい煙や粉じん、自動車等の排ガス、土壌、 海洋、火山等さまざまな原因があるとされています。平成24年度から自排局の中振局で測定を 行っており、さらに平成26年3月から一般局の王仁公園局で測定を開始しました。

平成25年度の年間平均値は、表2-2-1に示すとおり、中振局では14.6 µg/m³と長期基準 $15 \mu \text{ g/m}^3$ 以下でしたが、日平均値の98%値が36. $9 \mu \text{ g/m}^3$ と短期基準35 $\mu \text{ g/m}^3$ を上回ったため、環 境基準を達成できませんでした。また、王仁公園局は有効測定日数に達していないため、評価 を行いませんでした。

なお、大阪府は、微小粒子状物質 (PM2.5) 濃度が国の暫定指針値 (日平均値70μg/m³) を 超えることが予測されると判断した場合、大阪府の全域に注意喚起を行うこととしています。

平成25年度は注意喚起が1回行われました。

 測定局
 年平均値
 日平均値の 年間 98%値
 環境基準の評価 達成○ 未達成×

 中振
 14.6
 36.9
 ×

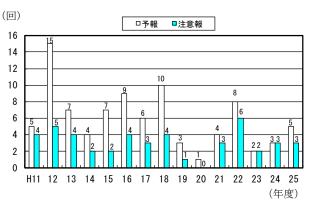
表 2-2-1 微小粒子状物質測定結果

4. 光化学オキシダント

光化学オキシダントは、工場、事業場及び 自動車等から排出される窒素酸化物や炭化水 素類を主体とする一次汚染物質が、紫外線に よる光化学反応を起こすことにより二次的に 生成されるオゾンなどの物質の総称で、光化 学スモッグの原因物質となっています。

光化学オキシダントは強い酸化力を持ち、 高濃度では眼やのどへの刺激や呼吸器への影響を及ぼし、農作物へも影響を与えることが あります。

図 2-2-4 本市域を含む北大阪地域での 光化学スモッグ情報発令回数の推移



光化学オキシダントの環境基準の達成状況は、全国的に極めて低く、平成25年度は、本市に おいても一般局3局すべてで環境基準を達成できませんでした。

なお、光化学オキシダントが高濃度で、その状態が継続されると認められるときは、大阪府が光化学スモッグ情報を発令しています。平成25年度の本市域を含む北大阪地域での光化学スモッグ情報発令回数は、図2-2-4に示すとおり予報5回、注意報3回で、平成24年度に比べ増加しました。

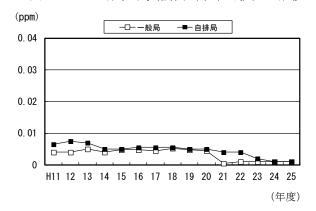
5. 二酸化硫黄

二酸化硫黄は、硫黄分を含む燃料を燃焼することなどにより発生し、高濃度になると呼吸器に影響を及ぼすといわれています。

平成25年度は、一般局2局及び自排局1局で 測定し、すべての測定局で長期的評価及び短 期的評価ともに環境基準を達成しました。

二酸化硫黄濃度は、図2-2-5に示すとおり 一般局、自排局とも低い水準で推移していま す。

図 2-2-5 二酸化硫黄濃度(年平均値)の推移



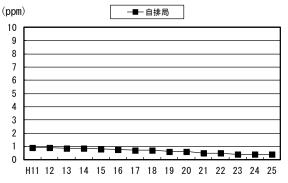
6. 一酸化炭素

一酸化炭素は、物の燃焼時における不完全燃焼により発生し、自動車の排気ガスが主な発生源となっており、体内の酸素循環を阻害するといわれています。

平成25年度は、自排局1局で測定し、長期的評価及び短期的評価ともに環境基準を達成しました。

一酸化炭素濃度は、図2-2-6に示すとおり低い水準で推移しています。

図 2-2-6 一酸化炭素濃度(年平均値)の推移



(年度)

【2】騒音の現況

道路に面する地域29地点及びそれ以外の地域(以下「一般地域」)24地点のうち、平成25年度は、道路に面する地域9地点及び一般地域8地点で環境騒音モニタリング調査を実施しました。

道路に面する地域における面的評価による環境基準の達成状況は、表2-2-2に示すとおり、市全体で昼夜ともに達成できたのは26,783戸(91.7%)、昼間のみ達成は1,220戸(4.2%)、夜間のみ達成は23戸(0.1%)で、1,188戸(4.1%)については、昼夜ともに環境基準を超過していました。

また、一般地域における騒音レベルは、表**2-2-3**に示すとおり、すべての地点で環境基準を達成しました。

道路の種別	評価区間 延長 (km)	評価 区間 (区間)	評価対象 住居等戸数	昼夜とも 基準値満足	昼間のみ 基準値満足	夜間のみ 基準値満足	昼夜とも 基準値超過
一般国道	25. 9	19	6, 338 戸	4, 960 戸 (78. 3%)	696 戸 (11. 0%)	0 戸 (0.0%)	682 戸 (10. 8%)
府 道	53. 4	22	22, 876 戸	21, 823 戸 (95. 4%)	524 戸 (2. 3%)	23 戸 (0. 1%)	506 戸 (2. 2%)
全 体	79. 3	41	29, 214 戸	26, 783 戸 (91. 7%)	1, 220 戸 (4. 2%)	23 戸 (0. 1%)	1, 188 戸 (4. 1%)

表 2-2-2 道路に面する地域の環境基準達成状況

夜 地点数 地域の区分 測定値 測定値 環境 適合地点数 環境 適合地点数 基準値 (Leg) (適合率%) 基準値 (Leg) (適合率%) A地域 55dB $36\sim$ 45dB $29\sim$ 12 12 12 (100%)(100%)専ら住居の用に供される地域 以下 43dB 以下 38dB 32~ B地域 55dB 41~ 45dB 6 主として住居の用に供される地域 以下 50dB (100%)43dB (100%)以下 6 6 60dB 39~ 50dB $34\sim$ 相当数の住居と併せて商業、工業 6 以下 (100%)(100%)51dB 以下 45dB 等の用に供される地域 24 24 29~ $36\sim$ 全 地 域 24 (100%)(100%)51dB 45dB

表 2-2-3 一般地域の環境基準達成状況

⁽注)昼間とは、午前6時から午後10時まで、夜間とは、午後10時から午前6時までを示す。

⁽注) 昼間とは、午前6時から午後10時まで、夜間とは、午後10時から午前6時までを示す。

【3】自動車交通の現況

国道1号における昼間交通量は、図2-2-7のとおりです。

また、平成22年3月20日に全線開通した第二京阪道路の交通量は、表2-2-4に示すとおり、平成 24年度と比較して津田局は増加、長尾局は減少しています。

本市の自動車保有台数は、図2-2-8に示すとおり、平成26年4月1日現在で普通乗用車が43.210 台、小型乗用車が51,014台、軽四輪乗用車が35,088台となり、軽自動車(四輪乗用)の保有台数 が増加し、小型乗用や小型貨物の保有台数が減少する状況にあります。

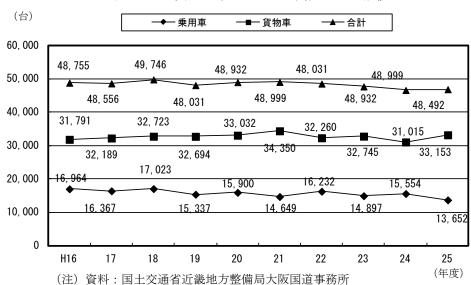


図2-2-7 国道1号における昼間交通量の推移

表 2-2-4 第二京阪道路交通量調查結果

(台/日)

X==: 水—水(水色料)							
測定地点	測定対象道路		平成 25 年 11 月	平成 24 年 11 月	増減		
	側足刈豕坦鉛	大型車類	小型車両	合計	合計	1百/00	
津田局	専用部	12, 000	34, 700	46, 700	44, 500	+2, 200	
	一般部	5, 459	18, 513	23, 972	23, 488	+484	
長尾局	専用部	15, 300	28, 300	43, 600	47, 600	-4 , 000	
	一般部	3, 853	18, 373	22, 226	22, 779	-553	

→ 普通貨物 —■— 小型貨物 ─▲─ 普通乗用 (台) - 小型乗用 - 軽四輪乗用 -軽四輪貨物 80,000 70,000 60,000 50,000 40,000 30,000 20,000 10,000 0

図 2-2-8 枚方市内自動車保有台数の推移

(注) 資料:大阪府北河内府税事務所

S55 60 H元 5 10 11 12 13

14 15

16 17 18 19 20 21 22 23 24 25

(年度)

第3章 水環境

【1】河川水質の現況

市内河川等の水質の状況を把握するため、河川 16 地点、山田池 1 地点で水質調査を実施しています。各測定地点の位置は図 2-3-1 のとおりです。

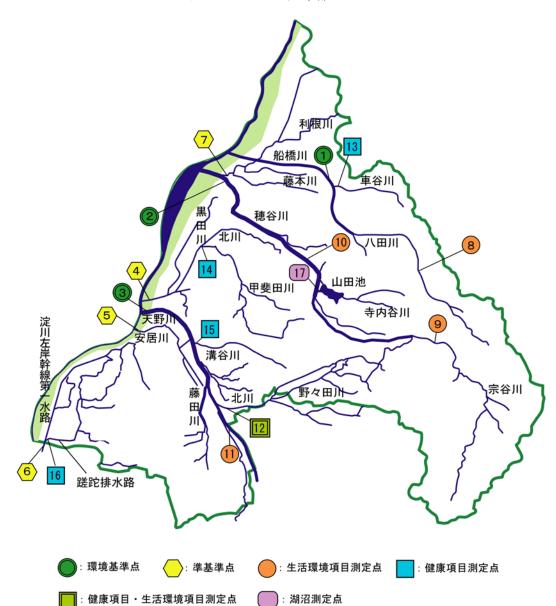


図 2-3-1 河川等水質調査地点

番号	河川名	地点名	番号	河川名	地点名
1	船橋川	新登橋上流	10	穂谷川	穂谷川新橋
2	穂谷川	淀川合流直前	11	天野川	枚方交野市境
3	天野川	淀川合流直前	12	北川	北川流末
4	黒田川	西ノロ樋門	13	車谷川	車谷川流末
5	安居川	淀川合流直前	14	黒田川	北川合流直前
6	淀川左岸幹線第一水路	枚方寝屋川市境	15	溝谷川	溝谷川流末
7	藤本川	淀川合流直前	16	蹉跎排水路	蹉跎排水路流末
8	船橋川	新宇治橋	17	山田池	山田池池尻
9	穂谷川	上渡場橋			

1. 人の健康の保護に関する項目

人の健康の保護に関する項目は、水質汚濁に係る環境基準において、人の健康の保護のために、カドミウム、全シアン、鉛等の 27 項目が定められています。

平成 25 年度は、環境基準 3 地点(船橋川、穂谷川及び天野川の流末)のすべてにおいて、環境基準を達成するとともに、準基準点、独自測定点においても環境基準を満足していました。

2. 生活環境項目

生活環境項目は、水質汚濁に係る環境基準において、生活環境を保全する上で維持することが望ましい基準として水素イオン濃度 (pH)、生物化学的酸素要求量 (BOD)、浮遊物質量 (SS)、溶存酸素量 (DO) 及び大腸菌群数等が定められています。平成 25 年度は、BOD については、環境基準点 2 地点 (穂谷川、天野川) で環境基準を達成しましたが、船橋川については達成できませんでした。なお、穂谷川では、昭和 50 年に環境基準が設定されて以降、はじめての環境基準達成となります。 SSについては、環境基準点 2 地点 (穂谷川、天野川)で環境基準を達成しましたが、船橋川については達成できませんでした。DOについては環境基準点 3 地点とも環境基準を達成しました。

また、pH及び大腸菌群数については、3地点とも環境基準を達成できませんでした。要因としては、pHについては、藻などによる炭酸同化作用によりpHが高くなるためと考えられます。大腸菌群数については、長期的には減少傾向となっていますが、生活排水等による影響が考えられます。

水性生物の生息状況の適応性の指標である全亜鉛は、船橋川で環境基準を達成できませんでした。ノニルフェノールについては、全地点で環境基準を達成しました。

環境基準点におけるBODの環境基準達成状況と生活環境項目の状況を表 2-3-1 及び表 2-3-2 に示します。

河川名	地点名	環境基準値	B O D 75% 値	環境基準の評価 達成〇 未達成×
船橋川	新登橋上流		3. 6	×
穂谷川	淀川合流直前	3mg/L 以下	2. 8	0
天野川	淀川合流直前		2. 3	0

表 2-3-1 環境基準点におけるBODの環境基準達成状況

(注) 75%値:年間の同一地点の全測定結果を小さいものから順に並べ、全測定回数に 0.75 を乗じて得られた数(n)番目に相当する測定値を示す。BODの環境基準の達成状況はこの値をもって評価する。

環境基準達成状況 環境基準値超過状況 達成〇 未達成× 項目 рН 大腸菌群数 全亜鉛 ノニルフェノール BOD DΟ SS m/n 年平均値(mg/l) 年平均値(mg/l) m/n m/n m/n % % m/n % 河川 % % 24/48 5/12 1/12 0/12 3/12 0.034 <0.00006 船橋川 50 42 8 0 25 \bigcirc 13/48 2/12 0/12 0/12 0 2/12 17 0.009 <0.00006 穂谷川 27 17 0 \bigcirc \bigcirc 9/48 0/12 0/12 0 0/12 0 2/12 17 0.012 \bigcirc 0.00006 天野川 19 0 \bigcirc

表 2-3-2 環境基準点における生活環境項目の状況

(注) n は総検体数、m は環境基準超過検体数を示す。

環境基準点のBODの平均値の推移は、図2-3-2に示すとおり、年によって若干変動がある ものの、長期的には減少傾向にあります。

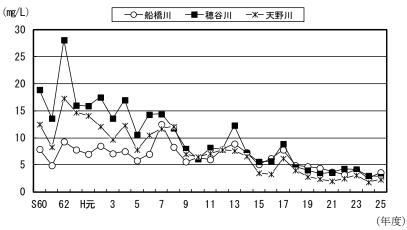


図 2-3-2 環境基準点でのBODの年平均値の推移

【2】地下水質の現況

地下水質の状況を把握し、地下水の保全に関する施策を適切に実施するために、概況調査、汚染井戸周辺地区調査及び継続監視調査を行っています。

1. 概況調査

概況調査は、市域の全体的な地下水質の状況を把握するために実施する調査で、平成 25 年度は、招提元町地区、渚本町地区及び高田 1 丁目地区の計 3 地区各 1 地点で調査を実施しました。

その結果、すべての地点で環境基準を満足していました。

2. 污染井戸周辺地区調査

汚染井戸周辺地区調査は、概況調査等により新たに汚染が発見された場合に、その広がりや原因を調べる調査です。汚染が発見された井戸の周辺井戸を調査し、その結果、汚染の継続的な監視等が必要と判断された場合には、経年的なモニタリングとして継続監視調査を実施することとなります。

平成 25 年度は、大字津田地区、北中振 3 丁目地区、北中振 4 丁目地区、山田池公園地区及び走谷地区において、汚染井戸周辺地区調査を実施しました。

3. 継続監視調査

継続監視調査は、汚染の継続的な監視が必要とされた井戸の調査です。平成 25 年度は合計 9 地区で調査を行いました。また、天然に存在する物質や肥料由来と思われる物質が原因と考えられる 4 地区については、平成 25 年度から 4 年に一度の頻度で調査を行っています。

その結果、長尾元町地区で硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素が、津田元町地区で1,1-ジクロロエチレンが、それぞれ環境基準値を超過して検出されました。

なお、継続監視調査等で継続的に監視をしている井戸で、汚染の改善が一定期間以上みられた場合、再度、周辺井戸を調査し、その地区での汚染の改善が確認されると、調査を終了することとしています。

第4章 土壤・地盤環境

【1】地盤沈下の現況

1. 枚方市地盤沈下水準測量結果

地盤沈下対策として、枚方市公害防止条例で地下水の採取規制を行うとともに、地盤沈下状況を把握するため、昭和47年に市内42地点に一級水準点を設置し、水準測量を実施しています。地盤沈下対策の推進により、昭和60年代に入り地盤沈下が沈静化してきたため、平成元年度から隔年で水準測量を実施していましたが、平成21年度以降は、大阪府に合わせて、3年に1回水準測量を実施することにしています。直近では、平成24年度に水準測量を実施しました。枚方市水準点及び平成24年度に実施した枚方市内の地盤沈下変動量は、第4部資料編 P91に示すとおりです。

2. 阪神地区地盤沈下広域水準測量結果

国(国土地理院)と大阪府が、阪神地区地盤沈下広域水準測量の一環として、平成21年度以降は3年に1回水準測量を実施しています。本市域にも、国と大阪府の水準点が合わせて8地点存在します。直近では、平成24年度に水準測量を実施しました。大阪府の水準点の位置、大阪府水準点における経年沈下量、平成24年度における大阪府水準点地盤沈下変動量は、第4部資料編P92に示すとおりです。

3. 地下水位測定結果

地盤沈下は、過剰な地下水の採取により地下水位が低下し、地下の帯水層の上下にある粘土 層中の水が搾り出され、圧密することにより引き起こされる現象です。このことから、地盤沈 下の兆候を把握するため、地下水位の測定を行っています。

平成25年2月から招提地区と磯島地区、平成26年3月から村野地区で新たに測定を開始し、 合計5地区で地下水位の測定を実施しています。

その結果、出口地区では年間を通じて地下水位に大きな変動はなく、田口地区、招提地区及び磯島地区の3地区では、夏季に地下水位が若干低下していますが、その後、元の水位まで回復しています。地下水位(静水位)の月平均値の変化を第4部資料編P93に示します。

第5章 化学物質

【1】環境中の化学物質の現況

1. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、工業的に製造される物質ではなく、物の焼却の過程などで意図せず生成してしまう物質であり、発がんを促進する作用や、甲状腺機能の低下、免疫機能の低下を引き起こす等の影響を及ぼすといわれています。

環境中のダイオキシン類濃度の把握のため、ダイオキシン類調査を実施しています。平成25年度は、大気1地点、地下水1地点、土壌1地点については本市が、河川水質3地点、底質3地点については大阪府が、それぞれ調査を行いました。

ダイオキシン類濃度は、いずれも環境基準を満足していました。

(1) 大気

枚方市役所局(一般局)で調査を実施し、年平均値は表2-5-1に示すとおり0.023pg-TEQ/m³であり、環境基準を満足していました。

表 2-5-1 大気中のダイオキシン類濃度

調査地点	春季 5/16~5/23	夏季 8/22 ~ 8/29	秋季 10/17~10/24	冬季 1/9 ~ 1/16	年平均値
枚方市役所局	0. 030	0. 022	0. 025	0. 014	0. 023

(注) 環境基準値: 年平均値で 0. 6pg-TEQ/m³以下

(2) 河川水質及び底質

河川水質及び底質については、大阪府が調査を実施し、船橋川、穂谷川及び天野川の3地点の結果は、表2-5-2に示すとおり、水質の年平均値は $0.20\sim0.32$ pg-TEQ/L、底質は $0.32\sim0.61$ pg-TEQ/g であり、環境基準を満足していました。

表 2-5-2 河川水質及び底質のダイオキシン類濃度

(単位:水質はpg-TEQ/L、底質はpg-TEQ/g)

(単位:pg-TEQ/m³)

調査地点		底質		
神 鱼地点	春季	秋季	年平均値	瓜貝
船橋川 (新登橋上流)	0. 35	0. 090	0. 22	0. 61
穂谷川(淀川合流直前)	0. 56	0. 083	0. 32	0. 32
天野川 (淀川合流直前)	0. 28	0. 11	0. 20	0. 57

(注) 環境基準値:河川水質は1pg-TEQ/L以下 底質は150pg-TEQ/g以下

備考:大阪府が測定

(3)地下水質

高田 1 丁目の井戸で調査を実施し、表 2-5-3 に示すとおり 0. 063pg-TEQ/L であり、環境基準を満足していました。

表 2-5-3 地下水質のダイオキシン類濃度 (単位:pg-TEQ/L)

調査地点	測定値	試料採取日
高田1丁目	0. 063	平成 25 年 11 月 20 日

(注) 環境基準値: 1pg-TEQ/L 以下

(4) 土壌

土壌中のダイオキシン類は蹉跎西小学校で調査を実施し、表 2-5-4 に示すとおり 1.6 pg-TEQ/g であり、環境基準を満足していました。

表 2-5-4 土壌中のダイオキシン類濃度 (単位:pg-TEQ/g)

調査地点	測定値	試料採取日
蹉跎西小学校	1.6	平成 25 年 11 月 20 日

(注) 環境基準値: 1000pg-TEQ/g 以下

2. アスベスト

アスベストは、繊維状の鉱物で極めて細いため、人の肺の奥まで入り込み健康影響を及ぼす おそれがあることが知られている物質であり、平成 17 年度から測定を実施しています。

平成 25 年度は、11 月 12 日から 14 日の 3 日間に、枚方市役所局(一般局)で、大気中のアスベスト濃度調査を実施しました。その結果、調査地点におけるアスベスト濃度は、表 2-5-5 に示すとおり 0.057 未満 \sim 0.17 本/L でした。なお、この値は、世界保健機関(WHO)の環境保健クライテリア(注)と比べて低い濃度でした。

(単位:本/L)

表 2-5-5 大気中のアスベスト濃度

38 ** W. F	測定値				
調査地点	平成25年11月12日	平成 25 年 11 月 13 日	平成 25 年 11 月 14 日		
枚方市役所局	0. 17	0.057 未満	0. 057 未満		

(注)世界保健機関(WHO)の環境保健クライテリア

「世界の都市部の一般環境中の石綿濃度は、1~10本/L程度であり、この程度であれば、健康リスクは検出できないほど低い。」

3. 有害大気汚染物質

有害大気汚染物質は、低濃度でも長期間の曝露により、発がん性などの健康影響が懸念される物質の総称で、現在、環境省により 248 物質が示され、その中で健康リスクがある程度高いと考えられる 23 物質が優先取組物質として選定されています。

本市では、優先取組物質のうち測定法が確立している物質について、枚方市役所局(一般局)で 21 物質、招提局(自排局)で 7 物質を測定しています。

その結果、環境基準が設定されている項目及び環境基準が設定されていない物質のうち指針値が設定されている項目については、表 2-5-6 のとおり、基準値または指針値を下回っていました。

表 2-5-6 有害大気汚染物質の調査結果(年平均値)

(環境基準が設定されている物質)

項 目 (単 位)	ベンゼン (μg/㎡)	トリクロロエチレン (μg/m³)	テトラクロロエチレン (μg/m³)	ジクロロメタン (μg/m³)
環境基準値	3以下	200以下	200以下	150以下
枚方市役所局	1. 0	0. 43	0. 20	1. 3
招 提 局	1. 2		_	_

(指針値が設定されている物質)

項 (.	〔		アクリロ ニトリル (μg/m³)	塩化ビニル モノマー (μg/m³)	水銀及び その化合物 (ngHg/m³)	ニッケル 化合物 (ngNi/m³)	クロロ ホルム (μg/㎡)	1, 2— ジクロロエダン (μg/㎡)	1, 3— ブタジエン (μg/m³)	ヒ素及び その化合物 (ngAs/m³)
指	針	値	2以下	10以下	40以下	25以下	18以下	1.6以下	2. 5以下	6以下
枚え	方市役	折局	0. 031	0. 025	2. 1	6. 2	0. 18	0. 15	0. 12	2. 1
招	提	局	_	—		5. 2	—	—	0. 17	_

第3部

平成25年度における

第2次環境基本計画に基づく施策の実施状況

- 第1章 すべての主体が環境保全活動に参加するまち
- 第2章 地球環境への負荷が少ないまち
- 第3章 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生 するまち
- 第4章 環境に配慮された快適な都市空間が確保 されたまち
- 第5章 安心して暮らすことができる良好な環境が 確保され、資源が循環しているまち

第3部 平成25年度における第2次環境基本計画に基づく施策の実施状況

第1章 すべての主体が環境保全活動に参加するまち

【1】環境教育・環境学習の推進

1. 学校における環境教育・環境学習の推進事業

主な取り組み

(1) 学校版環境マネジメントシステム(S-EMS) 事業

学校園における独自の環境マネジメントの一環として、平成 18 年度から、すべての教職員が環境について認識を深め、その経験を幼児・児童・生徒への環境教育活動に生かしていくことを目的に、すべての市立学校園で市独自の「学校版環境マネジメントシステム」(S-EMS) に取り組んでいます。

S-EMSは、環境管理総括者(教育長)が策定した環境方針をもとに、各学校園において環境目標を設定し、目標に向けた行動計画を作成した上で、省エネルギー行動と学校園独自の環境保全の取り組みを実施するものです。

電気、ガス及び水道の使用量と二酸化炭素排出量については、S-EMSの趣旨を踏まえ、 削減に取り組みます。

また、緑のカーテンや緑のじゅうたんの環境教育への活用、生ごみの堆肥作りと野菜栽培への活用、幼稚園と近隣小中学校とのエコ連携活動、企業や市役所職員による環境学習講座の受講など、各学校園独自の環境保全の取り組みを実践しました。

これらのS-EMSの取り組みについては、各学校園においてNPO法人ひらかた環境ネットワーク会議環境教育サポート部会の支援を得て、実施しています。

なお、各学校園におけるS-EMSの取り組みについては、市による認定制度を設けており、その運用について、毎年、書類審査を行っています。

平成25年度の審査の結果、全75学校園において取組を継続していることが確認できたことから、全学校園の認定が継続されました。

(2)環境出前授業の実施

平成18年9月に策定した「枚方市環境教育・環境学習推進指針」の重点テーマである「幼児の学びづくり」を進めるため、市民団体、市民及び市職員が講師となって保育所(園)・幼稚園で環境出前授業を実施しています。

平成 25 年度は、表 3-1-1 のとおり、クラフトワーク、しぜんハイキング、ごみのお話、はがきづくりの 4 つのメニューを 28 保育所(園)・幼稚園で計 34 回の出前授業を実施し、参加園児の延べ人数は 4,214 人でした。









表 3-1-1 環境出前授業 メニュー

メニュー	内容
クラフトワーク	穂谷の里山で間伐した竹や雑木を利用したクラフトの作成
しぜんハイキング	散策や昆虫、植物の説明を通じての自然体験学習 (平成 25 年度は、山田池公園で実施)
ごみのお話	紙芝居「3つのお約束(食べ残しをしない、片づけをする、工夫して使う)」の紹介 パッカー車でのごみの収集体験 エコレンジャーショー
はがきづくり	環境紙芝居の実施 牛乳パックからのはがき作り

(3)環境副読本の作成

小学 4~6 年生を対象に、環境に関する認識を深めるため、小学 4~6 年生用環境副読本「わたしたちのくらしと環境」を作成し、市内各小学校の 4 年生に配布しています。「わたしたちのくらしと環境」には、身近なごみの話から枚方市の環境の現状、地球環境の保護、環境出前授業の紹介などを掲載しています。

平成 25 年度作成分は、環境を取り巻く状況の変化や学校での利用状況を踏まえて、内容を 刷新しました。

(4)「ひらかたエコライフつうしんぼ」の作成

地球温暖化をはじめとした環境保全への興味・関心を高めることを目的とし、子どもたちを対象に「ひらかたエコライフつうしんぼ」を作成し、希望する市内小学校に配布しています。「ひらかたエコライフつうしんぼ」に取り組むことにより、子どもが家族の、また家族が子どものエコライフ実践度を相互にチェックすることができます。

平成 25 年度は、25 小学校の 4~6 年生 2,731 人から取り組んだ内容・感想などの提出がありました。

(5) 教職員環境教育関係研修事業

教職員に対して環境教育関係研修を実施することにより、自然の大切さや環境保全の必要性を知るとともに、学校での環境教育の充実を図っています。

平成 25 年度は、総合的な学習の時間実践研修と理科担当者研修の 2 回の研修を行いました。

2. 地域における環境教育・環境学習の推進事業

(1)環境講座の実施

環境講座などを開催することで、生涯学習の一環としての環境教育・環境学習を推進しています。

平成 25 年度は、市民や事業者からの依頼に応じて、表 3-1-2 に示すとおり 4 回の環境講座を実施しました。

30 1 2 1 1/1/2 20	
実施日	対象
平成 25 年 7 月 12 日	廃棄物減量等推進員総会
平成 25 年 9 月 7 日	くらわんか塾
平成 25 年 10 月 24 日	枚方交野民主商工会
平成 25 年 12 月 12 日	生きがい創造学園

表 3-1-2 平成 25 年度環境講座実施一覧

(2) グリーンコンシューマー活動啓発事業

平成 17 年 10 月に策定した「グリーンコンシューマー行動推進指針」に基づき、地球環境問題を解決していくための取り組みの一つとして、グリーンコンシューマー育成を推進しています。応募のあった市民に依頼する「くらしのリーダー」が中心となり、グリーンコンシューマー活動の意義の普及・啓発を行うとともに実践活動を行っています。

平成 25 年度は、市内主要店舗 46 店舗への調査を 2 回、マイバッグキャンペーンを 3 回、エコ見学会やエコ得セミナー等の講習会を 9 回実施しました。

【2】環境保全活動の推進

1. 総合的な環境保全対策の推進

主な取り組み

(1)環境マネジメントシステムの運用

① 本市の環境マネジメントシステムについて

本市では、環境保全に率先して取り組むための一つの手段として、平成 13 年 10 月 24 日に、環境マネジメントシステムの国際規格である I S O 1 4 0 0 1 の認証を取得しました。その後、市民病院や清掃工場など、適用範囲を順次拡大し、環境保全の取り組みを推進してきました。

認証取得から11年が経過し、これまでの運用で環境マネジメントのノウハウを習得するとともに、職員の環境意識の高まりやエネルギー使用量の削減に向けた取り組みの定着がみられるなど、一定の成果を得ることができました。その一方で、他の取り組みとの重複や認証取得を維持するための経費・事務作業などの負担が課題となっていました。

これらのことから、環境保全活動の一層の推進とさらなる事務の効率化を図ることを目的に、これまで計画や指針ごとに行っていた管理の集約・一元化を行い、本市の組織体制や活動内容に適した環境マネジメントシステム「枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)」を平成 24 年度に新たに構築し、平成 25 年 4 月 1 日から運用を開始しました。

② 枚方市環境マネジメントシステム (H-EMS) の概要

枚方市環境マネジメントシステム(H-EMS)は、本市の環境の保全と創造に関する施策や、事務及び事業における省エネルギー・省資源の取り組みを推進するため、Plan(計画)、Do(実施)、Check(点検・評価)、Action(見直し)を行いながら、継続的に取り組む本市独自のマネジメントシステムです。

具体的には、「第2次枚方市環境基本計画」や「枚方市地球温暖化対策実行計画」に基づく施策・事業の進捗管理のほか、「枚方市エコオフィスに関する取り組み指針」に基づくエネルギー管理やエコオフィス活動についても、システムの年間スケジュールに組み込むことにより、本市の環境配慮活動を総合的にマネジメントします。平成25年度の環境マネジメントシステムの運用については、第4部資料編P94,95に示すとおりです。

(2) グリーン購入の推進

平成 14 年 12 月に、「枚方市環境に配慮した物品の購入(グリーン購入)推進指針」を策定し、環境に配慮した物品の購入・利用を進めています。指針には、市役所の事務及び事業を執行する上で必要な物品等について、必ず環境に配慮した物品を選定するように明記しています。

平成 15 年度には、本市のグリーン購入率を把握するため、「グリーン購入実施行動計画」 を策定し、指針・行動計画とも、必要に応じて見直しを図っています。

なお、平成25年度のグリーン購入率は、95.0%でした。

(3)公共工事における環境配慮

公共工事において、環境配慮型(低排出ガス・低騒音・低振動型)の建設機械の使用を行うとともに、建設リサイクル材の利用や建設資材(土砂、砕石、アスファルト合材など)の 再資源化を推進しています。

平成 25 年度は、工事発注時に環境に配慮した仕様書(設計書)を作成するとともに、工事に際しては、再生材の利用、再資源化、環境配慮型建設機械の使用を実施しました。

2. 市民・事業者の環境保全活動の推進

主な取り組み

(1)環境表彰の実施

ごみ減量、まち美化、自然保護などの環境保全活動を普及・啓発するため、環境保全活動への熱心な取り組みをされている市民・事業者に対して環境表彰を行っています。

平成26年2月1日の「ひらかた2014」における環境表彰式典で、枚方市環境表彰を6団体、学校園環境表彰を10校園、緑のカーテンコンテスト表彰を6件(企業学校部門3団体、個人部門3人)、枚方市大型太陽光発電設備愛称コンテスト表彰を6人実施しました。

(2) NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議への支援

市民、事業者、行政がパートナーシップを形成し、ともに取り組みを行うための拠点組織として、平成16年2月にひらかた環境ネットワーク会議が設立されました。その後、組織と活動を更に充実するため、平成18年4月3日に大阪府からNPO法人の認証を受けました。

平成 26 年 3 月 31 日現在の個人会員数は 113 人(正会員 107 人、賛助会員 6 人)、非営利団体会員数は 18 団体(正会員 17 団体、賛助会員 1 団体)、営利団体会員数は 6 団体(正会員 6 団体)です。

平成 25 年度に本市と共催し、実施した事業は、「ライトダウンキャンペーン」、「ひらかたエコチェックDAY」、「ひらかたエコフォーラム2014」です。

(3)枚方市地球温暖化対策協議会事業

市域における二酸化炭素の排出削減を図るため、地球温暖化対策推進法第 26 条に基づく「地球温暖化対策協議会」を平成 21 年 4 月に市内事業者と本市で設立しました。

協議会では、市のホームページやメールマガジンによる情報発信、会員事業者による出前授業・講座の実施、「ライトダウンキャンペーン」や「ひらかたエコチェックDAY」への参加・協力、協議会PRイベント「環境広場」などの取り組みを実施しています。

平成25年度事業計画に基づき活動した延べ事業所数は767社でした。

なお、会員数は、平成 26 年 3 月 31 日現在 116 社となっています。

(4) ISO14001及びエコアクション21認証取得促進事業

ISO14001及びエコアクション21の認証制度について広報ひらかたや市のホームページで周知・紹介を行い、認証を取得しようとする中小企業者に対し経費の一部を補助しています。

平成25年度の補助金交付申請は1件でした。

3. 環境情報の提供

主な取り組み

(1)「ひらかたの環境(環境白書)」の発行

「ひらかたの環境(環境白書)」は、環境問題に関する理解を深め、市民・事業者の取り組みを促進することを目的に、本市の環境の状況や環境基本計画に基づく施策・事業の進捗状況等をお知らせするものとして毎年度発行しています。

「ひらかたの環境(環境白書)」は、市役所別館 6 階の行政資料コーナー、市役所分室 2 階の縦覧室に配架しているほか、市内図書館で貸し出しを行っています。また、平成 22 年版 以降の「ひらかたの環境(環境白書)」は市のホームページに掲載しています。

(2)「ひらかたエコレポート2013」の発行

わかりやすい環境情報冊子として、毎年度エコレポートを発行し、配布しています。 平成 25 年度は、カレンダー形式にして、主に市の環境保全に関する取り組みを中心に紹介しました。

(3)「環境データ集」の発行

枚方市内の河川の水質や大気の状況を継続的に監視し、年度ごとに調査結果を取りまとめ「環境データ集」として公表しています。

「環境データ集」は市役所別館 6 階の行政資料コーナー、市役所分室 2 階の縦覧室に配架 しているほか、市内図書館で貸し出しを行っています。また、平成 21 年版以降の「環境デー タ集」は市のホームページに掲載しています。

(4)環境情報コーナーのリニューアル

平成 25 年度に、サプリ村野 2 階フロアに地球温暖化対策や省エネなどの環境に関する情報発信を行うことを目的として、「環境情報コーナー」をリニューアルしました。省エネナビの無料貸し出しや、枚方で見ることができる昆虫の標本の展示、自転車発電などによる啓発を行っています。また、エコドライブシミュレーターなども常設しており、環境にやさしい行動や取り組みなどを楽しく学ぶことができます。

(5) 中央図書館エコライフコーナーの充実

中央図書館 4 階フロアに環境に関する図書を集めた「エコライフコーナー」を設置しています。平成 25 年度は、エコライフ関連の資料約 785 冊を特集コーナーに設置し、エコライフコーナーの充実を進めました。

(6) 広報ひらかた・エフエムひらかたによる環境保全の啓発

広報ひらかたに、節電の呼びかけなど環境に関連した記事を掲載し、啓発に努めています。また、環境に対する取り組みや市域で開催される環境に関するイベントの情報を市民等に提供する番組「環境定期便」を、エフエムひらかた(77.9MHz)で毎月2回、第2週と第3週(再放送各1回ずつ)に放送しています。平成25年度の環境定期便テーマ一覧は、第4部資料編P96に示すとおりです。

第2章 地球環境への負荷が少ないまち

【1】地球温暖化対策の推進

1. 温室効果ガス排出抑制対策の推進

主な取り組み

(1) 節電・省エネ行動促進事業

家庭における節電・省エネ行動を促進するため、省エネ行動と省エネ意識の向上を目的として、分電盤に取り付けるだけで、家庭の電力使用量や二酸化炭素の排出量がリアルタイムでわかる省エネナビの貸し出しを試行的に実施するとともに、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議と連携し、「節電・省エネコンテスト」を実施しました。



平成 25 年度の省エネナビの貸し出しは 12 件、節電・省エネコンテストの参加者は 106 人でした。

また、夏の電力需給が非常に厳しい状況にあるとして、関西電力管内で節電が求められたことを受け、家庭でのエアコン利用を控えてもらうための取り組みとして、王仁公園プール割引使用料の適用時間の拡大や、公共施設のロビーなどの避暑空間としての利用の呼びかけを行いました。

(2)地球温暖化防止地域対策事業

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、平成 19 年 6 月に「枚方市地球温暖化対策地域推進計画」を策定し、市民・事業者と連携・協力しながら、市域における温室効果ガスの排出抑制に向けた取り組みを推進してきました。

社会情勢の変化等に踏まえ、温室効果ガスの排出削減に向けた取り組みを更に充実させるため、平成25年3月に新しく「枚方市地球温暖化実行計画(区域施策編)」を策定し、温室効果ガスの排出量を平成34年度に平成2年度比で29%以上削減する目標を掲げています。

(3)地球温暖化防止庁内対策事業

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、市役所の事務事業に関して、温室効果ガスの排出の抑制対策を推進するため、平成14年3月に「枚方市役所地球温暖化防止実行計画」を 策定しました。平成19年6月には後継計画として、「枚方市役所CO₂削減プラン~枚方市役 所地球温暖化対策実行計画~」を策定し、様々な取り組みを推進しています。

この計画では、温室効果ガスのうち二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素及びハイドロフル オロカーボンを対象にしており、平成29年度の温室効果ガスの排出削減目標を平成23年度比 で6%削減することを掲げています。

平成 25 年度の市役所の事務事業に伴い排出された温室効果ガスの排出量(二酸化炭素換算)は、73,345t- CO_2 で、基準年度である平成 23 年度と比較すると、2.2%(1,659 t- CO_2)減少しました。なお、平成 25 年度の発生源別の温室効果ガス排出量は、一般廃棄物の焼却に伴う

排出量が 43.59%と最も多くなっています。平成 25 年度の発生源別温室効果ガス排出量は、表 3-2-1 に示すとおりです。

発生源の種類	排出量(t-CO ₂)	割合(%)					
電気の使用	30, 619	41. 75					
一般廃棄物の焼却	31, 974	43. 59					
都市ガスの使用	8, 303	11. 32					
ガソリン・軽油の使用	973	1. 33					
灯油の使用	567	0. 77					
その他	908	1. 24					
総排出量	73, 344	100					

表 3-2-1 平成 25 年度発生源別温室効果ガス排出量 (二酸化炭素換算 (t-CO₂))

(4) 地域における地球温暖化防止の取り組み

地球規模の環境問題を解決していくためには、一人ひとりが従来のライフスタイルを見直 し、それぞれの立場で省資源・省エネルギーなどの行動を実践していくことが必要とされて います。

NPOなど多様な実施主体と連携・協働しながら、年間を通じて異なる形式の環境イベント・キャンペーンを継続的に実施することにより、多くの市民に、地球温暖化防止を中心とする環境保全をアピールしました。

ひらかたエコライフキャンペーン

省エネルギーの普及・啓発の一環として、「ひらかたエコライフキャンペーン」を実施しています。

夏季(5月1日~10月31日)には、ノーネクタイ・ノー上着による軽装(COOL BIZ)の推奨と、適正な冷房温度(28°C)の設定の推進を、冬季(11月1日~3月31日)には、働きやすく暖かい服装(WARM BIZ)の推奨と、適正な暖房温度(20°C)の設定の推進を、市民及び事業者に呼びかけました。

また、市役所及び関連施設は率先して、冬季の暖房温度の設定を19℃にしました。

② ライトダウンキャンペーン

環境省が実施する「CO₂削減/ライトダウンキャンペーン」の趣旨に賛同し、枚方市地 球温暖化対策協議会と連携して、本市でも「ライトダウンキャンペーン」を行っています。

平成 25 年度は、「ひらかたライトダウン 2 0 1 3」として、6 月 21 日~7 月 7 日までのキャンペーン期間に、昼夜を問わない自主的なライトダウンの取り組みを呼びかけました。特に、7 月 7 日の夜には、「七夕ライトダウン」として、午後 8 時~10 時の 2 時間の消灯を呼びかけるとともに、岡東中央公園でボランティアを中心に電気を使わないイベント「七夕キャンドルの夕べ」をで開催し、380 人の参加がありました。

また、留守家庭児童会の児童に対して、保護者あてに趣旨を説明する資料を配布した上

で、地球温暖化についての解説やキャンドルナイトなどの啓発を 2 か所で実施し、239 人の参加がありました。

③ ひらかたエコチェックDAY

日常生活での環境にやさしい行動をチェックすることにより、ライフスタイルを見直すきっかけにしてもらうことを目的に、本市、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議、枚方市地球温暖化対策協議会が共催して、平成25年12月8日を「ひらかたエコチェックDAY」として、市民に家庭での行動を市内で一斉にエコチェックシートにチェックしてもらう取り組みを行



い、11,194枚のチェックシートを回収しました。

④ ひらかたエコフォーラム2014

市内で行われている環境保全活動を 共有し、環境に関する市民の関心を高め、 市域における環境保全活動の更なる推進 を図ることを目的に、「ひらかたエコフ オーラム2014」を、平成26年2月1 日にメセナひらかた会館にて、本市、本 市教育委員会、NPO法人ひらかた環境 ネットワーク会議の共催で開催しました。 エコフォーラムでは、環境保全の取り



組みを行っている学校や団体、個人の方の表彰及び活動内容の紹介を行ったほか、環境ネットワーク会議によって、パネルディスカッションや「ひらかたエコチェックDAY」の結果報告、京都大学防災研究所准教授竹林洋史氏を講師に招き、基調講演「京都・滋賀水害の特徴と気候変動への心構え」が行われました。

また、環境クイズ大会、自転車による発電体験、学校園や企業・団体によるブース展示や省エネ無料診断が行われ、会場には合わせて566人の来場がありました。

⑤ エコドライブの普及・啓発

平成 26 年 2 月 1 日に開催した「ひらかたエコフォーラム 2 0 1 4」において、エコドライブに関するブースを出展し、燃費向上などを目的として、エコドライブシュミレータを使用したエコドライブ体験を行うなど、市民・事業者に省エネルギーの普及・啓発を行いました。

(5)「エコ」工場化促進事業

地球温暖化対策を推進するため、製造業を営む企業が太陽光発電システムまたはLED照明を導入する際に要する経費の一部を補助する枚方市「エコ」工場化促進奨励金制度を設けています。

平成25年度は、LED照明を導入する6社に対し奨励金を交付しました。

(6) 防犯灯LED化促進事業

電気料金の削減や二酸化炭素の排出抑制のため、市内にある防犯灯のLED化を促進しています。現在、市内にある約 26,000 灯の防犯灯の多くが蛍光灯です。これらの防犯灯を、5年をかけてLED化することを目標とし、蛍光灯からLEDの防犯灯に交換する自治会等に対し、1 灯あたり 12,000 円を上限に補助を行っています。

平成 25 年度は、2,600 灯(全体の 10%)の防犯灯をLED化しました。また、平成 26 年度から平成 29 年度にかけて各年度 5,850 灯(全体の 22.5%)の防犯灯をLED化する予定です。

(7)環境にやさしい公用バイク導入事業

平成 22 年 12 月に電動バイク 15 台を公用車として導入しており、平成 25 年度も市役所、教育委員会、東部清掃工場及び北部支所で継続して活用しています。

2. 再生可能エネルギー等の導入促進

主な取り組み

(1)公共施設及び未利用地への太陽光発電システムの導入

再生可能エネルギー利用促進のため、公共施設において太陽光発電を行っています。発電 した電気を施設内の設備で使用しているほか、一部の公共施設では売電を行っています。

なお、平成 25 年度の本市の公共施設における太陽光発電量は、一般家庭約 260 世帯分の合計 934, 236. 5kWh でした。各施設の発電量については、第 4 部資料編 P97 に示すとおりです。

(2) 市民共同発電所への支援

市民の出資・寄付による市民共同発電所(太陽光発電や小水力発電等)の設置に向けた活動を支援しています。

(3) 住宅用太陽光発電システム等導入促進事業

住宅用太陽光発電により1,000kW のメガソーラー10 基分に相当する「コラボメガソーラー」の実現を目指し、「枚方市住宅用太陽光発電システム設置費補助金交付要綱」を制定し、市内の住宅に太陽光発電システムを設置した市民に対して、設置に要する費用の一部を補助しています。補助は平成23年度から実施しており、平成26年度にかけて各年度500件程度を集中的に行うことで、太陽光発電の普及拡大を図っています。

平成 25 年度は、公称最大出力 1kW あたり 3 万円 (上限 10 万円) の補助を行いました。当 初予算を上回る申し込みがあったため、追加募集を行い、合計補助件数は 722 件、合計公称 最大出力は 3,033.71kW でした。

(4) 大型太陽光発電システムの導入・運用

「再生可能エネルギーの固定価格買取制度」を活用して、初期投資が不要なリース方式で、 淀川衛生工場敷地内の空きスペース 6,999m²に出力 600kWの大型太陽光発電設備を設置し、平 成 25 年 7 月から稼動しました。年間発電量は一般家庭約 170 世帯の年間消費電力量に相当 する約 61 万kWh 程度を見込んでいます。

本施設を環境教育に活用するとともに、売電収入によりリース料をまかない、差し引いて 得た収益を地球温暖化対策事業に活用します。なお、本施設の愛称を募集し、880件の応募 から「枚方ソラパ」に決定しました。

3. ヒートアイランド対策の推進

主な取り組み

(1)緑のカーテン事業

緑のカーテンは、ゴーヤやアサガオ などのつる性植物で作る自然のカーテ ンで、日差しを和らげるだけでなく室 温の上昇を抑える効果もあります。

本市では、平成19年度から緑のカーテンコンテストを実施し、さらに平成21年度から緑のカーテンモニター事業として、取り組む市民を募集し、参加者へゴーヤの苗を配布しています。

平成 **25** 年度は、モニター参加者が **168** 人、コンテスト参加が **32** 件あり、



そのうち優れた 6 件(企業・学校部門で 3 件、個人部門で 3 件)を平成 26 年 2 月 1 日に開催した「ひらかたエコフォーラム 2 0 1 4」で表彰しました。

また、保育所や生涯学習市民センターなど市民が多く利用する市内公共施設にゴーヤの苗を配布し、緑のカーテンの普及・啓発を図りました。

(2) 学校園緑のカーテン事業

小中学校において、エアコンの設置にあわせて児童・生徒の環境意識を高めるため、平成 20 年度から教室窓側外部にネット、プランターを設置し、ヘチマやゴーヤなどのツル性植物 による緑のカーテン事業を継続して実施しています。緑のカーテン実施校は第4部資料編 P100 に示すとおりです。

(3) 暑気対策事業

市街地における夏の暑さを緩和する取り組みを行うとともに、市民に電気に過剰に頼らない暑さ対策を普及・啓発しています。

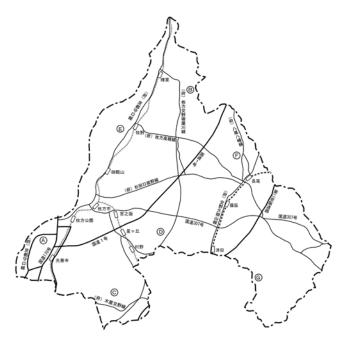
平成 25 年度は、7月 23 日、8月 14、23 日に市役所周辺で打ち水を実施したほか、8月 7日には、市内事業所 46 社の協力のもとに、「クールダウン枚方〜みんなで打ち水大作戦〜」を実施しました。特に、岡東中央公園では保育所 1 園、周辺事業所 8 社の参加により、打ち水を行いました。

また、岡本町地区が、平成25年度から平成27年度までの3年間で実施される、環境省の「ヒートアイランド適応策モデル事業」のモデ 図 3-2-1 気温調査地点

ル地区に全国2か所のうちの1か所に選ばれ、

事業を進めています。

平成15年度から継続実施している気温調査を7月1日から8月31日にかけて市内7か所で実施しました。市域の気温分布は、大阪市内に近い市南西部及び主要幹線道路に面した市中部が最も高く、続いて南北に延びる住宅密集地が高くなり、東部の山間部に向かうにつれて下がる傾向があります。最も気温が高い地域と最も気温が低い地域では7月~8月の平均気温で約3℃の差があります。気温調査地点を図3-2-1に、地点別気温調査結果を表3-2-2に示します。



(期間:平成25年7月1日~8月31日)

表 3-2-2 地点別気温調査結果 (期間:平成 25 年 7 月 1 日~8 月 31 日)

測定場所等 (図 3-2-1 上の地点)	日平均 気温の平均 (°C)	日最高 気温の平均 (°C)	日最低 気温の平均 (°C)	熱帯夜 (日)	真夏日 (日)	30℃以上 気温時間 (h)	猛暑日 (日)	35℃以上 気温時間 (h)
A:伊加賀小学校	29. 4	34. 2	25. 6	40	55	594	28	114
B:楠葉南小学校	29. 1	33. 4	25	33	56	568	30	121
C:香陽小学校	28. 9	33. 3	25. 4	38	53	545	15	63
D: 桜丘北小学校	29	34. 2	25. 4	39	55	547	30	110
E:西牧野小学校	28. 7	33. 8	24. 9	34	54	518	24	80
F:長尾小学校	28. 6	33. 5	24. 7	31	53	520	22	80
G:野外活動センター	26. 7	32. 1	23. 1	9	51	292	12	35

【2】地球環境保全対策の推進

1. 広域的な連携の推進

主な取り組み

(1)酸性雨に関する情報の収集と啓発

酸性雨の状況を把握するため、大阪府酸性雨調査連絡会に参加し、情報収集を行っています。また、市のホームページを通じて、酸性雨に関する情報を周知しています。

平成 25 年度は、連絡会へ参加し、枚方市役所の屋上で梅雨期、秋雨期の雨を採取しました。

酸性雨は中国からの越境大気汚染による影響が大きく、雨の採取時の気圧配置等により中 国からの影響が多いときと少ないときがあり、雨の成分が全く異なることがわかっています。

(2) フロンの適正処理の啓発

フロンの回収と適正処理を推進するため、大阪府フロン対策協議会に参加し、オゾン層保 護及び地球温暖化防止の啓発を推進しています。

第3章 豊かな自然が保全され、人と自然とが共生するまち

【1】自然環境の保全

1. 里山の保全

主な取り組み

(1) 森林ボランティア育成事業

里山の現状や里山保全の知識、樹木観察のノウハウなどを学び、市域の里山保全に携わる森林ボランティアを育成する目的で、講義と実習で構成された「里山講座」を、平成 16 年度から実施しています。

平成25年度は実習場所が台風18号により被災したため、里山講座は中止となりました。

(2) 里山保全活動補助事業

第二京阪道路以東の氷室地域及び津田地域の里山を保全するため、枚方市東部地域里山保全基金を設置しています。

平成 26 年 3 月 31 日現在の残高は 14,802,089 円で、平成 25 年度は、基金を活用し、里山保全活動団体 6 団体に、道具の購入費の一部等を補助する枚方市里山保全活動補助金の交付を行いました。

(3) 里山保全事業

森づくり委員会(津田地区、穂谷地区)の開催や里山保全活動団体との意見交換会、里山 関連イベント等を実施し、里山保全の取り組みを進めています。

平成25年度の森づくり委員会の開催回数は2回(津田地区1回、穂谷地区1回)でした。

(4)ナラ枯れ被害対策事業

全国的に被害が広がっているカシノナガキクイムシによるナラ・カシ類の集団枯損被害(ナラ枯れ)が、平成22年の夏に東部地域で確認されました。

平成25年度は、穂谷地区において、伐倒くん蒸処理を合計18本実施しました。

2. 生態系の保全

主な取り組み

(1) 第5回自然環境調査の実施

市域の自然環境の特性や野生動植物の現況と今後予測される変化を把握するため、昭和 63 年から平成元年にかけて第1回自然環境調査を実施しました。以降、概ね10年ごとに全域調査を、その間、概ね5年目に補完調査を実施しています。

平成23年度から24年度にかけて、全域調査となる第5回自然環境調査「枚方ふるさといきもの調査」を実施しました。確認種は、第4部資料編P85~P89に示すとおりです。

(2) 特定外来生物の防除等

大阪府アライグマ防除実施計画に基づき、捕獲頭数が年々増加しているアライグマの防除を行っています。市民から被害の相談があった場合には、捕獲器を貸し出すとともに、捕獲した場合は、大阪府に措置を依頼しています。なお、平成 24 年度からアライグマ等特定外来生物の捕獲及び運搬の業務委託を開始しています。

平成25年度は、アライグマ34頭を捕獲し、措置を行いました。

また、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づく、有害鳥獣の捕獲許可及びメジロの飼養登録(平成 24 年度から新規登録は不可)に関する事務を行っています。

平成 25 年度のイタチやカラスなどの有害鳥獣の捕獲許可の件数は 34 件、メジロの飼養登録 (更新) の件数は 4 件でした。

3. 自然とのふれあいの場の確保

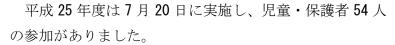
主な取り組み

(1) 自然保護啓発事業

自然環境を身近に感じてもらうため、野鳥や昆虫、植物などの自然観察会を実施しています。

① 水辺の楽校

天野川に生息する生物を観察し自然環境の大切さを学ぶイベントとして、「水辺の楽校」を大阪府枚方土木事務所との共催で、枚方いきもの調査会(メダカと魚部会)の協力を得て実施し、水生生物の観察や水質調査などを行っています。





② セミの抜け殻調査と自然工作

自然と触れ合ってもらうことを目的に、淀川自然クラブの協力によって実施し、枚方市役所周辺の岡東中央公園や街路樹からセミの抜け殻を採集し、種類の同定及びカウントを行っています。

平成 25 年度は、8 月 10 日に実施し、児童・保護者 60 人の参加がありました。



③ 夏休み山田池公園昆虫教室

山田池公園に生息する昆虫を観察し自然環境の大切さを学ぶイベントとして、夏休み山田池公園昆虫教室を(財)大阪府公園協会山田池公園事務所、枚方いきもの調査会(昆虫部会)の協力で実施し、昆虫の観察や講演会などを行っています。

平成25年度は雨天のため中止しました。

④ 秋の自然を探してみよう~葉っぱや木の葉でナチュラルアート~

山田池公園に生息・生育する野鳥や植物を通じ自然環境の大切さを学ぶイベントとして、淀川自然クラブの協力によって実施し、野鳥や植物の観察、植物の葉や木の実を使った工作などを行っています。平成 25 年度は 11 月 16 日に実施し、児童・保護者 22 人の参加がありました。



⑤ 生物多様性を考える講演会~枚方の里山と生物多様性~

枚方に残る河川や里山などの身近な自然を通じ、生物 多様性についての認識を高めることを目的に、講演会を 開催しています。

平成25年度は、「生物多様性かんさい」代表世話人の宮川五十雄氏を講師に迎え、「美味しく楽しく暮らしに自然を!」をテーマに、メセナひらかた会館大会議室で講演会(平成26年1月18日、参加人数:62人)を開催しました。



(2) 桜の名所づくり事業

平成19年2月9日に、歴史的に深い関わりがある桜を市の花に追加制定しました。それに伴い、郷土枚方を思う多くの市民の気持ちを大切にし、自然を愛する豊かな心を次代に引き継ぐための取り組みとして桜の植樹を行っています。

平成25年度は、北山公園など12か所に118本の桜の植樹を行いました。

(3) 学校ビオトープ池整備事業

児童・生徒が身近に生き物と触れ合えるよう、学校に設置されたビオトープ池の維持管理 を行い、環境教育を推進しています。

平成 25 年度は、学校ビオトープ池既設校 17 校が、実施要項に基づき事業計画書を作成し、 適切に維持管理及び、修繕補修しました。

(4) 景観水路の利用促進

景観水路を利用して、多くの市民にやすらぎと憩いの場を提供しています。

平成 25 年度も、香里こもれび水路(香里ヶ丘)、水面廻廊(桜町)、せせらぎ水路(岡南町) の適切な維持管理を行いました。

4. 緑の保全と創出

主な取り組み

(1)都市公園等維持管理事業

休息・レクリエーションの場、コミュニケーションの場として潤いを与えてくれる公園は、 緊急時には避難場所としての機能を持っており、その役割は重要です。

緑豊かで美しく、快適な都市環境の形成を図るため、「枚方市緑の基本計画」に基づいて、 緑のオープンスペースを計画的かつ効果的に整備し、緑の保全及び創出を図っています。ま た、緑化に関する誘導、整備等についても進めています。

平成25年度は、新たに12か所の都市公園を設置し、平成26年3月31日現在、457か所209.12haが設置されています。市民1人あたりの面積は図3-3-1に示すとおり、5.13m²になっており、この面積は、全国の1人あたりの整備面積10.0m²(平成24年)や大阪府の5.29m²(平成24年)と比較すると低い水準にあります。また、公園の種類別にみると、街区公園と広域公園は比較的整備が進んでいますが、その他の公園についても、今後整備を進めていきます。都市公園の種類、都市公園の整備状況は、第4部資料編P98,99に示すとおりです。

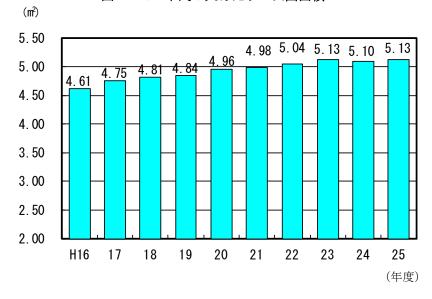


図 3-3-1 市民 1 人あたりの公園面積

(2) 緑化啓発事業

緑に対する意識の高揚を図るために、「緑化フェスティバル」等の各種緑化啓発事業を実施しています。平成 25 年度に開催した緑化啓発のイベントは、表 3-3-1 に示したとおりです。また、市民自らが提案・実践する花壇整備や花と緑の拠点整備等の活動を支援する「花と緑のまちづくり事業」の開始に向けて、平成 25 年度は、花と緑のまちづくり基金を設置し、「花と緑のまちづくり事業補助交付要綱」を制定しました。

イベント名	日程	内容
花いっぱい運動	6月、12月、3月	公園・緑地等 17 か所、小学校 42 校、中学校 15 校、保育所等 28 か所に苗・種子・球根を配付
緑化フェスティバル	化フェスティバル 4月20日~4月23日 苗・種子の配布	
緑化講習会	緑化講習会 6月10日 「梅雨から初夏に向かっての準備とその手入 マに講習会を開催	
誕生苗木贈呈事業	6月、11月	859 人の新生児に誕生苗木を配付
都市緑化月間事業	10 月	私立保育園・幼稚園等 60 園に球根・肥料を配付
菊花展	10月30日~11月11日	菊花展の開催
緑化樹木配布	年2回	市民・団体へ40本の樹木を配付
緑化講習会 12月6日		「ハボタンを盆栽風に作り、育てて、楽しもう」をテーマに講習会を開催

表 3-3-1 緑化啓発イベント

(3) 星ヶ丘公園整備事業

住宅密集地にあり、広域避難地である淀川河川公園を補完できる公園として、公園の南側の数少ない自然林を活かした形で、星ヶ丘公園の整備を行っています。

平成25年度は、枚方市土地取得特別会計保有地の買戻しを行いました。

(4) 東部スポーツ公園整備事業

東部地域の魅力を高め、市民スポーツ活動の活性化と緑の創出のため、自然と調和したスポーツ機能を備えた公園として、東部スポーツ公園の整備を行っています。

平成 25 年度は野球場と駐車場部分の造成工事に着手しました。また、緑地部分に関して地元協議を進めて、詳細設計を行いました。

(5) 緑のじゅうたん事業

緑の保全と創出に向けた取り組みとして、学校、保護者及び地域が連携して、市立小中学校の校庭の一部の芝生化と、その後の維持管理を行っています。整備された芝生は、教育活動や地域行事等において有効活用しています。

平成25年度は、前年までの整備校の維持管理を行いました。

なお、平成 26 年 3 月 31 日現在の整備校の累計は、小中学校 63 校です。緑のじゅうたん整備校は第 4 部資料編 P100 に示すとおりです。

【2】「農」を活かしたまちづくり

1.「農」を守り、活かす

市内には、東部地区を中心に、市街地を取巻く農地を含め約524haの耕地(近畿農林水産統計年報平成24~25年版)があります。これらの農空間は、農産物を生産する基盤としてだけでなく、防災、緑地空間、水源涵養、市街地のヒートアイランド現象の緩和や身近に自然に触れられる癒しの場など、多面的な機能を有しています。

近年、環境問題に対する関心が高まるとともに、消費者の視点に立った食の安全安心や食文化の継承等が求められてきています。農業は、自然環境との調和なしには生産活動自体が長期的に継続できない産業です。農業が将来にわたってその役割を果たし、また社会全体の持続的な発展に貢献していくためにも、自然環境との調和を基本とした取り組みが求められています。

主な取り組み

(1) エコ農作物普及・拡大事業

環境にやさしい農業を推進するため、「大阪エコ農産物」の普及を図っています。

平成 25 年度は、さらなる大阪エコ農産物の普及・拡大に向け、販売会の実施や、認証を受けたほ場に掲示するための看板を作成したほか、販売促進に向け、大阪エコ農産物で枚方産であることをアピールするために、大阪府の認証マークと枚方市産業振興キャラクター「ひこぼしくん」を印刷した野菜を入れる防曇袋やエコバックの作成にも取り組みました。

なお、平成 25 年度のエコ農産物認証申請認証面積は 54.0ha です。

(2) ふれあい朝市開催支援事業

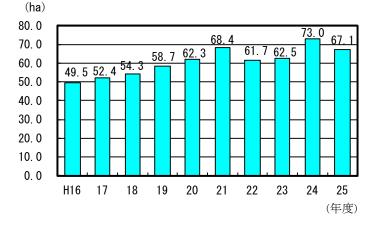
市内農産物を直接市民に販売する「ふれあい朝市」(市内各所、市駅周辺での農業まつり、 年末直販会等)の開催を支援しています。

平成25年度は、9つの直販団体が、765回開催しました。

(3)景観形成推進事業

環境にやさしい農業を推進し、 市民により安心で安全な農作物を 供給するとともに、付加価値を付 けることにより農業振興に寄与す ることを目指しています。平成11 年度からレンゲ草を有機肥料とし て使うことにより、施肥量の軽減 を図ることができる「レンゲ栽培 米」の取り組みを始めました。さ らに、平成22年度からは、大阪エ

図 3-3-2 レンゲ種子播種面積の推移



コ農産物認証を得て、農協ブランド「しあわせのれんげっ娘」として販売されています。 レンゲ栽培は、景観美を楽しんでもらえることで、農業への親しみを持ってもらえるもの と期待されます。 平成25年度は、レンゲ種子を購入した197の農家に対して補助を行い、レンゲ種子播種面積は図3-3-2に示すとおり、67.1haでした。

また、平成25年度は、大阪エコ農産物承認申請(集団申請)を、北河内農業協同組合代表 理事組合長を栽培責任者として113の農家で行いました。

(4) 学校給食生鮮農作物供給事業

枚方市産農産物を学校給食へ供給することにより、子どもたちへの食育を推進するとともに地産地消を促進し、地域農業の振興を図っています。平成25年度の学校給食に使用した市内農産物の品目数(米・野菜)は15品目です。市内農産物の学校給食への利用実績は、第4部資料編P101に示すとおりです。

また、児童の食農教育を通じて地産地消を推進するため、レンゲ栽培米の学校給食への供給を行っています。平成25年度は、学校給食に使用する米の1か月分に相当する21,933kg(玄米ベース)のレンゲ栽培米を納入しました。

(5) 新規就農研修事業

次代を担う農業者を育成する農業学校の平成 26 年 4 月の開設に向けて、農業に関する専門家等の意見を踏まえながら、研修に関する教育カリキュラムの策定を行い、農業学校の名称を「都市農業ひらかた道場」としました。また、平成 26 年 2 月に選考試験を行い、5 名の研修生を選出しました(選出後 2 名辞退)。

研修事業実施にあわせて、新規就農に向けた環境整備の一環として、農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想の改定、枚方市農地利用集積円滑化事業規程の制定、人・農地プランの作成を行いました。

2.「農」とのふれあいの促進

主な取り組み

(1) ふれあいツアー開催事業

市内の農家が栽培した新鮮な農産物を市民が収穫する体験を通して、「農」と市民とのふれあいを促進しています。

平成 25 年度は、たまねぎやじゃがいもなどの収穫を 20 回実施し、4,275 人の参加がありました。

(2) 小学生食農体験学習支援事業

児童の「食」と「農」に対する理解を深めることを目的として、平成 20 年度から 2 年間の試行実施期間を経て、市内の小学生を対象に農業者の指導のもとに、植付けから収穫に至るまでの農作業や、収穫した農作物の加工・調理・試食などの体験学習を支援しています。 平成 25 年度の実施校は 19 校でした。

第4章 環境に配慮された快適な都市空間が確保されたまち

【1】環境にやさしいまちづくり

1. 環境に配慮した開発への誘導

主な取り組み

(1)環境影響評価制度

本市は、開発行為等を実施するにあたって周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測及び評価するとともにその結果を公表し、地域住民等の意見を聴き環境保全に配慮した計画とすることにより、環境負荷を低減させるため、平成5年10月1日から枚方市環境影響評価条例を施行しています。手続きのフローチャート、環境影響評価項目及び対象事業は、第4部資料編P102,103に示します。

また、同条例第27条に基づき枚方市環境影響評価審査会を設置し、市長の諮問に応じて、環境影響評価に関する重要事項を調査・審議し、意見の申し出を行っています。

現在、審査会は、14名(平成25年3月31日現在)の学識経験者から構成されています。 平成25年度は表3-4-1に示すとおり、(仮称) ニトリモール枚方ショッピングセンター建 設事業について、環境影響評価事前計画書及び準備書の提出があり、市長が、平成26年1 月9日に準備書の内容について、環境保全の見地から調査・審議するように、審査会へ諮問 しました。環境影響評価条例に基づく受理状況等は、第4部資料編P104に示します。

事業の名称		(仮称)ニトリモール枚方ショッピ ングセンター建設事業
事業の種類		開発行為を伴う事業
事業計画地		枚方市北山1丁目の一部
事業	の規模	約 59, 000m²
各図書	事前計画書	平成 25 年 4 月 12 日
縦覧 開始日	準備書	平成 25 年 12 月 24 日
	評価書	1

表 3-4-1 平成 25 年度に手続きを行った事業の概要

(注) 平成 26 年 3 月 31 日現在

(2) 建築協定・まちづくり支援事業

建築協定制度は、地域の住民が地域の特性を生かし、自発的に建築基準法の基準以上のルールを取り決め、良好な住環境を保全することを目的として、お互いに守り合う制度です。

建築協定を結ぼうとする地域の自主的な活動に対して、専門家のアドバイスを受けることができる「建築協定コンサルタント派遣制度」や自治会などの建築協定の締結を推進されてきた組織に対して、印刷費、郵送費、看板製作費等の助成を行う「建築協定締結助成金制度」により、積極的に地域の自主的なまちづくりを支援しています。

平成25年度の協定地区の新規認可は1件で、平成26年3月31日現在の協定締結地区数は37地区となっています。建築協定地区一覧は、第4部資料編P106に示すとおりです。

(3) 地区計画の策定

良好なまち並みの形成や保全を図るため、地区の状況や特性に応じて地区計画を定めています。

平成25年度は、1地区について地区計画の変更を行いました。

2. 環境負荷の少ない都市構造への転換

主な取り組み

(1) 御殿山小倉線道路整備事業

都市計画道路御殿山小倉線は地域と京阪本線御殿山駅を結ぶ補助幹線道路であり、道路ネットワークの補完や防災機能の向上のために必要な路線です。そのうち、市道渚星ヶ丘線から市道甲斐田三栗線までの区間(約840m)の整備を進めています。

平成 25 年度は、道路構造等について周辺住民の意見を聞き、関係機関と協議のうえ、実施設計業務を委託し、検討結果を沿道住民に説明をしました。また、地権者との物件補償の考え方、買収に向けて必要な手続き等について協議を行いました。

(2) 長尾駅前広場整備事業

駅利用者の安全性と利便性を確保し、交通結節点としての機能向上を図るため、長尾駅前 広場の整備を進め、平成 25 年度に、長尾駅前広場の整備工事及び自転車歩行車道の整備工事 が完了し、平成 26 年 3 月 28 日から供用を開始しました。

(3) 中宮星ヶ丘線道路整備事業

府道枚方茨木線と市道中宮星ヶ丘線との交差点(宮之阪3東交差点)は、交差位置がずれた変則的な交差点です。車両の円滑な通行や安全な歩行空間を確保するために、府道の拡幅整備にあわせて、交差点及び市道の改良整備を進めています。

平成 25 年度は、詳細設計業務を委託し、関係機関との協議を行い、平成 26 年度の整備工事に向けて着手しました。

(4)津田駅前広場整備事業

津田駅周辺の安全、安心、快適な移動空間ネットワーク作りと、市民の憩いの空間構築を 進めています。

平成 25 年度は、平成 25 年 4 月 1 日から津田駅前自転車駐車場の供用を開始し、また、公園の整備工事を完成させ、平成 26 年 3 月 26 日に開園しました。平成 26 年度は、駅利用者の安全性と利便性を確保し、交通結節点としての機能向上を図るため、津田駅前東側広場の整備工事を行います。

(5) 京阪本線連続立体交差事業

踏切の除却によって、交通渋滞と事故の解消及び都市交通の円滑化と分断されていた市街 地の一体化を図るため、寝屋川市駅~枚方市駅間の連続立体交差化を進めています。

平成 25 年度は、事業認可を取得した上で、地元説明会を 21 回開催しました。また、用地

測量業務に着手しました。

(6) 公共交通利用啓発活動の推進

市民・事業者と連携・協力し、公共交通の利用促進と環境にやさしい交通体系の確立に向けた取り組みを推進しています。

平成 25 年度は、NPO法人ひらかた環境ネットワーク会議の協力を得て、公共交通が環境に優しく便利であることをPRするために、市内転入者に「ひらかた交通タウンマップ」を 9,640 部配布したほか、バススタンプラリーを 4 月と 10 月に 2 回実施し、合計 301 人の参加がありました。

(7) ノーマイカーデーの推進

毎月 20 日のノーマイカーデーを推進するため、広報ひらかたへの掲載、エフエムひらかたでの放送などの普及・啓発活動を行っています。

平成 **25** 年度は、広報ひらかたへの掲載とエフエムひらかたでの放送を各 **6** 回ずつ行いました。

(8) エコ通勤普及促進事業

環境負荷の少ない交通手段として、バス等の公共交通機関や自転車、徒歩の利用を促進しています。

枚方市地球温暖化対策協議会が会員に対してアンケートを行った結果、平成 25 年度は、独自の通勤制度等でエコ通勤に取り組む企業が 35 社(前年度 32 社) あり、マイカー通勤可能な職種の限定、自転車通勤の補助、通勤バスの運行、マイカー通勤自粛日の設定等を行っていることがわかりました。

また、6月と12月のノーマイカーデーを含む1週間をエコ通勤ウィークとして設定し、市職員に公共交通機関等の利用等を呼びかけました。期間終了後に行った調査の結果、マイカー通勤する者のうち、エコ通勤を実施した者の割合は、6月が31.1%、12月は28.5%でした。

【2】美しいまち並みの確保

1. 環境美化の推進

主な取り組み

(1) まち美化行動計画の策定

清潔で美しいまちづくりを行うため、枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例に基づき「まち美化計画」を策定し、まち美化に関する施策を総合的に行っています。

現行の「第3次まち美化計画」(平成23年度~平成26年度)は、表3-4-2に示す基本的事項を具体的かつ計画的に推進するため、様々な取り組み事項(90項目)についての目標設定や、その達成に向けた進行管理を行っています。第4部資料編P107に「まち美化計画」のアクションプランである、まち美化行動計画の実施状況について示します。

表 3-4-2 第 3 次まち美化計画における基本的事項

77 27 27 27 1 27 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2
基本的事項
市民等及び事業者に対するポイ捨ての防止に係る啓発及び教育に関する事項
飼い主等に対する犬のふんの適正処理に係る啓発に関する事項
市民等及び事業者に対する公共の場所における喫煙行為の制限に係る啓発に関する事項
ごみの不法投棄の防止に係る啓発に関する事項
不法屋外広告物の防止に係る啓発に関する事項
落書きの防止に係る啓発に関する事項
市民等及び事業者が行う美化活動に対して市が行う支援に関する事項
まち美化推進重点地区において市が行う取り組みに関する事項
道路や公園等の管理者として市が行う取り組みに関する事項

美化を促進するためのその他の事項

市民等、事業者及び他の行政機関との連携に関する事項

(2) まち美化啓発事業

市民の環境美化に関するモラル向上と快適な生活環境を確保するため、枚方市ポイ捨てによるごみの散乱及び犬のふんの放置の防止に関する条例に基づき、ポイ捨て防止キャンペーン、ポイ捨てや犬のふん放置を防止する啓発看板の配布、広報ひらかたやエフエムひらかたの活用など、環境美化に関する様々な啓発活動を推進しています。

平成 25 年度は、ポイ捨て防止キャンペーンを 38 回実施したほか、啓発看板の配布を 160 枚、広報ひらかたへの啓発記事掲載を 3 回行いました。

また、犬のふん対策として、啓発看板を 480 枚配布したほか、市民団体が地域のパトロールを行うモデル事業を実施しています。

(3)環境美化推進事業

天野川、船橋川及び穂谷川の清掃活動を「ひらかたクリーンリバー」と位置づけ、清流の 復活、環境保全意識の向上等を目指しています。

これら3河川では、各主催者が募ったボランティアにより、年1回1時間程度、堤防等でごみ拾い等の清掃活動を実施しています。

本市及び府枚方土木事務所では、その支援として軍手やごみ袋の支給、ごみの処分等を行っています。表 3-4-3 に各清掃活動の概要を示します。

清掃活動名 実施日 概 要 地域の校区コミュニティ協議会・学校・市民団体・ 企業などで結成した天の川再生実行委員会の主催 平成 25 年 11 月 2 日 天の川クリーン&ウォーク により実施しています。本市と大阪府は、当該実 行委員会の事務局として参画するとともに、支援 (本文参照)を行っています。 楠葉西中学校区地域教育協議会の主催により実施 しています。本市と大阪府は、支援(本文参照) を行っています。 クリーンリバー船橋川 雨天により中止 招提北中学校区教育協議会の主催により実施して います。本市と大阪府は、支援(本文参照)を行 本市と大阪府の共催により、地域住民等の参加者 クリーンリバー穂谷川 平成 25 年 11 月 9 日 を募り、清掃活動を行っています。

表 3-4-3 各清掃活動の概要

(4)歩きたばこ対策推進事業

枚方市路上喫煙の制限に関する条例の周知を図るとともに、違反者に対する是正指導を行っています。

平成 25 年度は、「たばこポイ捨て防止啓発キャンペーン」にあわせて、条例を周知するため、駅前キャンペーンを 38 回実施しました。また、広報ひらかたへの記事掲載を 3 回及びエフエムひらかたでの啓発放送を 1 回実施しました。

(5) 公共場所のアダプトプログラム事業等

環境美化に対する意識の向上を図るとともに、市民・事業者・行政のパートナーシップにより行う地域環境美化活動を推進することを目的に、平成13年度からアダプトプログラムを試行し、平成14年から本格実施しています。

平成**25**年度は、**53**団体が道路や緑地帯などの公共の場所において、清掃や花の植栽などの 美化活動を行いました。

また、地域清掃登録団体325団体が行なった清掃への支援として、ごみの回収等を実施しました。

さらに、国のボランティアサポートプログラム**3**団体、大阪府アドプト・プログラム**44**団体と**3**者協定を締結し、市民・事業者等の活動を支援しています。

(6) 不法投棄防止対策事業

公共場所における不法投棄を防止するため、不法投棄多発地区について、定期的なパトロールや監視カメラ、警告看板の設置を行っています。

平成 25 年度は、不法投棄防止対策パトロールを 192 回、不法投棄禁止看板の配布、設置 を 124 枚行いました。

(7) 道路アダプト事業

公共場所のアダプトプログラム事業のうち、本市が管理する道路を対象に、道路アダプト 事業として、花苗などの提供や清掃活動等の支援など、地域環境美化活動を推進しています。

平成 25 年度は、14 団体が、本市が管理する道路において清掃や花の植栽などの美化活動を行いました。

(8) 公園アダプト制度推進事業

地域に根ざした特色ある公園づくりを進め、守り育てていく「公園・緑地のアダプト制度」 を推進し、地域環境美化活動を実施しています。

平成25年度の登録団体は141団体で、203公園において活動しています。

2. 良好な景観形成の推進

主な取り組み

(1) 不法屋外広告物対策事業

屋外広告物法など関連法令に基づき、まちの美観を損なう不法屋外広告物の対策を推進しています。

平成 25 年度は、一斉撤去活動を 2 回、枚方市不法屋外広告物追放推進団体・推進員制度による撤去活動を 504 回、市職員による撤去活動を 192 回実施しました。

(2)都市景観形成事業

「枚方市都市景観形成要綱」に基づく届出・協議に際して、より良い景観への誘導を行い、 地域の特性を生かした良好なまち並み形成を図っています。

(3) 景観法による良好な街なみ形成事業

地域の特性を生かした個性と魅力ある景観形成を行うため、平成 24 年より 2 年にわたって枚方市都市景観基本計画改定等の業務委託に取組み、同計画の改定、景観法に基づく景観計画の策定の検討及び枚方市景観条例の制定を行いました。

3. 歴史文化遺産の保存と活用

主な取り組み

(1) 指定文化財保存整備事業

本市には数々の史跡や文化財があり、国・府等の指定文化財に指定されています。

また、平成5年には、枚方市文化財保護条例を制定し、市指定文化財の指定を行うなど文化財の保護を進めています。

平成 25 年度は、特別史跡百済寺跡再整備事業を実施したほか、枚方市登録文化財制度を 創設しました。平成 26 年 3 月 31 日現在の本市における、国、大阪府及び本市の指定文化財 は、第 4 部資料編P116 に示すとおりです。

(2) 伝統産業(河内そうめん)の保存

担い手不足で今後の技術の継承が危ぶまれる「河内そうめん」の技術継承者を育成するため、平成 13 年度に「枚方市河内そうめんづくり技術継承研修奨励金交付要綱」を制定し、生産者、研修生の支援を行っています。

平成25年度については、申請がありませんでした。

(3) 枚方宿地区歴史的景観保全事業

貴重な町家の保全や一般の建物の歴史的な修景について補助を行うとともに、枚方宿地区の歴史的景観の保全整備を行っています。

平成25年度は、4件の修景助成を行い、歴史的街なみの形成を進めました。

(4) 菊人形支援事業

ひらかた菊フェスティバルで「市民菊人形展」を開催し、市民菊人形の会作成の菊人形を 展示するなど、菊人形づくりへの支援を進めています。

平成 25 年度は、市民菊人形の PR 展示を 6 回実施しました。

(5) ひらかた菊フェスティバル事業

市の花である菊と伝統文化である菊人形を普及・発信する事業を行っています。 平成 25 年度は、「ひらかた菊花展」、「枚方宿街道菊花祭」、「市民菊人形展」、「観菊の調べ」 の開催時期を合わせ、「ひらかた菊フェスティバル」を開催し、約 28,700 人の観客がありま

(6) 淀川舟運推進事業

した。

淀川における舟運整備事業の推進を図り、地域の発展に寄与することを目的とした「淀川 舟運整備推進協議会」に参画しています。

また、舟運再生機運の醸成や市民の河川への関心を高める取り組みとして、春と秋に、枚 方船着場~八軒家浜船着場を往復する、屋形船風遊覧船と水上バスを運航しています。

第5章 安心して暮らすことができる良好な環境が確保され、資源が循環しているまち

【1】循環型社会の構築

1. ごみの現況

本市のごみ処理量は、平成7年度にピーク(約15万t)を迎えた後、ごみ減量施策として、ごみ袋の無色透明・白色半透明化の実施、粗大ごみ予約戸別収集、大型ごみ有料化や、事業系ごみ減量に向けた指導を実施してきたことにより、減少しています。平成25年度はピーク時の平成7年度に比べ、約4万t(27.7%)減少し、ごみ処理量は約11万tとなっています。

ごみ処理量の推移は、図 3-5-1 のとおりです。家庭系ごみ及び事業系ごみの内訳、平成 25 年度のごみ処理工程及びごみ処理量は、第4部資料編 P117, 118 に示します。

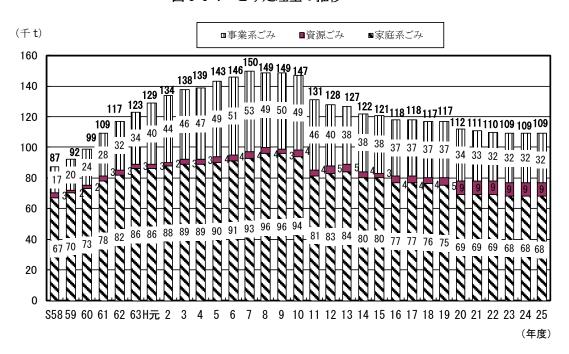
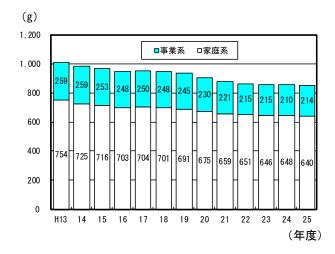


図 3-5-1 ごみ処理量の推移

また、 $1 \, \text{人} 1 \, \text{日あたりのごみ量の推移}$ は図 3-5-2 に示すとおりです。

平成 25 年度の1人1日あたりのごみ量は854g(集団回収を含む。)で、前年度に比べて4g(0.46%)と微減にとどまりましたが、全国平均963g(平成24年度)や大阪府平均1,053g(平成24年度)と比較して、大幅に低い値となっています。

図 3-5-2 1人1日あたりのごみ量の推移



2. 新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画(改訂版)の推進

平成 21 年 6 月に策定した「新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画(改訂版)」は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく一般廃棄物処理基本計画にとどまらず、更に発展させた地域版の循環型社会形成をめざす計画としています。

本計画では、平成 30 年度を最終目標年度として、焼却ごみ量を 8 万 3 千tまで減量するとした「高水準減量目標」を設定し、「発生抑制行動の浸透とパートナーシップによる取り組みの展開」、「多くの市民が参加するリサイクルシステムの確立」、「排出者責任の徹底と事業系ごみの減量推進」、「資源循環に配慮した収集体制や低炭素社会に寄与する処理システムの構築」の4 つの基本方向で循環型社会構築に取り組んでいます。

図 3-5-3 に高水準減量目標と焼却処理量の推移を示します。

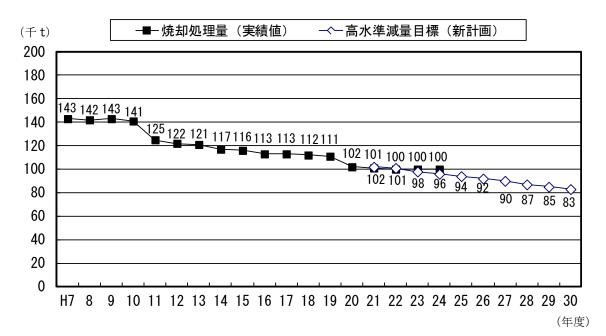


図 3-5-3 高水準減量目標と焼却処理量の推移

3. 発生抑制行動の浸透

主な取り組み

(1)スマートライフ啓発事業

本市では、ごみの減量に向けたキーワードとして、4 つのRの行動を掲げ、スマートライフ (ごみを減らして環境にやさしい生活)の普及・啓発事業を推進しています。とりわけ、リフューズとリデュースによるごみの発生・排出の抑制を中心に、リユース、リサイクルについても周知・啓発を実施しています。

平成25年度は、レジ袋削減のためのマイバック持参やマイボトル使用等の各種キャンペーン及び生ごみ堆肥化講習会を実施するとともに、市内の小学校や保育所(園)を対象とし、ごみ減量の重要性について学ぶ環境学習を実施しました。

また、市民等を対象としたスマートライフの啓発活動を約25,000人に実施しました。

4つのR

●リフューズ [Refuse]: 無駄にごみとなるものは断る心がけ

●リデュース [Reduce]: ごみが出ないようにする心がけ

●リユース [Reuse]: できるだけ繰り返し使う心がけ

●リサイクル [Recycle]: 資源として再利用する

(2) ごみ減量講演会開催

ごみの減量化やリサイクルを推進するため、ごみ減量講演会を開催しています。

平成 25 年度は、平成 26 年 2 月 21 日に「『できるだけ、ごみを作らない生活へ』減装(へらそう)ショッピング始めませんか」をテーマに、神戸大学大学院経済学研究科教授石川雅紀氏を講師に迎えて講演会を開催し、103 人の参加がありました。

(3) ごみ減量フェア開催

ごみの減量化やリサイクルを推進するため、「2013年ごみ減量フェア」を11月3日に開催し、約3,200人の来場者がありました。フェアではフリーマーケットの出店があったほか、「ひらかた夢工房」利用団体による木工製品・衣類・自転車の再生販売、おもちゃの修理、無農薬野菜の販売や、地元団体による野菜などの販売がありました。また、本市はリユース品の無料抽選を実施しました。

(4) 枚方市スマートライフポスターコンクールの実施

ごみの減量化やスマートライフについての関心と理解を深め、各家庭でも積極的に取り組んでもらうことを目的に、小・中学生を対象とした「枚方市スマートライフポスターコンクール」を実施しています。

平成 25 年度の応募総数は、小学校 10 校から計 888 枚あり、11 月 3 日開催のごみ減量フェアにおいて、市長賞 1 点、教育長賞 1 点、市議会議長賞 1 点、優秀賞 3 点、スマートライフ賞 24 点を展示・表彰しました。

(5) 東部清掃工場見学等環境啓発事業

東部清掃工場の施設見学を通して、ごみの適正処理、ごみの分別、ごみの減量等について環境啓発を行っています。

平成 25 年度の施設見学者数は 77 団体、4,432 人でした。

4. リサイクルシステムの確立

主な取り組み

(1)生ごみ堆肥化事業の促進

家庭系ごみの中には、生ごみが約 40%含まれており、生ごみ堆肥化を推進することは、ご み減量効果が高く、生ごみ堆肥化を普及するためには啓発活動を強化するだけではなく、普 及のための支援が必要です。

生ごみ堆肥化を促進するために、本市の委託によりNPO法人がコンポスト容器や有用微生物群(EM; Effective Micro-organisms)を用いた生ごみ堆肥化モニターの募集と講習会を行っています。

また、より簡易に生ごみの堆肥化に取り組めるよう、ダンボールを使用した生ごみ堆肥化の講習会を開催し、生ごみの堆肥化促進を図っています。

平成 25 年度におけるコンポスト容器、EM容器及びダンボールによる堆肥化のモニター貸与数は表 3-5-1、生ごみ堆肥化促進事業累計世帯数は図 3-5-4 のとおりです。

表 3-5-1 平成 25 年度におけるコンポスト容器等 モニター貸与数 (世帯数)

制	度 の 種 類	H25 実績値
モニター 貸与	コンポスト容器	20
	EM容器	30
	ダンボールによる堆肥化	76



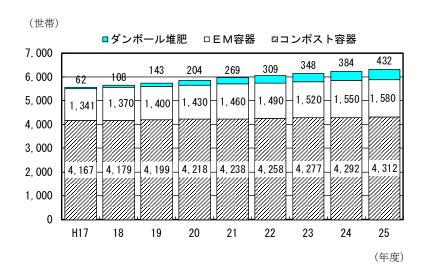


コンポスト容器

EM容器

段ボール堆肥

図 3-5-4 生ごみ堆肥化促進事業の累積世帯数の推移



(2) 廃棄物減量等推進員

廃棄物減量等推進員は、ごみ減量について地域と行政とのパイプ役として活動していただくことを目的に、校区コミュニティ協議会、自治会等から推薦を受け委嘱しており、地域におけるごみ排出管理の徹底により、市民のごみ減量意識の高揚を図っています。

平成26年3月31日現在、市内の45小学校区で544名の廃棄物減量等推進員が活動しています。

(3) プラスチック製容器包装類の資源化事業

枚方市、寝屋川市、四條畷市及び交野市の4市により、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律(略称:容器包装リサイクル法)に基づき、ごみの減量と再生資源の十分な利用を図ることを目的に、平成16年6月に「北河内4市リサイクル施設組合」が設立されました。平成20年2月には、ペットボトル・プラスチック製容器包装の中間処理を行う北河内4市リサイクルプラザ 「かざぐるま」(所在地:寝屋川市寝屋南1丁目7

図 3-5-5 ペットボトル・プラスチック製容器包装 分別収集量 (t) 6,000 5,396 5.184 5,117 4,945 4,901 4,885 5,000 4,000 3.000 2,000 1,000 0 22 H20 21 23 24 25 (年度)

番1号)が完成し、稼働したことから、全市域での分別収集を開始しました。

平成25年度は約4,901tを収集し、北河内4市リサイクルプラザ「かざぐるま」で中間処理 (圧縮、梱包)をしています。図3-5-5にペットボトルとプラスチック製容器包装分別収集量 の推移を示します。

中間処理されたペットボトルとプラスチック製容器包装は公益財団法人日本容器包装リサイクル協会を通じて再資源化業者に引き渡され、再資源化や再商品化されています。

(4) 再生資源集団回収報償金制度運用事業

平成6年度から、ごみ減量の促進とご み問題の意識向上を図るため、子ども 会や自治会などの団体が再生資源(古 紙、古布等)の回収を自主的に行って いる集団回収に対して報償金を交付し ています。

平成25年度における集団回収量は 19,125 tで、登録団体数は601団体、報 償金額は約7,645万円でした。再生資源 の集団回収に対する登録団体及び報償 金の推移は、図3-5-6に示すとおりです。

図 3-5-6 再生資源の集団回収に対する登録団体 及び報償金



(5)ひらかた夢工房の活用

ごみの発生抑制・再使用・再生利用など、ごみ減量施策に沿った市民活動を市民ボランティアが行うため、穂谷川清掃工場内に「ひらかた夢工房」を設置し、地域環境学習及びリサイクル活動の拠点として活用しています。

平成25年4月に運用を開始し、平成25年度はボランティア団体による講習会や作製教室、 発表会などを合計26回開催し、420名の参加がありました。

(6) 南部生涯学習市民センターでのリサイクル啓発事業

南部生涯学習市民センターでは、市民による廃材を利用したリサイクル啓発事業を実施しています。

平成25年度の活動は、表3-5-2のとおりです。

表 3-5-2 南部生涯学習市民センターでのリサイクル啓発事業(同センター活動委員会主催)

実施日	講座名	内容	参加者数(人)
平成25年6月2日	パソコンデスクをつくる		12
平成25年7月27日 7月28日	夏休み・こども木工教室	建築現場で出た青森ヒバを使って	47
平成25年10月27日	縁台作り	木工製品を作る。	20
平成26年2月16日	万能イスをつくろう		23

(7) 家庭系ごみ有料化の検討

ごみの発生抑制やリサイクルへの誘導、ごみ減量への努力に応じた費用負担の公平性確保の観点から、一般家庭ごみの有料化について検討しています。

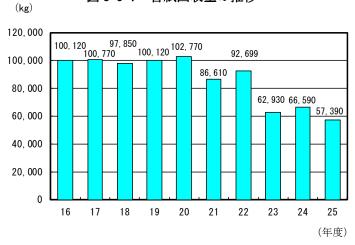
(8) 市役所関係の施設からのごみ排出抑制に向けた取り組み

市役所本庁舎内から排出される廃棄物を減量するため、平成12年1月から各職場にあった ごみ箱を撤去し、各フロアに「ごみステーション」を設置しています。

また、毎月第2、第4木曜日を「地球温暖化防止行動デー」として、職員が分別した古紙の回収を行っています。平成25年度は57,390kgの古紙を回収しました。図3-5-7に古紙回収量の推移を示します。

そのほか、保存年限の過ぎた廃棄文書は、古紙として再生工場に搬入し、トイレットペーパーなどにすることにより、再資源化を図っています。

図 3-5-7 古紙回収量の推移





(9) 学校給食関係ごみ減量の推進

学校給食では、ごみの発生抑制、再使用・再生利用等により、資源の循環や燃焼ごみの減少を目指した取り組みを行っています。

学校給食の牛乳は再使用が可能なびんを使用しているほか、食材の梱包ダンボールやびん、 缶を専門業者にリサイクル処理を委託しています。

また、川越小学校など**10**カ所の単独調理場に生ごみ処理機を設置し、調理過程で出る生ごみや残菜を堆肥化し、学校の花だん等で活用することで環境教育にも役立てています。

(10) 廃油リサイクル事業

学校給食調理場から排出される揚物に使った後の廃油を液体石けんとして再生し、調理場で食器や食缶等の洗浄に使用する、廃油のリサイクルを行っています。

平成25年度は、約10tの廃油をリサイクル業者に引き渡しました。

(11) 図書館での不要図書のリサイクル

資源の有効利用を図るため、図書館で除籍した図書、雑誌及び市民からの不要図書も合わせて希望者に譲与しています。

平成25年度は、63.792冊を団体や市民に譲与しました。

(12) 溶融スラグの有効利用

東部清掃工場では、灰中のダイオキシン対策及び減容化を目的として、ごみを焼却処理した際に排出される灰の全量を溶融処理しています。

平成**25**年度は溶融することにより発生するスラグを公共工事において活用できるよう「溶融スラグの有効利用促進等関する方針」を定めました。

5. 排出者責任の徹底

主な取り組み

(1) 事業系ごみの減量指導事業

枚方市廃棄物の減量及び適正処理の促進等に関する条例及び同施行規則により、事業活動に伴って月平均2.5t以上の一般廃棄物を排出する者(多量排出事業者)に対して、事業系ごみの減量及び適正処理を促進するために、廃棄物管理責任者の選任、一般廃棄物の減量に関する計画の作成を求めるとともに、立入検査を行い、事業系ごみの排出状況の確認、指導、ごみ減量のアドバイス等を行っています。

平成25年度は、多量排出事業者80事業所に対して、廃棄物管理責任者の選任及び廃棄物減量等計画書の作成を求めるとともに、23事業所に立入検査を実施しました。

(2) 剪定枝のチップ化事業

中宮浄水場施設内の剪定枝をチップ化し、循環型社会の構築に努めています。 平成25年度は11.6㎡をチップ化しました。

(3) 脱水汚泥肥料化事業

淀川衛生工場から排出される脱水汚泥の適正な排出を管理し、堆肥化を推進しています。 平成25年度の汚泥排出量・取引量は671.57tでした。

6. 環境に配慮した処理システムの構築

主な取り組み

(1) ごみ処理システム

ごみの処理については、収集及び清掃工場に直接搬入されたごみのうち、一般ごみと事業系一般廃棄物は穂谷川清掃工場及び東部清掃工場で焼却処理します。東部清掃工場で焼却処理した後に生成される溶融スラグの一部については、道路の舗装材等に再利用し、残りの溶融スラグや焼却灰等については、大阪湾フェニックスセンターで埋め立て処理をします。

粗大ごみは東部清掃工場で破砕・選別処理を行い、選別された可燃物は焼却し、不燃物の うち金属は資源化を行い、残りの不燃物は大阪湾フェニックスセンターで埋め立て処理をし ます。

缶・びん・ガラス類は民間事業者による選別を行い、アルミ、スチール、カレット等に資源化します。また、ペットボトル・プラスチック製容器包装は北河内4市リサイクル施設組合(かざぐるま)で選別を行い、資源化可能物をリサイクル事業者に引き渡し、資源化します。

(2) 穂谷川清掃工場・東部清掃工場でのエネルギーの有効活用

穂谷川清掃工場及び東部清掃工場では、ダイオキシン類などの大気汚染物質の排出抑制を 行うとともに、ごみを焼却した際に発生する廃熱を利用し、発電を行っています。

東部清掃工場では、発電した電力を工場で使用するほか、余剰電力を売電して、エネルギ 一の有効利用を図っています。平成25年度の発電量を表3-5-3に示します。

		<u> </u>
	発電量(kWh)	発電した電気の使用方法
穂谷川清掃工場	3, 590, 810	場内電気使用設備の電力
東部清掃工場	32, 051, 000	場内電気使用設備の電力、売電

表 3-5-3 平成 25 年度における穂谷川清掃工場・東部清掃工場での発電量

(3) 東部清掃工場粗大ごみ処理施設建設事業

穂谷川清掃工場粗大ごみ処理施設の老朽化に伴い、東部清掃工場敷地内に粗大ごみ処理施 設(処理能力:39t/5h)を建設しました。工期は平成22年6月から平成25年3月で、平成 25年4月から稼動しています。

【2】良好な水資源の保全と活用

1. 水質事故発生状況

水質事故発生件数の推移は図3-5-8のとおりで、平成25年度は、河川への白濁水の流入や魚 のへい死等の水質事故が6件発生しました。

本市の大部分が上水道水源である淀川水系に属しており、万一、有害物質等による水質事故 が発生すると、下流の水道原水に影響を及ぼすおそれがあります。

そこで、水質事故発生時には、下流への影響を防止するよう対策に努めるとともに、関係機 関との連絡を密に図っています。



図 3-5-8 水質事故発生件数の推移

2. 水環境の保全

主な取り組み

(1) 事業者への水質汚濁防止の指導

水質汚濁防止法では、水質汚濁の原因となる物質を排出するおそれのある施設を特定施設とし、これらを設置する工場または事業場を特定事業場として、設置または構造等の変更をする際に事前の届出を義務づけるとともに、特定事業場からの排水に対し、カドミウム等の有害物質と生物化学的酸素要求量(BOD)等について一律排水基準を定め規制しています。さらに大阪府では、上水道水源地域については一律排水基準では環境保全が図れないとして、水質汚濁防止法第三条第三項の規定による排水基準を定める条例により、一律排水基準より厳しい排水基準を設定し、規制しています。なお、本市域の大部分については、上水道水源地域に位置していることから、この規制を受けています。

瀬戸内海環境保全特別措置法では、日最大排出水量が 50m³以上の特定事業場について特定施設の設置や変更について許可制とし、申請の際に下流域への環境影響の事前評価を義務づけています。

大阪府生活環境の保全等に関する条例では、特定施設以外の施設で水質汚濁の原因となる物質を排出するおそれのある施設を届出施設と定め、これらの設置または構造等の変更をする際に事前の届出を義務づけるとともに、水質汚濁防止法と同様に排水基準を定め規制しています。

本市では、水質汚濁防止法や大阪府生活環境の保全等に関する条例、枚方市公害防止条例に基づく届出等に対して審査を行うとともに、公共用水域へ排水する工場及び事業場に対して、立入検査を行っています。

次に、下水道区域については、下水道法で、特定施設を設置または構造等を変更する際に 事前の届出を義務づけるとともに、特定事業場からの排水に対し、排除基準を定め、規制し ています。また、枚方市下水道条例では、排除基準を超えるおそれのある下水を排除する事 業場に対し、除害施設の設置等を義務づけるとともに、基準に適合した下水を排除するよう 規制しています。

本市では、下水道法や枚方市下水道条例に基づく届出等に対して審査を行うとともに、下水へ排除する工場及び事業場に対して、立入検査を行っています。

なお、平成 26 年 4 月 1 日から、大阪府より瀬戸内海環境保全特別措置法に基づく許可事務の権限移譲を受けています。

(2)公共下水道(汚水)整備事業

下水道事業は、トイレの水洗化など生活 環境を向上させるだけでなく、水路・河川 などの公共水域の水質改善を図り、快適な 水環境を創造するなど、市民生活に欠くこ とのできないライフラインとして、重要な 役目を担っています。

平成26年3月31日現在の公共下水道整 備普及率は、図 3-5-9 に示すとおり 94.6% で、整備面積は 3,315ha、整備人口は 385,749 人となりました。流域下水道別整 備状況は、第4部資料編 P119 に示します。

(%) 93.3

図 3-5-9 公共下水道整備普及率の推移

100 95 89.8 91.0 91.5 92.3 92.9 90 83.7 85 80 75 70 65 60 20 17 18 19 (年度)

(3) 市民への公害防止啓発事業

市民の水環境への関心を高めるため、広報ひらかたやエフエムひらかたの活用、学習会や 各種イベント等の開催を通じ、台所排水の汚濁負荷を減らす工夫など家庭でできる生活排水 対策の実践や枚方の河川の水質状況、生活排水が河川の汚れの主な原因となっていることを 紹介するなど、生活排水対策の重要性について啓発を行っています。

平成 25 年度は、表 3-5-4 に示すとおり 10 回の学習会を開催しました。

さらに、公共下水道が整備されているにもかかわらず接続されていない家庭に対し、個別 訪問や文書により公共下水道への接続を促しています。

実施時期	実施内容	対 象
平成 25 年 7 月 25 日	水質汚濁の現状と生活排水対策について説明及び水 質実験	水とふれあいデー来場者
平成 25 年 8 月 9 日	水質汚濁の現状と生活排水対策について説明	土地改良区役員
平成 25 年 8 月 13 日	水質汚濁の現状と生活排水対策について説明及び水	大学サマースクール参加
平成 25 平 6 月 15 日	質実験	者(小学生、大学生等)
平成 25 年 8 月 20 日	生活排水対策と下水道普及率について説明	大学生
平成 25 年 8 月 30 日	25 年 8 月 30 日 くらしと下水道について説明	
平成 25 年 11 月 2 日	 生活排水対策について説明及び水質実験	天の川クリーン&ウォー
十成25年11万2日	工位が小刈水に ジ・、「武労及び小員大歌	ク参加者
平成 25 年 12 月 2 日	くらしと下水道について説明	印田みどり会
平成 25 年 12 月 11 日	年12月11日 生活排水対策について説明	
平成 25 年 12 月 20 日	生活排水対策について説明	小学生
平成 26 年 3 月 29 日	成 26 年 3 月 29 日 水質汚濁の現状と生活排水対策についての説明	

表 3-5-4 学習会実施状況

(4) 生活排水処理基本計画の推進

公共下水道や浄化槽で処理されず、河川や水路に流される炊事、洗濯や入浴など日常生活 に伴って排出される汚水(生活排水)が水質汚濁の大きな要因となっています。

こうした生活排水の適正処理に関する基本的な方針や取り組みを定めた「枚方市生活排水処理基本計画」を平成 16 年 9 月に策定しました。その後、この基本計画の目標年次となっていた平成 24 年 12 月に、河川の水質汚濁防止と、良好な生活環境を確保することを目的とした「第 2 次枚方市生活排水処理基本計画」を策定し、公共下水道の整備や公共下水道への未接続家庭の解消、公共下水道整備区域外での合併処理浄化槽への転換、生活排水に関する啓発などを推進しています。なお、平成 26 年 3 月 31 日現在の生活排水適正処理率は 96.2%です。

(5) 地下水汚染対策

地下水汚染の原因は、工場や事業場などで使用されていた有害物質が地下に浸透したもの、 不法投棄された廃棄物から汚染が発生したもの、天然に存在する物質など様々です。さらに、 汚染の広がる経路は地盤環境の状況によって変化するため、汚染原因と範囲を特定すること は困難であり、継続的な地下水質調査が必要な場合が多数を占めています。

市域の地下水質の概況を把握するため毎年度、概況調査を実施するとともに、大阪府地下水質保全対策要領で定められた、地下水汚染が発見された際の汚染井戸周辺地区調査の実施、継続監視調査等によって、地下水の汚染原因と汚染経路の解明に努めています。

また、汚染された地下水の浄化には多額の費用と長い時間がかかることから、汚染の発生を未然に防止することが重要であり、工場及び事業場で使用されている有害物質の種類と量などの使用状況調査を実施し、その適正な管理を指導することで地下水汚染の未然防止を図るとともに、地下水汚染が確認された場合には、汚染物質の使用履歴がある周囲の工場及び事業場に対し、敷地内の調査を行うよう指導しています。現在行われている地下水の浄化対策の概要は、第4部資料編P119に示します。

(6) 石けん普及事業

環境にやさしい石けん製品を使用するように市民に働きかけるとともに、石けん製品販売店のPRに努めています。

平成 25 年度は、「石けんを使いましょう枚方市民の会」とともに石けん使用キャンペーン 及び食用油の廃油回収を市内 8 か所で 10 回開催しました。

(7)し尿及び浄化槽汚泥等搬入量の推移

市内のし尿汲み取り家庭等を対象に、一定期間(21日周期)ごとに収集を行っています。 また、許可業者(8社)が浄化槽汚泥のほか、ディスポーザ排水処理システムの汚泥、建築物の排水槽のし尿を含む汚泥及び事業活動に伴って生じたし尿を収集し、いずれも淀川衛生工場で処理しています。

搬入されたし尿及び浄化槽汚泥等は、前処理設備において異物を取り除いた後に、生物処理工程において汚泥等の分解処理を行い、上澄み液と汚泥に分離します。分離された上澄み液には僅かに浮遊物資が残留しているため、砂ろ過装置によって浮遊物質を除去した後に、

最終処理として活性炭吸着処理を行い、生物化学的酸素要求量(BOD)、化学的酸素要求量(COD)、色度成分を低濃度まで除去したあと放流します。

表3-5-5に示すとおり、公共下水道の整備に伴い、し尿及び浄化槽汚泥等の搬入量は年々減少しています。

年 19 20 21 22 24 25 度 16 17 18 23 し尿 11, 992 | 10, 856 9, 700 8, 812 7, 762 6,380 5, 685 5,019 4,600 4,029 浄化槽汚泥等 23, 458 23, 712 23, 566 22, 083 21, 346 19,670 19,869 18, 979 17, 467 17, 093 計 35, 450 34, 568 33, 266 30, 895 29, 108 26,050 25, 554 23, 998 22, 067 21, 122

表 3-5-5 し尿及び浄化槽汚泥等搬入量の推移

(単位: kL)

(8) 浄化槽の適正な維持管理

浄化槽は、微生物の働きを利用してし尿等の汚水を浄化する施設で、下水道の未整備地域 等に設置されます。戸建住宅で利用する小型のものから住宅団地や集合住宅の建設に伴って 設置される大規模なものまで、様々な大きさのものがあります。

浄化槽の定期的な維持管理を怠ると水質汚濁や悪臭の原因となることから、浄化槽法では、 維持管理などが義務づけられています。

しかし、規模が小さく排水量も少ない一般家庭用などの浄化槽には、維持管理が不十分な 浄化槽もみられることから、浄化槽の指導を行っている大阪府枚方保健所と協力して、広報 ひらかた等を通じ、浄化槽の適正管理の啓発を行っています。

(9) 公設浄化槽設置事業

平成 16 年に「枚方市生活排水処理基本計画」を策定し、市域のうち公共下水道区域外では、合併浄化槽により生活排水を処理することを基本としました。第二京阪道路以東の東部地域において、公設浄化槽設置事業を平成 18 年 9 月から実施しています。

平成25年度は、設置希望者がありませんでした。

3. 水資源の有効利用

水資源の有効活用を図るとともに、雨水の浸透等により水資源が循環する都市づくりをめざ した取り組みを推進しています。本市の水の需要量については、第4部資料編P121に示します。

主な取り組み

(1)公共施設における雨水利用

公共施設に雨水タンクを設置し、樹木等への散水やトイレの洗浄水などに有効に利用しています。公共施設での雨水利用状況は表 3-5-6 に示すとおりです。

表 3-5-6 公共施設での雨水利用状況

施設名称	貯留容量	用途
南部生涯学習市民センター	38m³	トイレ、植栽への散水
交北公園	規模不明	植栽への散水
市役所本庁舎	0. 2m³	打ち水、緑のカーテンへの散水
鍵屋資料館	0. 2m³	打ち水、植栽への散水
東部清掃工場	100m³	植栽への散水
穂谷川清掃工場	約 10m³	破砕棟清掃用散水 破砕棟ストックヤード屋根冷却
市内 45 小学校	各 3m³	緑のじゅうたん・緑のカーテン等
市内 19 中学校	各 3m³	への散水
枚方市立やすらぎの杜(枚方市立火葬場)	15m³	植栽への散水
市民交流センター	0. 3m³	植栽への散水
中部別館	規模不明	植栽への散水

(2) 保水性舗装及び透水性舗装道路整備の促進

雨水の流出抑制及び舗装面の温度上昇抑制のため、道路を整備する際は保水性・透水性に 優れた材料を使用しています。

平成 25 年度は、長尾駅西側駅前広場整備工事、長尾駅東側自転車歩行者道路整備工事に おいて、歩道部分の舗装に透水性舗装を採用しました。

【3】良好な生活環境の確保

1. 総合的な公害防止施策の推進

(1) 枚方市公害防止条例

枚方市公害防止条例は、本市が上水道水源地域に位置することや、地域性の高い騒音、地盤沈下などの公害に対応するため、規制対象となる工場等について、その設置や施設等の変更を届出制としています。騒音に関する規制のほか、有害物質による水質汚濁防止のため、事業活動を行うすべての工場・事業場からの排出水に対し、一律に排水規制を行っています。

また、地盤環境の監視を目的として、地下水採取のための揚水施設について揚水量や地下 水位の測定を義務づけるなど、本市独自の規制措置を盛り込んでいます。

本条例は、市域の公害防止のため、昭和46年に制定し、工場等の設置を許可制にするなど、強い規制権限を有するものとして運用してきました。この間、他の公害関係法令等の整備拡充や本市への権限移譲が進むとともに、企業の環境意識の向上による環境・公害対策が推進され、市域の環境の状況が改善されてきました。このような現状や社会状況等の変化を踏まえ、規制内容の大幅な見直しを行い、改正条例を平成26年4月に施行しました。改正前の本条例の役割と意義を継承しつつ、他の公害関係法令等による権限とあわせて一体的・総合的に運用することにより、市としての公害防止対策を推進するものです。

なお、平成25年度の改正前の枚方市公害防止条例に基づく工場等の設置許可件数は5件、変更許可件数は102件でした。許可制から届出制への移行イメージは資料編 P121に示します。

(2) 公害防止協定

公害防止協定は、枚方市公害防止条例の規定に基づき、生活環境の保全を図るため特に必要とする工場等と締結しています。この協定は本市と工場等とが直接締結することを基本としていますが、本市と工業団地に加盟する複数の事業者が1つの協定を締結しているものもあります。

平成26年3月31日現在、本市と公害防止協定を締結している工場等は44社です。

(3)公害防止管理者制度

公害防止管理者制度は、特定工場における公害防止組織の整備に関する法律により、一定 規模以上の施設を設置する特定工場における公害防止組織の整備を図ることで、特定工場からの公害の発生を未然に防ぐことを目的として作られた制度です。

特定工場では公害防止統括者、公害防止管理者及び公害防止主任管理者並びにこれらの代理者を選任し、届け出る必要があるほか、公害防止統括者等に、公害の発生を未然に防ぐための措置の実施等が義務づけられています。

(4) 公害苦情の現況

平成25年度に本市に寄せられた苦情は245件あり、その内訳は典型7公害(大気汚染36件、水質汚濁29件、騒音63件、振動10件、悪臭9件、地盤沈下及び土壌汚染0件)が147件で前年度より31件増加し、事業活動に起因しない生活騒音など近隣の間によるものが98件で、前年度より21件減少しました。公害に関する苦情の推移は、図3-5-10に示すとおりです。

また、平成25年度の苦情245件のうち、生産工場以外に対する苦情が230件と全体の約9

割を占め、その主なものは、建設工事(解体工事を含む。)に伴う苦情で、84件ありました。 なお、平成25年度は受け付けた苦情すべてを解決しました。

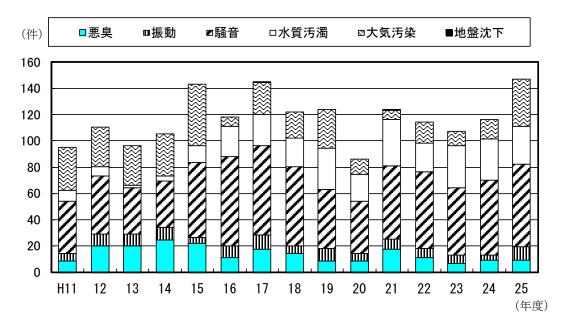


図 3-5-10 公害に関する苦情の推移

2. 大気環境の保全

主な取り組み

(1) 工場・事業場に対する大気汚染防止についての指導

大気汚染防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例により、大気汚染物質である硫 黄酸化物、ばいじん、窒素酸化物などを発生するおそれのあるボイラーや金属加熱炉などの 施設を設置しようとする事業者に対し、事前の届出や規制基準の遵守、設置後のばい煙量の 測定などを義務づけています。

大気汚染防止法や大阪府生活環境の保全等に関する条例等に基づく届出に対して審査を 行うとともに、大気汚染物質発生施設を有する工場及び事業場に対して、立入検査を行って います。

(2) アイドリングストップ啓発事業

毎月 20 日のノーマイカーデーの取り組みやアイドリングストップに取り組み、広報ひらかたを通じて広く市民に啓発活動を行っています。

また、駐車場を設置しようとする事業者に対して、利用者へアイドリングストップを周知 するよう、指導を行っています。

(3)公用車における低公害車等の導入

「枚方市低公害車等導入指針」に基づき、公用車にハイブリッド車、天然ガス車、低排出ガス認定基準かつ燃費基準早期達成車などの、大気汚染物質の排出が少なく燃費性能が優れている車(低公害車等)の導入を計画的に進めています。

平成 25 年度は、指針に基づく低公害車を 21 台導入(内 2 台は電気自動車)し、全公用車に占める低公害車等の割合は、平成 25 年 3 月 31 日現在 41%になりました。

(4) 産業廃棄物野焼き行為防止パトロールの実施

大阪府と連携を取りながら、廃棄物の不適正処理である野焼き行為の防止のため、パトロールや指導を行っています。

平成25年度は、パトロールを23回実施しました。

(5)悪臭防止の取り組み

悪臭防止法は、工場及び事業場における事業活動に伴って発生する悪臭を規制しています。 本市では、市域の全域を指定地域とし、事業活動に伴って発生する特定悪臭物質について、 敷地境界線、排出口及び排出水での濃度規制による規制基準を定め、悪臭の発生の防止に取 り組んでいます。

3. 騒音・振動の防止

主な取り組み

(1) 事業者への騒音・振動防止についての指導

① 工場・事業場に対する規制

騒音規制法及び振動規制法では、機械プレスなどの特定施設を有する工場または事業場における事業活動に伴って発生する騒音及び振動について、指定した地域において時間の区分及び区域の区分ごとに規制基準を定めています。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、騒音規制法及び振動規制法で規制されていない地域及び特定施設を有しない工場または事業場にも範囲を広げて規制しています。

なお、特定施設等の設置等の届出段階で事前審査を行い、防音・防振対策の強化など規制基準の遵守徹底を図っています。

② 建設作業に対する規制

騒音規制法及び振動規制法では、くい打機などの著しい騒音または振動を発生する作業を特定建設作業として、規制基準を定めています。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例等により、騒音規制法及び振動規制法で規制されていない建設作業についても対象を広げて規制を行っています。

特定建設作業の実施の届出段階で審査を行い、低騒音・低振動工法の採用や防音・防振 対策などの指導を行っています。

平成 25 年度は、特定建設作業を伴う工事の届出のうち、騒音規制法及び振動規制法の規制対象となる作業が 506 件、大阪府生活環境の保全等に関する条例の規制対象となる作業が 1,768 件、枚方市公害防止条例の規制対象となる作業が 833 件でした。

③ 建築物の解体工事に伴う事前周知等

建築物の解体工事に伴う騒音、振動、粉じんなどによるトラブルを未然に防止するため、「枚方市建築物の解体工事に伴う事前周知等に係る指導に関する要綱」を平成 20 年 10 月 1 日に施行し、建築物の解体工事を実施する際には、事業者に対し、解体床面積の合計が80m²以上のもの、または、特定建設作業実施の届出を伴うものについて、標識の設置と説明資料の配布や説明会の開催などによって、周辺住民等へ周知を行うよう指導をしています。

平成25年度は、要綱に基づく届出が324件ありました。

4. 土壌汚染・地盤沈下の防止

主な取り組み

(1) 事業者への土壌汚染・地盤沈下防止についての指導

① 土壤汚染対策

土壌汚染対策法は、鉛、砒素、トリクロロエチレン等の 25 物質による土壌汚染の可能性の高い土地について、一定の機会を捉え土地所有者等に土壌汚染状況調査を義務づけています。調査の結果、土壌汚染が判明した場合、人の健康に関する被害が生じるおそれのある区域を要措置区域に、おそれがない区域を形質変更時要届出区域として指定します。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、土壌汚染対策法の仕組みを基本に、 ダイオキシン類を調査対象物質に追加したほか、土壌汚染調査に独自の調査機会を追加す るなど、土壌汚染対策法を補完し、よりきめ細やかな土壌汚染対策を規定しています。調 査の結果、土壌汚染が判明した場合、人の健康に関する被害が生じるおそれのある区域を 要措置管理区域に、おそれがない区域を要届出管理区域として指定します。

要措置区域及び要措置管理区域では、汚染の除去など必要な措置を指示すること等が定められています。

平成 25 年度は、形質変更時要届出区域 8 件、要届出管理区域 2 件を指定し、形質変更時要届出区域 4 件、要届出管理区域 2 件の指定を解除しました。

② 地下水採取規制

枚方市公害防止条例では、昭和 46 年の制定以来、地盤沈下防止のため、地下水の採取規制を行っています。本条例の改正(平成 26 年 4 月施行)により、地下水採取について許可制から届出制へ移行し、採取量の削減努力の対象を動力を用いて地下水を採取するすべての揚水施設設置者としました。届出対象の揚水施設の設置者に対しては、揚水施設の用途等に応じて、構造上の基準や、地下水採取量の報告義務のほか、地下水位の測定・記録・報告義務を規定し、市と採取者による地盤環境の監視を行っていきます。

平成 25 年度は、地下水採取量報告義務のある工場等は 51 社 (井戸本数 117 本)、地下水採取量は合計 2,411,098m³で、前年度と比較すると 2,589 m³減少しており、条例施行当初の昭和 48 年度の採取量に比べると約 86.4%の削減となっています。地下水採取量の推移は、図 3-5-11 に示すとおりです。

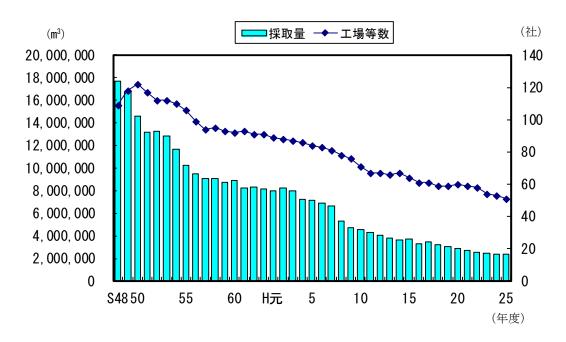


図 3-5-11 地下水採取量の推移

5. 化学物質の適正管理

主な取り組み

(1) 事業者への化学物質についての指導

① 水質汚濁対策

水質汚濁防止法及び大阪府生活環境の保全等に関する条例により、工場・事業場から公 共用水域に排出する排出水に対し、カドミウムなどの重金属類やトリクロロエチレンなど の有機塩素系化合物など有害物質について排水基準を設定し規制しています。

水質汚濁防止法の改正により、平成24年6月1日から有害物質を貯蔵する施設等の設置者は、施設の構造等に関する基準を遵守するとともに、施設構造・使用の方法等について定期的点検が義務づけられています。

また、枚方市公害防止条例の対象事業所のうち、有害物質の使用履歴のある事業者に対して使用量等の報告を求め、報告結果を精査し、事業所指導の資料としています。

② 大気汚染対策

有害大気汚染物質として、大気汚染防止法により、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの3物質が指定物質とされています。これらを排出する指定物質排出施設に対しては、指定物質抑制基準が適用されており、事業者に対し排出抑制に努めるよう指導しています。

また、大阪府生活環境の保全等に関する条例では、人に対する発がん性や毒性の見地から、23 物質が有害物質として規制されています。それらのうち、発がん性のあるクロロエチレン、ベンゼン、ニッケル化合物、砒素及びその化合物、六価クロム化合物、エチレンオキシドの6物質については、設備・構造基準が、また毒性が強いカドミウム等の17物質

については、排出口基準が適用されており、これら規制基準の遵守指導を行っています。 さらに、浮遊粒子状物質及び光化学オキシダント対策の一環として、揮発性有機化合物 (VOC) の排出を抑制するため、大気汚染防止法では、揮発性有機化合物の排出量が多 く、その規制を行うことが特に必要なものを揮発性有機化合物排出施設として定め、排出 基準が適用されています。また、大阪府生活環境の保全等に関する条例においても、揮発 性有機化合物に係る届出施設を指定し、設備基準、構造基準及び維持管理基準等により規 制を行っています。

③ アスベスト対策

アスベストについては、平成17年6月の健康被害の報道を契機に大きな社会問題となった ことから、国によるアスベスト対策により、現在では、アスベスト製品の製造が全面的に 禁止されています。

しかしながら、アスベストはその特性から、昭和 30 年代以降、ビル等に耐火、耐熱、防音などの目的で大量に使用されていた時期があり、それらの解体時における飛散を防止するために、大気汚染防止法または大阪府生活環境の保全等に関する条例において、アスベストを使用している工作物を解体、改造及び補修する際に、事前届出、作業場の隔離等の作業基準の遵守等が義務づけられています。

大気汚染防止法または大阪府生活環境の保全等に関する条例に基づくアスベスト除去に関する作業実施届出が提出された場合に、事前に立入検査を実施し、作業基準の遵守状況等を確認するなど、飛散防止対策の徹底を図っています。平成25年度は、表3-5-7に示すとおり33件の届出がありました。

区 分	大気汚染防止法	府 条 例	合計
件数	16	17	33

表 3-5-7 アスベスト除去に関する作業実施届出件数

(注) 府条例: 大阪府生活環境の保全等に関する条例

④ ダイオキシン類対策

ダイオキシン類対策特別措置法では、環境中にダイオキシン類を排出するおそれのある 廃棄物焼却炉などの施設を特定施設として定めています。事業者は、特定施設を設置また は構造等の変更時には届出を行う必要があります。さらに、ダイオキシンの排出基準の遵 守、排出ガス等の測定及びその結果の報告などが義務づけられており、報告された測定結 果は公表しています。

(2) 市施設におけるダイオキシン類の監視

市施設では、穂谷川清掃工場、東部清掃工場及びやすらぎの杜(火葬場)において排出ガス中や排水中等のダイオキシン類濃度の監視を実施しています。

平成 25 年度は、いずれの施設もダイオキシン類濃度は基準値等を満足していました。各施設におけるダイオキシン類測定結果は、第4部資料編 P122 に示すとおりです。

第4部

資 料 編

第4部 資料編

【1】枚方市環境基本条例

平成 10 年 3 月 27 日 条例第 1 号

目次

前文

- 第1章 総則(第1条-第7条)
- 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策
- 第1節 施策の基本方針(第8条)
- 第2節 環境基本計画(第9条・第10条)
- 第3節 環境の保全と創造を推進するための施策(第11条一第23条)
- 第3章 地球環境の保全の推進(第24条・第25条)
- 第4章 環境審議会(第26条)

附則

人は、空気、水、大地、太陽などの自然の恩恵のもとに生存してきた。

私たちの枚方市は、大阪と京都の中間に位置し、豊かな自然と歴史、文化に恵まれて、生命をはぐくみ 発展してきた。

しかし、都市化の進展や資源・エネルギーの大量消費などを伴った社会経済活動は、生活の利便性を高める一方、身近な自然を減少させ、環境への負荷の急速な増大をもたらし、私たちを取り巻く生態系の微妙な均衡と循環にも影響を及ぼすこととなり、すべての生き物の生命の源であり、人類の存続の基盤であるかけがえのない環境が地球規模で損なわれつつある。

もとより、すべての市民は、健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、良好な環境を将来の世代に引き継いでいく責務を有している。

このため、私たちは、豊かな環境の恵みを享受する一方で環境に対して様々な影響を与えていることや、 地域の環境を良好に維持することが地球環境の保全につながることを理解し、これまでの生活や事業活動 を自ら問い直し、すべての市民の参加と協働によって地域の健全で恵み豊かな環境を保全し、ゆとりと潤 いのある快適な環境を創造していくよう取り組まなければならない。

この認識のもとに、市民憲章の理念を踏まえ、人と自然とのふれあいが保たれ、景観・歴史・文化など 地域の特性を活かした快適で住み良く、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な"環境を思 いやるまち枚方"を実現するため、ここに、この条例を制定する。

第1章 総則

(目的)

第1条 この条例は、本市における健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある快適な環境の 創造(以下「環境の保全と創造」という。)について基本理念を定め、市、事業者及び市民の責務 を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項を定めることにより、 これらの施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的 な生活を営むことができる良好な環境の確保に資することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
 - (2) 地球環境の保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全と創造は、次に掲げる基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、推進されなければならない。
 - (1) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる良好な環境を確保し、これを将来の世代 へ継承していくべきこと。
 - (2) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図り、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現を目指すべきこと。
 - (3) 地域における多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。
 - (4) 地球環境の保全が人類共通の課題であることから、すべての事業活動及び日常生活において、地球環境の保全を自らの問題としてとらえ積極的に推進すべきこと。

(市の責務)

- 第4条 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。
 - 2 市は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造を優先し、環境 への負荷の低減その他必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 3 市は、事業者及び市民の自主的な環境の保全と創造に関する活動への取組の支援に努めなければな らない。

(事業者の責務)

- 第5条 事業者は、その事業活動を行うに当たっては、これに伴う環境への負荷の低減その他の環境の 保全と創造に資するため必要な措置を講ずる責務を有する。
 - 2 前項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境 の保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

(市民の責務)

- 第6条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
 - 2 前項に定めるもののほか、市民は、環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の 保全と創造についての施策に参加し、及び協力する責務を有する。

(各主体の協働)

第6条の2 市、事業者及び市民は、前3条に規定するそれぞれの責務を果たすとともに、協働して環境 の保全と創造に関する施策及び活動を推進するように努めなければならない。

(環境の状況等の公表)

第7条 市長は、毎年、環境の状況、環境の保全と創造に関する施策の実施状況等を公表しなければならない。

第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策

第1節 施策の基本方針

- 第8条 環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければならない。
 - (1) 人の健康が保護され、及び生活環境が保全されるよう、大気、水、土壌等が良好な状態に保持されること。
 - (2) 野生生物の生息又は生育環境への配慮等により豊かな生態系が保持されるとともに、河川等の水辺地、農地、里山等の自然を適正に保全し、人と自然とのふれあいが図られること。
 - (3) 環境に配慮した秩序ある住環境の創出を図り、安全で良好な都市環境が形成されること。
 - (4) 水や緑に親しむことができる生活空間の創出、地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的・文化的環境の保全及び活用等により、快適な環境が創造されること。
 - (5) 廃棄物の減量、資源の循環的な利用、エネルギーの消費の抑制等を徹底することにより、資源循環型の社会が構築されること。
 - (6) 地球温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全が推進されること。

第2節 環境基本計画

(環境基本計画)

- 第9条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画(以下「環境 基本計画」という。)を策定しなければならない。
 - 2 環境基本計画には、次に掲げる事項を定めるものとする。
 - (1) 環境の保全と創造に関する目標及び施策の大綱
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために 必要な事項
 - 3 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、市民の意見を反映することができるように必要な 措置を講じなければならない。
 - **4** 市長は、環境基本計画を策定するに当たっては、あらかじめ、枚方市環境審議会の意見を聴かなければならない。
 - 5 市長は、環境基本計画を策定したときは、速やかに、これを公表しなければならない。
 - 6 前3項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(環境基本計画との整合性)

第10条 市長は、環境に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

第3節 環境の保全と創造を推進するための施策

(環境影響評価の推進)

第11条 市は、環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業を行おうとする者が、当該事業を実施する に当たりあらかじめその事業に係る環境への影響について自ら適正に調査、予測又は評価を行 い、その結果に基づき、その事業に係る環境の保全について適正に配慮することを推進するた め、必要な措置を講ずるものとする。

(規制の措置)

- 第12条 市は、公害を防止するため、必要な規制の措置を講ずるものとする。
 - **2** 前項に定めるもののほか、市は、環境の保全上の支障を防止するため、必要があると認めるときは、 規制の措置を講ずるものとする。

(経済的措置)

- 第13条 市は、事業者及び市民が行う環境への負荷の低減その他の環境の保全と創造に資する活動を促進するため、経済的な助成等必要な措置を講ずるように努めるものとする。
 - 2 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民に係る適正な経済的負担の措置について調査及び研究を行い、特に必要があると認めるときは、その措置を講ずるように努めるものとする。

(公害に係る被害救済)

第14条 市は、公害に係る健康被害の救済を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

(公共施設の整備等)

- 第15条 市は、下水道、廃棄物処理施設その他の環境の保全に資する公共施設の整備を推進するものと する。
 - 2 市は、公園、緑地等の公共施設の適正な整備を図るとともに、これらの施設の健全な利用を促進するため、必要な措置を講ずるものとする。
 - 3 市は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の 減量が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(市民等の参加)

第16条 市は、環境の保全と創造に資する施策を実施するに当たり、その施策を効果的に推進するため、 市民、事業者及びこれらの者で組織する民間の団体(以下「民間団体」という。)の参加、協力 等が得られるように努めなければならない。

(環境教育及び学習)

第17条 市は、市民、事業者及び民間団体が自ら環境の保全と創造についての理解を深め、環境の保全 と創造に資する活動を行う意欲が増進されるように、施設の整備及び充実を図るとともに、環 境の保全と創造に関する教育、学習の振興及び広報活動の充実等に係る必要な措置を講ずるも のとする。

(市民等の自主的な活動の促進)

第18条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に資する自主的な活動が促進されるように必要な措置を講ずるものとする。

(調査研究の充実)

第19条 市は、環境の保全と創造に関する施策の策定に必要な調査研究の充実及び情報の収集に努める ものとする。

(監視等の体制の整備)

第20条 市は、環境の保全に関する施策を適正に実施するため、環境の状況の把握に必要な監視、測定等の体制の整備に努めるものとする。

(環境情報の公開及び提供)

第21条 市は、市民、事業者及び民間団体が行う環境の保全と創造に関する活動の促進に資するため、 環境の状況その他の環境の保全と創造に関する必要な情報を公開し、適切に提供するように努 めるものとする。

(広域的連携)

第22条 市は、環境の保全と創造を図るための広域的な取組を必要とする施策について、国及び他の地方公共団体等と協力して、その推進に努めるものとする。

(推進体制)

第23条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に推進するための必要な体制を整備するものと する。

第3章 地球環境の保全の推進

(地球環境の保全の推進)

- 第24条 市は、地球の温暖化の防止、オゾン層の保護等の地球環境の保全に資する施策を積極的に推進 するものとする。
 - 2 事業者及び市民は、その事業活動及び日常生活が地球環境の保全と密接に関係することにかんがみ、 市の施策に協力し、地域における地球環境の保全のための活動に積極的に取り組むように努めなけ ればならない。

(地球環境の保全に関する国際協力への貢献)

第25条 市は、地球環境の保全に関する施策の実施に当たっては、国及び他の地方公共団体等と連携し、 国際協力に貢献できるように努めるものとする。

第4章 環境審議会

- 第26条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、市長の附属機関として、枚方市環境審議会(以下「審議会」という。)を置く。
 - 2 審議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議し、及び答申する。
 - (1) 環境基本計画に関する事項
 - (2) 前号に掲げるもののほか、環境の保全と創造に関する基本的事項
 - 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
 - 4 審議会は、委員 25 人以内で組織する。
 - 5 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。
 - (1) 学識経験のある者
 - (2) 関係行政機関の職員
 - (3) 前2号に掲げる者のほか、市長が適当と認める者
 - 6 特別の事項を調査審議するため必要があるときは、審議会に臨時委員を置くことができる。
 - 7 臨時委員は、特別の事項の調査審議に関し適当と認める者のうちから市長が委嘱する。
 - 8 審議会は、その担任事務を処理するため必要があるときは、関係者に対し、資料の提出、意見、説明その他の必要な協力を求めることができる。
 - 9 前各項に定めるもののほか、審議会の組織、運営その他必要な事項は、規則で定める。

(平 11 条例 11·一部改正)

附則

この条例は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成11年3月19日条例第11号抄)

この条例は、平成11年5月1日から施行する。

附 則(平成18年6月16日条例第31号抄)

この条例は、公布の日から施行する。

【2】環境行政推進本部

表 4-2-1 平成 25 年度 環境行政推進本部における審議状況

開催年月日	審議の内容等
平成 25 年 7 月 5 日	・環境保全の取り組み実績について・平成 25 年度の環境保全の取り組みについて・その他

【3】審議会等

1. 環境審議会

表 4-3-1 平成 25 年度 枚方市環境審議会における審議状況

開催年月日	審議の内容等			
平成 25 年 4月 18日	・枚方市公害防止条例要綱素案について ・部会とりまとめ案について			
平成 25 年 5 月 17 日	・部会報告案について ・今後のスケジュールについて			
平成 25 年 5 月 30 日	「枚方市公害防止条例の見直しについて(部会報告)」について			
平成 25 年 8月 27日	・枚方市環境マネジメントシステムについて ・平成 25 年度版ひらかたの環境(環境白書)概要版について ・平成 25 年度版環境データ集について			

2. 環境影響評価審査会

表 4-3-2 平成 25 年度 枚方市環境影響評価審査会における審議状況

開催年月日		審 議 の 内 容 等
平成 25 年 5 月 17 日	全体会	・(仮称) ニトリモール枚方ショッピングセンター建設事業 に係る環境影響評価事前計画書について
平成 26 年 1 月 9 日	全体会	・会長・副会長の選出 ・(仮称) ニトリモール枚方ショッピングセンター建設事業 に係る環境影響評価準備書について
平成 26 年 1 月 23 日	公害部会	・(仮称) ニトリモール枚方ショッピングセンター建設事業 に係る環境影響評価準備書について
平成 26 年 1 月 27 日	自然・社会・文化 環境部会	・(仮称) ニトリモール枚方ショッピングセンター建設事業 に係る環境影響評価準備書の検討について
平成 26 年 2 月 20 日	公害部会	・(仮称) ニトリモール枚方ショッピングセンター建設事業 に係る環境影響評価準備書の検討について
平成 26 年 2 月 21 日	自然・社会・文化 環境部会	・(仮称) ニトリモール枚方ショッピングセンター建設事業に係る環境影響評価準備書の検討について

3. 廃棄物減量等推進審議会

表4-3-3 平成25年度 枚方市廃棄物減量等推進審議会における審議状況

開催年月日	審 議 の 内 容 等				
平成25年6月25日	・委員紹介及び事務局紹介 ・審議会会長及び副会長の選出について ・平成24年度ごみ処理実績量の報告について ・新・循環型社会構築のための枚方市一般廃棄物減量及び適正処理基本計画(改訂版)平成25年度重点化施策の事業計画書について				
平成25年9月4日	・枚方市ごみ処理施設整備基本構想の策定について(諮問)・ごみ処理基本計画重点化施策の平成24年度報告及び平成25年度中間報告・生活排水処理基本計画(平成21年11月改訂版)の平成24年度報告について				
平成25年10月4日	・第2回審議会説明資料の追記について(報告) ・ごみ処理施設整備基本構想の項目(骨子)(案)に ついて ・ごみ処理量の将来予測について ・ごみ処理量の将来予測について ・今後の審議会検討部会の審議項目と日程について				
平成25年12月20日	・生活排水処理について(報告) ・ごみ処理基本計画重点化施策について(報告) ・第1回ごみ処理施設整備基本構想検討部会の報告について ・小型家電リサイクルについて ・資源ごみ等の持ち去り防止対策事業について				
平成26年2月21日	第2回ごみ処理施設 整備基本構想検討部会・ごみ処理量の将来予測について ・ごみ処理量の将来予測について ・ごみ処理体制について				
平成26年3月25日	・今後のし尿処理について ・第3回審議会における質問の整理について ・ごみ処理基本計画における重点化施策について ・第2回ごみ処理施設整備基本構想検討部会の報告について ・小型家電リサイクルについて ・粗大ごみインターネット受付に伴う、利用者アンケート項目の設置について				

【4】自然環境

1. 気象

表 4-4-1 枚方地域気象観測所(アメダス)における気象データの経年変化

	気温 (°C)		降水量	風速(r	n/sec)	日照時間	
	平均	最高	最低	(mm)	平均	最大	(h)
平成 15 年	16.0	35. 6	-3. 8	1, 636. 0	1.6	7. 0	1, 516. 4
16	17. 0	36. 6	-3. 0	1, 494. 0	1.5	9.0	1, 874. 9
17	16. 1	36. 5	-2. 9	786. 0	1.4	6.0	1, 667. 3
18	16. 2	38. 4	-2. 8	1, 455. 0	1.6	8.0	1, 480. 5
19	16. 5	38. 5	-1. 1	1, 141. 0	1.5	7. 0	1, 997. 0
20	16.0	36. 1	-2. 1	1, 376. 0	1.4	7. 0	1, 897. 6
21	16. 3	36. 5	-1.9	1, 262. 0	1.5	7. 0	1, 896. 2
22	16. 6	37. 6	-2. 6	1, 639. 5	1.8	8.3	1, 909. 5
23	16. 1	37. 2	-3. 7	1, 517. 5	1.8	8.7	1, 981. 9
24	15. 9	37. 1	-4. 6	1, 672. 5	1.9	9. 3	1, 919. 8
25	16. 3	38. 1	-2. 8	1, 743. 5	1.9	9. 1	2, 099. 0

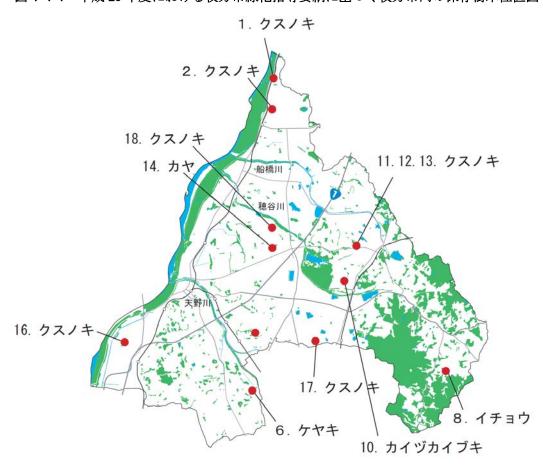
2. 保存樹木

表 4-4-2 平成 25 年度における枚方市緑化指導要綱に基づく枚方市内の保存樹木

保存樹木指定番号	種名	位置(所在地)	所有
1	クスノキ	楠葉中之芝 (久親恩寺)	民間
2	クスノキ	町楠葉	民間
6	ケヤキ	釈尊寺町	民間
8	イチョウ	穂谷 (長伝寺)	民間
10	カイヅカイブキ	藤阪元町	民間
11	クスノキ		
12	クスノキ	長尾元町 (稱念寺)	民間
13	クスノキ		
14	カヤ	田口	民間
16	クスノキ	出口 (光善寺)	民間
17	クスノキ	春日元町 (春日神社)	民間
18	クスノキ	片鉾本町 (杉ヶ本神社)	民間

(注) 欠番については消失等により指定解除を行ったものです。

図 4-4-1 平成 25 年度における枚方市緑化指導要綱に基づく枚方市内の保存樹木位置図



枚方市内の保存樹木(平成23年度撮影)





2 クスノキ



6 ケヤキ



8 イチョウ



10 カイヅカイブキ



11 クスノキ



12 クスノキ



13 クスノキ



14 カヤ



16 クスノキ



17 クスノキ



18 クスノキ

3. 保存樹林

表 4-4-3 平成 25 年度における枚方市緑化指導要綱に基づく枚方市内の保存樹林

指定年月日	所在地	主要な樹種	面積 (m²)
昭和 49 年 12 月 27 日	山之上(山田神社境内)	アラカシ・コナラ・アオハダ・スギ他	15, 000
昭和 50 年 7 月 14 日	楠葉丘 (交野天神社境内)	アラカシ・コナラ・クロキ・ヒノキ他	13, 200
昭和 50 年 7 月 14 日	船橋本町(二ノ宮神社境内)	クスノキ・ヒノキ・アカラシ・スギ他	6, 820
昭和 50 年 10 月 1 日	長尾宮前(長尾菅原神社境内)	コジイ・アカラシ・コナラ・アカマツ・ヒノキ他	3, 556
昭和 52 年 10 月 7 日	村野本町(村野神社境内)	アカラシ・カナメモチ・コナラ・クスノキ他	9, 068
昭和 54 年 10 月 26 日	茄子作(茄子作春日神社境 内	コナラ・サカキ・ヒノキ・クスノキ・マダケ他	10, 273
昭和 55 年 6 月 13 日	渚本町(御殿山神社境内)	コナラ・アラカシ・アベマキ・アカマツ・モウソウ チク他	6. 125
昭和57年9月6日	招提南町(日置天神社境内)	コナラ・クロバイ・アカマツ・ヒノキ他	13, 213
昭和 59 年 10 月 6 日	枚方上之町(意賀美神社境 内)	ムクノキ・クスノキ・アラカシ・アベマキ他	6, 320
平成 6年12月 1日	藤阪天神町(藤阪菅原神社境内)	コナラ・アラカシ・アカマツ・クスノキ他	4, 327
平成 24 年 4 月 1 日	田口山	アカマツ・クヌギ・マダケ他	4, 171

4. 自然環境調査

(1) 植物

本調査では 141 科 901 種を確認しました。内訳は表 4-4-4 のとおりです。

希少種はギンランやツクバキンモンソウなど **30** 種を確認しました。穂谷、尊延寺、淀川でその多くを確認しました。

分類群		全体 淀儿		<u> </u>	川 水田		船橋川 天		天!	天野川		尊延寺		穂谷	
万第	貝群	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種	科	種
シダ	植物	21	88	7	11	5	5	1	1	0	0	21	61	18	71
種子植物	裸子植物	5	6	0	0	0	0	1	1	0	0	3	4	5	6
性丁恒物	被子植物	115	815	63	311	52	172	46	126	59	264	95	505	105	582
合	計	141	909	70	322	57	177	48	128	59	264	119	570	128	659

表 4-4-4 第5回自然環境調査・植物調査結果

(2) ほ乳類

本調査では11科15種を確認しました。内訳は表4-4-5のとおりです。

種類は穂谷が 13 種と最も多く、次いで淀川、長尾荒阪、尊延寺。いずれも生息地となる森林がまとまって分布し、草地や水辺など様々な環境も含まれている地域です。希少種としては、ニホンリス、カヤネズミ、キツネを確認しました。

40 万	任 力	調査地域									
A 名 L	種名	淀川	天野川	藤阪	長尾荒阪	尊延寺 ○	穂谷				
モグラ科	モグラ科の一種	0			0	0	0				
オナガザル科	ニホンザル			0			\circ				
ウサギ科	ノウサギ					0	\circ				
リス科	ニホンリス						\circ				
	カヤネズミ	\bigcirc					\circ				
ネズミ科	ハツカネズミ	_		0	0	_					
	ネズミ科の一種	0		0	0	_	0				
ヌートリア科	ヌートリア	0	0	_	_		_				
アライグマ科	アライグマ	0	0	0	0	0	0				
イヌ科	タヌキ	0	0	0	0	0	0				
1 7 17	キツネ	_	_	_	0	0	0				
イタチ科	テン	0	_	_	0	0	\circ				
イクノ作	イタチ科の一種	0	0	0	0	0	0				
ジャコウネコ科	ハクビシン						0				
イノシシ科	イノシシ		_		_	_	0				
合計 11 科	15 種	8	4	6	8	7	13				

表 4-4-5 第 5 回自然環境調査・ほ乳類調査結果

(3)鳥類

本調査では、32 科 97 種を確認しました。内訳は表 4-4-6 のとおりです。地域別では淀川が 63 種と最も多く、次いで藤阪、長尾の順です。豊かな生態系の指標とされる猛禽類では、オオタカ、ハイタカ、ノスリ、トビ、ハヤブサ、チョウゲンボウの 6 種を確認しました。今回確認できなかった種は、サシバ、クマタカ、シロチドリ、タゲリなど 13 種です。

また、希少種は **29** 種を確認しました。淀川、藤阪(穂谷川)、長尾(船橋川)、津田で多く確認しました。

表 4-4-6 第 5 回自然環境調査・鳥類調査結果

□ b		調査地域										
目名	淀川	孤立林	天野川	山田池	藤阪	長尾	津田	尊延寺	穂谷			
カイツブリ目	3	0	1	0	1	2	1	0	1			
ペリカン目	1	0	1	1	1	1	1	0	1			
コウノトリ目	3	0	4	1	4	4	3	2	1			
カモ目	10	0	7	7	7	11	7	2	1			
タカ目	7	0	1	1	3	3	0	6	3			
キジ目	0	0	0	0	0	0	0	2	2			
ツル目	1	0	0	1	1	1	2	0	0			
チドリ目	4	0	5	0	4	5	4	1	2			
ハト目	2	2	2	2	2	2	2	1	2			
カッコウ目	0	0	0	0	0	0	0	1	0			
アマツバメ目	0	0	0	0	0	0	0	1	0			
ブッポウソウ目	1	0	1	1	1	1	1	1	0			
キツツキ目	2	1	1	1	2	1	0	2	1			
スズメ目	29	17	20	11	27	21	25	22	25			
合計 32 科 97 種	63	20	43	26	53	52	46	41	39			

(4)昆虫類・ホタル

本調査では、14 目 144 科 485 種を確認しました。内訳は表 4-4-7 のとおりです。いずれの調査地域も草地と森林の環境を備えているため、チョウ目や、コガネムシ類を含むコウチュウ目、セミ類を含むカメムシ目、ハチ目、バッタ目が多くみられました。

地域別では、穂谷394種、淀川150種、尊延寺145種となっています。

希少種は、フタスジサナエ、クツワムシ、シロシタバ(チョウ目)、ヒメヤママユ(同)など 9 種を確認しました。また、ため池に生息するヤスマツアメンボは淀川を除くすべての地域で確認しました。前回確認された希少種のうち、ナニワトンボ、ネキトンボ、イトアメンボの 3 種は今回確認できませんでした。

目 名	調査地域	調査地域								
日石		淀川	茄子作	ため池	尊延寺	穂谷				
トンボ目	30	7	3	16	15	24				
ゴキブリ目	2	0	0	0	1	1				
カマキリ目	4	3	0	0	4	4				
カワゲラ目	1	0	0	1	1	1				
バッタ目	45	13	1	1	16	40				
ナナフシ目	3	0	0	1	0	3				
カメムシ目	74	29	3	15	22	50				
アミメカゲロウ目	1	1	0	0	0	0				
シリアゲムシ目	1	1	0	0	1	1				
トビケラ目	3	0	0	1	0	2				
チョウ目	133	30	6	2	43	122				
ハエ目	42	11	0	3	14	33				
コウチュウ目	94	33	0	7	14	76				
ハチ目	52	22	1	0	14	37				
合計 14 目 144 科	485 種	150	14	47	145	394				

表 4-4-7 第 5 回自然環境調査・昆虫調査結果

ホタルは、前回も調査した市街地に残る緑地でヒメボタルと、東部の河川でゲンジボタル を確認しました。また、公園の水路でもゲンジボタルとヘイケボタルを確認しました。

(5) 両生類・は虫類

本調査では両生類 2 目 6 科 10 種及びは虫類 2 目 7 科 11 種を確認しました。内訳は表 4-4-8 のとおりです。穂谷、長尾荒阪、尊延寺の 3 地域で全種を確認しました。

希少な両生類は、アカハライモリ、ニホンヒキガエル、トノサマガエル、シュレーゲルアオガエル、希少なは虫類としては、ニホンイシガメ、ヒバカリ(ヘビ類)を確認しましたほか、絶滅危惧Ⅱ類のカスミサンショウウオを穂谷で確認しました。

表 4-4-8 第5回自然環境調査 両生類・は虫類調査結果

	科 名	種名		調査地域							
	件 石	性石	淀川	天野川	藤阪	長尾荒阪	尊延寺	穂谷			
	サンショウウオ科	カスミサンショウウオ						0			
	イモリ科	アカハライモリ						\circ			
	ヒキガエル科	ニホンヒキガエル				0					
両	アマガエル科	ニホンアマガエル			0	\circ	0	\circ			
生		ニホンアカガエル				\circ	0	\circ			
類		トノサマガエル			0		0	\circ			
热	アカガエル科	ヌマガエル			0	\circ		\circ			
		ウシガエル	\circ	0		\circ	0	\circ			
		ツチガエル			\circ	\circ	\circ	\circ			
	アオガエル科	シュレーゲルアオガエル					0				
	ノン(ガン利	クサガメ		0	0	0	0	0			
	イシガメ科	ニホンイシガメ			0	0	0				
	ヌマガメ科	ミシシッピアカミミガメ	0	0		0					
74	ヤモリ科	ニホンヤモリ						\circ			
は虫	トカゲ科	ニホントカゲ	0				0	\circ			
類	カナヘビ科	ニホンカナヘビ			0	0	0	0			
妆		シマヘビ				\circ		\circ			
	ナミヘビ科	ジムグリ			0			\circ			
) CVCAT	ヒバカリ						\circ			
		ヤマカガシ						\circ			
	クサリヘビ科	ニホンマムシ				0	\circ				
2 綱	合計 13 科	21 種	3種	3種	8種	12 種	11 種	16 種			

(6)淡水魚・水生生物

本調査では 7 目 12 科 33 種を確認しました。内訳は表 4-4-9 のとおりです。多い順では天野川 23 種、穂谷川 20 種、船橋川 16 種でした。

前回調査で確認され今回確認されなかった種は、ゲンゴロウブナ、ハス、オオヨシノボリの3種でした。

なお、調査時に確認された貝類、甲殻類等の水生生物は 8 科 10 種で、ヒメタニシ、カワニナ、ミズムシ、ヌマエビ、テナガエビ、スジエビ、モクズガニ、スクミリンゴガイ、ミナミヌマエビ、アメリカザリガニでした。

表 4-4-9 第5回自然環境調査 淡水魚・水生生物調査結果

科 名	種 名			也 域		
<一部不掲載>	<一部不掲載>	穗谷川	天野川	船橋川	出口・渚 水路	ため池
	コイ	\circ	\circ		0	\circ
	ギンブナ	0	0	0	0	
	フナ類			0		\circ
	カネヒラ				0	
	タイリクバラタナゴ	0			0	
	オイカワ	0	0	0		
- 1 AN	カワムツ	0	0	0		
コイ科	ヌマムツ		0			
	モツゴ	0	0	0	0	0
	タモロコ	0	0	0		0
	ゼゼラ	0				
	カマツカ	0	0	0		
	コウライニゴイ	0	0			
	コウライモロコ	0		0		
ドジョウ科	ドジョウ	0	0	0		0
ギギ科	ギギ		0			
ナマズ科	ナマズ		0			
アユ科	アユ		0			
メダカ科	メダカ	0	0	0	0	0
タウナギ科	タウナギ	\circ	0			
サンフィッシュ科	ブルーギル	0	0			0
リンフィツンユ什	オオクチバス	0	0	0		0
ドンコ科	ドンコ	0	0	0		
	トウヨシノボリ				0	0
ハゼ科	カワヨシノボリ		0	0		
	ウキゴリ					0
合計 12科	33種	20	23	16	7	11

【5】大気環境の現況

表 4-5-1 平成 25 年度の大気汚染環境基準達成状況

測定項目 環境基準値 測定局		二酸化窒素 (ppm)			子状物質 g/m³)	光ピ学オキシダント (ppm)	二酸化硫黄 (ppm)	一酸化炭素(ppm)
		0.04~0.06以下 (日平均値)*	0.10以下 (日平均値)※	15 以下 35 以下 (年平均値) (日平均値) *		0.06 以下 (最高1時間値)	0.04以下 (日平均值)※	10以下 (日平均值※
	楠葉	O (0. 034)	O (0. 051)	_	_	× (0. 127)	_	_
一般局	枚方市役所	O (0. 033)	O (0. 052)	_	_	× (0. 117)	O (0. 004)	_
	王仁公園	O (0. 029)	O (0. 059)		_	× (0. 125)	O (0. 003)	_
自排局	招提	O (0. 043)	O (0. 055)	_	_	_	<u> </u>	_
局	中振	O (0. 044)	O (0. 061)	(14. 6)	× (36. 9)	_	O (0. 003)	O (0. 7)

^{○:}環境基準を達成した項目 ×:環境基準が達成されなかった項目 -:測定していない項目

表 4-5-2 平成 25 年度の第二京阪局における大気の環境基準値との比較

	測定項目環境基準値	二酸化窒素 (ppm)	浮遊粒子状物質 (mg/m³)		
測定		0.04~0.06以下 (日平均值)*	0.10以下 (日平均値) ※		
第一言	長尾	O (0. 032)	O (0. 054)		
京阪局	津田	O (0. 036)	O (0.060)		

〇:環境基準を達成した項目

^{*}印は、1日平均値の年間98%値を示す。※印は、1日平均値の年間2%除外値を示す。

⁽注) 王仁公園局の微小粒子状物質については、年間有効測定日数 250 日未満のため評価を行わない。

^{*}印は、1日平均値の年間98%値を示す。※印は、1日平均値の年間2%除外値を示す。

(単位:cm)

【6】地盤沈下の現況

1. 枚方市地盤沈下水準測量結果

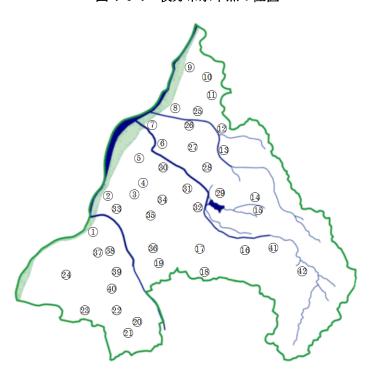


図 4-6-1 枚方市水準点の位置

表 4-6-1 平成 24 年度における枚方市内の地盤沈下変動量

平成21年度比 就21年度比 平成**21**年度比 三矢公園 +0.1615 菅原小学校 +0.3529 田口山配水場 改埋※ 八幡神社 +0.07 16 津田支所 +0.3730 牧野車塚公園 +0.40 高陵小学校 +0.23 17 +0.4131 山田神社 +0.76 水道局春日事務所 殿山第一小学校 +0.20 18 +0.42 32 +0.65 春日公会堂 円通寺 清伝寺 -0.0819 桜丘小学校 +0.3533 市道枚方牧野線 +0.14牧野公園 +0.1120 春日神社 +0.2834 山田小学校 +0.63藤本川ポンプ場 +0.12+0.29中宮公園 +0.27 21 春日小学校 35 北部下水処理場跡地 +0.02香陽小学校 +0.15 星丘中央線 +0.27町楠葉会館 **-**0. 18 +0.29 23 第二中学校 **−**0. 17 37 鷹塚山配水池 10 樟葉小学校 **-**0. 01 蹉跎小学校 +0.4338 +0.33 24 枚方第二小学校 +0.21+0.14 39 山之上小学校 +0.15 11 七つ松公園 25 二宮公園 12 +0.07 **-**0.07 40 第四中学校 **-**0.05 中の池公園 牧野小学校 殿山第二小学校 北部区画第2号線 +0.4427 +0.2541 総合福祉センタ +0.07菅原保育所跡地 +0.34+0.3442 氷室小学校 **-**0.04 28 招提小学校

※田口山配水場は工事のため、平成22年に水準点を施設内で移設。

(注) +:隆起 -:沈下

2. 阪神地区地盤沈下広域水準測量結果

図 4-6-2 大阪府水準点の位置

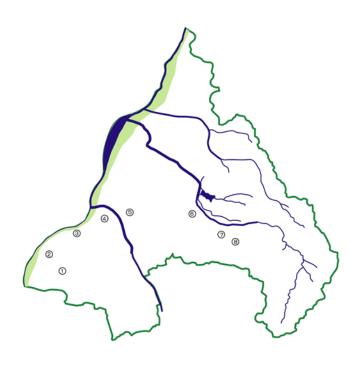


図 4-6-3 大阪府水準点における経年沈下量

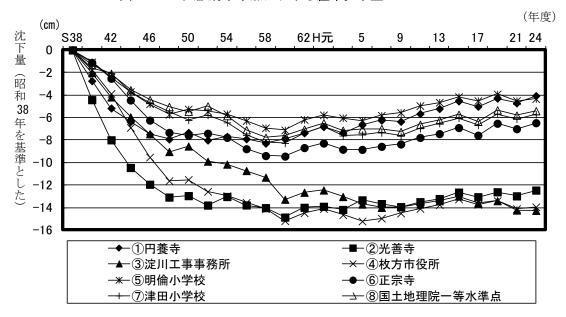


表 4-6-2 平成 24 年度における大阪府水準点地盤沈下変動量

(単位:cm)

番号	地 点	平成 21 年度比	番号	地 点	平成21年度比
1	円養寺(北中振2丁目)	+0. 65	5	明倫小学校(中宮西之町)	+0. 17
2	光善寺(出口2丁目)	+0. 51	6	正宗寺(大峰元町2丁目)	+0. 53
3	淀川河川事務所枚方出張所 (桜町)	-0. 03	7	津田小学校(津田西町1丁目)	+0. 40
4	枚方市役所(大垣内町2丁目)	+0. 16	8	国土地理院水準点(津田元町3丁目)	+0. 39

(注) +:隆起 -:沈下

3. 地下水位測定結果

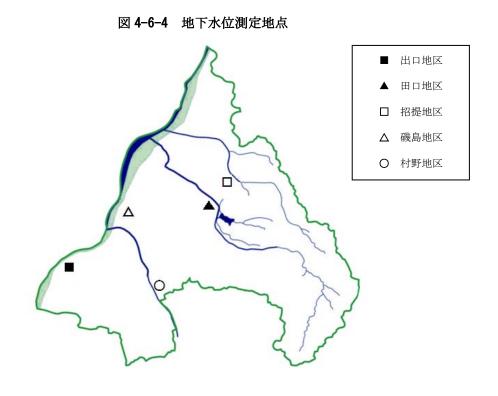
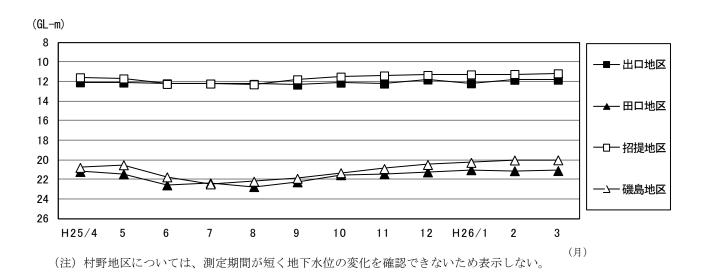


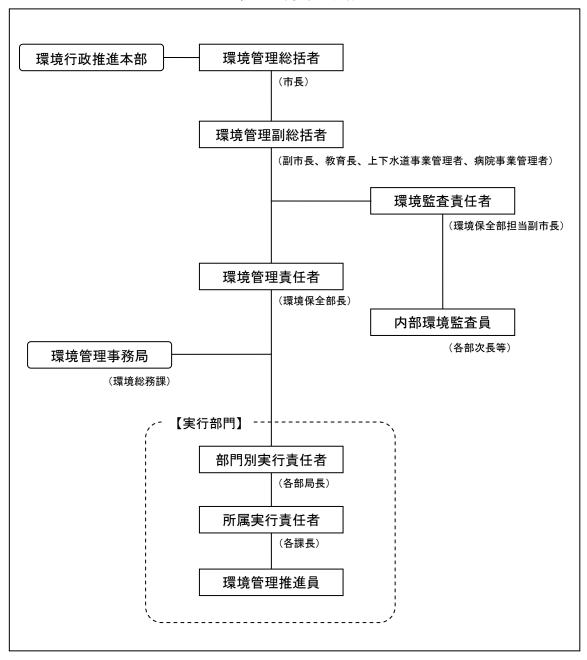
図 4-6-5 地下水位 (静水位) の月平均値の変化



【7】環境マネジメントシステムの運用

1. 枚方市環境管理組織

図 4-7-1 枚方市環境管理組織



(平成25年4月1日現在)

※平成 25 年度における I S O 1 4 O O 1 の適用範囲外の職場は、医療に関する業務、留守家庭児童会、図書館分室、小中学校、幼稚園となっています。

2. 環境マネジメントシステム運用表

表 4-7-1 環境マネジメント運用表

_		スマノー 承先・イングンド座川女				
	著しい環境側面の特定	環境に負荷を与える側面	オフィス活動 (全課共通) に よるもの 8 項目			
 計	H O . SKJEWIE S TV.C	環境にプラスの影響を与える側面	144 項目 (第2次環境基本計画平成25年度事業計画に基づく取り組み)			
画の		環境への負荷を低減するための項目	8項目			
策定	環境目的及び目標の設定	第2次環境基本計画平成25年度事業 計画に基づく取り組み	144 項目			
	実施計画の策定	環境目的及び目標を達成するための手段、計画を策定します。 平成25年度のエコオフィスに関する取り組みは、電気使用量削減 のための昼休みの消灯の徹底や、紙使用量削減のためのミスコピー 紙の裏面使用などです。 また、環境基本計画平成25年度事業計画についての実施計画は、 事業の実施手順を含むスケジュールとなります。				
実施	及び運用	策定した手段や計画の内容については、対象となる全職員に研修を行い、各職場で計画に基づき実施し、本市が定めた環境マネジメントシステムを運用します。 本市では、平成13年7月から運用を始め、平成25年4月より、独自の環境マネジメントシステムの運用を開始しました。				
点検及び是正措置		計画どおりに実施・運用されているかどうかを、エネルギー管理については、3か月に1回、第2次環境基本計画については、1年に1回点検を行い、不十分な場合は、その是正処置を行います。				
	管理統括者(市長) る見直し	本市の環境マネジメントシステムについて、その運用状況や改善された結果に基づき市長が最低年1回の見直しを行います。 平成25年度は、7月に見直しを行いました。				

【8】エフエムひらかたによる環境保全啓発

表 4-8-1 平成 25 年度「環境定期便」テーマ

	第2週	第3週
4月	・PM2.5及び光化学スモッグのメール登録について ・太陽光発電システム設置に対する補助について	・再生資源集団回収報償金制度について
5月	・野生動物にご注意ください・緑のカーテンを育ててみませんか・ひらかた夏のエコライフキャンペーン	・適正なペットの飼い方について
6 月	・6 月は「環境月間」です (ライトダウンキャンペーンなど)	・「生ごみの水切りをしっかり実践」について
7 月	・ひらかたの環境(大気・水質ほか)について・枚方の自然について(自然観察会案内など)・節電について	・ごみの排出者責任について
8月	・夏の暑さ対策について	・容器包装プラスチックの分別収集について
9月	・不法屋外広告物について	・バス!のってスタンプラリー
10 月	・クリーンリバー枚方について	・2013ごみ減量フェアの開催について
11 月	・公園管理に係る環境について	・11 月は「エコドライブ推進月間」です・ひらかた冬もエコライフキャンペーン・12 月は「大気汚染防止推進月間」です
12 月	・12月は「地球温暖化防止月間」です	・レジ袋削減・マイボトル等のキャンペーン活動の
12 月	(ひらかたエコチェックDAYなど)	取り組み
1月	・枚方市のごみの現状について	・2月は「生活排水対策推進月間」です・ひらかたエコレポートについて・ひらかたエコフォーラム2014について
2 月	・枚方市路上喫煙の制限に関する条例について	・生ごみ堆肥化の取り組みについて・(仮称) リサイクル工房について
3 月	・アダプトプログラムへの参加について	・バス!のってスタンプラリー

【9】公共施設での太陽光発電量

表 4-9-1 平成 25 年度における公共施設での太陽光発電量

施設名称	規模(kW)	発電量 (kWh)	備考
中宮浄水場	100	123, 502	
香里受水場	50	43, 906	
北山配水場	20	19, 403	一部売電
田口山配水場	20	19, 641	一部売電
桜丘北小学校	10	9, 189	平成 25 年 4 月~7 月のデータ不明 発電はしている。 平成 25 年 4 月~6 月のデータ不明
開成小学校	20	15, 046	平成 25 年 4 月~6 月のデータ不明 発電はしている。
蹉跎西小学校	20	25, 774	
樟葉北小学校	20	25, 398	
山田東小学校	20	14, 426	
藤阪小学校	20	27, 384	
長尾小学校	20	25, 165	
東香里小学校	20	19, 585	
第三中学校	20	15, 391	
南部生涯学習市民センター	20	21, 340	一部売電
やすらぎの杜	20	8, 186	発電量は平成 25 年 4 月~10 月のデ ータ
第二京阪道路環境監視局津田局	4. 6	5, 722. 5	一部売電
枚方ソラパ	600	515, 178	
合計	1004. 6	934, 236. 5	

【10】都市公園等維持管理事業

1. 都市公園の種類

表 4-10-1 都市公園の種類

種	類	種別	内容					
	住	街区公園	主として街区に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、街区内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1か所当たり面積 0.25ha を標準として配置する。					
基	区基幹の	近隣公園	主として近隣に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、近隣に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1か所当たり面積 2ha を標準として配置する。					
幹公園	公 園	地区公園	主として徒歩圏内に居住する者の利用に供することを目的とする公園で、徒歩圏域内に居住する者が容易に利用することができるように配置し、1か所当たり面積4haを標準として配置する。					
遠	都市基础	総合公園	都市住民全般の休息、観賞、散歩、遊戯、運動等総合的な利用に供することを目的とする公園で都市規模に応じ1か所当たり面積10~50haを標準として配置する。					
	幹公園	運動公園	都市住民全般の主として運動の用に供することを目的とする公園で都市 規模に応じ1か所当たり面積15~75haを標準として配置する。					
	特殊公園		歴史公園等特殊な公園でその目的に則し配置する。					
大規模公園)2	広域公園	主として一の市町村の区域を超える広域のレクリエーション需要を充足することを目的とする公園で、地方生活圏等広域的なブロック単位ごとに1か所当たり面積50ha以上を標準として配置する。					
	国営公園		主として一の都府県の区域を超えるような広域的な利用に供することを目的として国が設置する大規模な公園にあっては、1 か所当たり面積おおむね 300ha 以上を標準として配置、国家的な記念事業等として設置するものにあっては、その設置目的にふさわしい内容を有するように整備する。					
都市緑地			主として都市の自然的環境の保全ならびに改善、都市景観の向上を図るために設けられている緑地であり、1か所当たり面積 0.1ha 以上を標準として配置する。但し既成市街地等において良好な樹林地等がある場合あるいは植樹により都市に緑を増加又は回復させ都市環境の改善を図るために緑地を設ける場合にあってはその規模を 0.05ha 以上とする。					

2. 都市公園の整備状況

表**4-10-2 都市公園の整備状況** (平成**26**年**3**月**31**日現在)

	2八寸	-10-7 4b111;	ム国の金浦への	(\pi, j, j, Z	0年3月31日現代)
			整值	# 量	1 人当たり
	公園種別	箇所数(箇所) 面積(ha)			
		街区公園	425	39. 08	0. 96
	住区基幹公園	近隣公園	14	22. 88	0. 56
基幹公園		地区公園	2	9. 00	0. 22
	如士甘払八国	総合公園	1	9. 29	0. 23
	都市基幹公園	運動公園	-	-	
性型八国		歴史公園	1	2. 50	0.06
特殊公園		その他	_	-	
広域公園			1	71. 70	1. 76
国の設置に	よるもの		1	47. 30	1.16
都市緑地			12	7. 37	0. 18
合 計			457	209. 12	5. 13

【11】緑のカーテン実施校

表 4-11-1 緑のカーテン実施校

年 度	整 備 校
平成 18 年度	蹉跎西小学校、西長尾小学校、樟葉幼稚園
平成 19 年度	蹉跎西小学校、西長尾小学校、樟葉幼稚園
平成 20 年度	アンカー設置及び備品調達
平成 21 年度	63 小中学校
平成 22 年度	63 小中学校
平成 23 年度	63 小中学校
平成 24 年度	63 小中学校
平成 25 年度	63 小中学校

【12】緑のじゅうたん整備校

表 4-12-1 緑のじゅうたん整備校

年 度	整備校
平成 16 年度	山之上小学校(府の補助金により整備)
平成 17 年度	船橋小学校 (府の補助金により整備)
平成 18 年度	殿山第一小学校、交北小学校、山田東小学校、 東香里小学校、伊加賀小学校
平成 19 年度	なし
平成 20 年度	枚方市内 56 小中学校
平成 21 年度	なし
平成 22 年度	山田東小学校 (~平成 23 年度・府の補助金により整備)
平成 23 年度	交北小学校 (府の補助金により整備)
平成 24 年度	なし
平成 25 年度	なし

※第三中学校は、平成23年度の校舎新築に伴って、芝生を整備

【13】学校給食生鮮農作物供給事業

表4-13-1 市内農産物の学校給食への利用実績

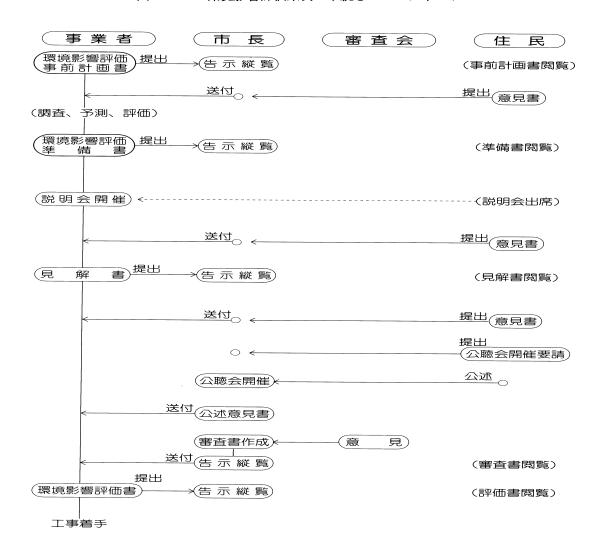
(単位:t)

年度	米 (レンゲ 栽培米 含む)	キャベツ	玉葱	大根	えんど う豆	白菜	レンコン	さつまいも	じゃがいも	九条	ほう れん 草	チンゲンサイ	冬瓜	なす	小松 菜	黒米
14	46. 3	2. 8	22. 1	2. 3	0.3	1.4	1	1	1	1	1	ı	1	_	1	-
15	47. 6	2. 7	25. 4	3. 0	0.3	2. 5	0.6	0. 7	-	-	-	1	-	_	-	-
16	47. 2	2. 7	30. 2	3. 2	0.3	5. 1	0.6	0.8	1. 0	-	_	-	-	_	-	-
17	45. 7	2. 2	24. 3	3. 8	0.3	5. 1	0.8	1. 1	2. 0	1.4	0. 7	-	-	_	-	-
18	48. 0	3. 3	33. 2	5. 2	0.3	3. 3	0.8	1. 5	2. 5	1.6	0. 9	0.6	1.4	_	_	-
19	46. 7	2. 7	34. 6	4. 8	0.3	3. 2	0.8	1. 4	2. 5	1.0	0. 9	0.7	1. 1	0. 2	ı	-
20	48. 0	0. 2	28. 4	4. 5	0.3	3. 2	0.9	1. 4	2. 0	1. 2	1. 0	0.7	0. 9	0. 2	0.6	0. 1
21	46. 6	1.5	28. 2	4. 0	0.3	2. 8	0.7	1. 2	1. 7	1. 2	0. 9	0.9	1. 1	0. 2	0.4	0. 1
22	45. 5	0. 2	25. 0	4. 8	0. 2	3. 1	0. 02	1. 1	1. 7	1.0	0. 7	0.8	1.4	0. 2	1.1	0. 1
23	57. 5	0.6	27. 6	4. 9	0. 2	1. 9	ı	1. 0	2. 0	1.6	0. 6	1. 2	1. 4	0. 1	1.0	0. 1
24	81. 6	1.0	23. 2	3. 9	0. 2	1. 9	ı	1. 1	1. 9	1.5	0.8	0.9	0. 7	0. 1	0.8	0. 1
25	104. 1	0.6	23. 0	1. 6	0. 1	1. 4	_	0.8	1. 5	1.4	0. 1	0.8	0. 7	0. 1	0.8	0. 1

【14】環境影響評価制度

1. 環境影響評価条例の手続き

図 4-14-1 環境影響評価条例の手続きフローチャート



2. 環境影響評価項目

表 4-14-1 環境評価項目一覧

公 害	自 然 環 境	社会・文化環境
大水 騒 振 低 悪 土 地	動 植 物 緑 の 量	廃日電風景安コ歴 照波 全ニ 照波 全ニ的 三、史 で こ で で で で で で で で で で で で で で で で で で

3. 環境影響評価条例対象事業

表 4-14-2 環境影響評価条例対象事業一覧

	種類	要件
1.	道路の建設	□道路の新設または車線数の増加を伴う改築で、新設または改築後の車線数が4以上で、その区間の延長が1km以上のもの□高速自動車国道及び自動車専用道路の新設または改築
2.	鉄道、軌道または モノレールの建設	鉄道、軌道またはモノレールの新設または改良(改良にあっては、線路の増設または道路との連続立体交差化に係るものに限る。)
3.	ヘリポートの建設	陸上へリポートの新設または改良(改良にあたっては、滑走路の新設、 延長または位置の変更に限る。)
4.	廃棄物処理施設の建設	廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号) 第 8 条第 1 項に規定する一般廃棄物処理施設又は同法第 15 条第 1 項に規定する産業廃棄物処理施設の新設又は増設で、次の各号のいずれかに該当するもの□処理能力が 100t/日以上のごみ処理施設の新設または増設□処理能力が 50kL/日以上のし尿処理施設(し尿浄化槽を除く)の新設または増設□敷地面積が 9,000㎡以上または建築面積が 3,000㎡以上の産業廃棄物処理施設(最終処分場を除く)の新設または増設□埋立面積が 1ha以上の一般廃棄物または産業廃棄物の最終処分場の新設または増設
5.	終末処理場の建設	計画処理水量が 30,000m²/日以上の終末処理場の新設
6.	工場または事業場の建設	製造業 (物品の加工業及び修理業を含む。)、電気供給業 (専ら太陽光を電気に変換する設備又は大阪府温暖化の防止等に関する条例 (平成 17 年大阪府条例第 100 号) 第 31 条第 1 項に規定する発電設備により発電するものを除く。)、ガス供給業または熱供給業に係る工場または事業場の新設又は増設で、次の各号のいずれかに該当するもの□敷地面積が 9,000㎡以上または建築面積が 3,000㎡以上のもの□最大乾き排出ガス量が、40,000㎡/時以上のもの□公共用水域への最大排出水量が 1,000㎡/日以上のもの
7.	住宅団地の建設	施行区域の面積が 3ha以上のもの
8.	土地区画整理事業	施行区域の面積が 3ha以上のもの
9.	市街地再開発事業	施行区域の面積が 3ha以上のもの
10.	池の埋立て	埋立面積が 3ha以上のもの
11.	樹林の伐採等を伴う 土地形質の変更	樹林の伐採等の面積が 3ha以上のもの
12.	都市公園の設置	施行区域の面積が 3ha以上のもの
13.	開発行為を伴う事業	施行区域の面積が 3ha以上のもの
14.	その他の事業	対象事業と同程度に、地域の環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると 市長が認めるもの

4. 環境影響評価条例に基づく受理状況

表 4-14-3 環境影響評価条例に基づく受理状況

種別年度	12	13	14	15	16	17	18	19	20
環境影響評価事前計画書	1		2		3	_	4,5		
環境影響評価 準 備 書	1		2	_	3	_		4,5	
環境影響評価書	_	1	_	2	_	3	_	4	(5)

種 別 年度	21	22	23	24	25
環境影響評価事前計画書	6	7	_		8
環境影響評価 準 備 書			6,7		8
環境影響評価書				6,7	

- ①関西医科大学枚方新病院及び新学舎建設事業
- ② (仮称) 都市計画公園車塚公園の設置及び (仮称) 北片鉾町地区土地区画整理事業
- ③ (仮称) 藤阪天神町住宅団地造成事業
- ④ (仮称) 枚方市長尾荒阪地区宅地開発事業
- ⑤ 枚方市津田南土地区画整理事業
- ⑥ (仮称) 枚方楠葉中之芝土地区画整理事業
- ⑦東部スポーツ公園整備事業
- ⑧ (仮称) ニトリモール枚方ショッピングセンター建設事業

5. 環境影響評価条例手続きを行った事業

表 4-14-4 環境影響評価条例手続きを行った事業一覧

事業の名称	事業の種類	事業計画地	事業の規模	評価書縦覧開始日
農地開発事業穂谷地区	樹林の伐採等を伴う土 地形質の変更	枚方市大字穗谷 231 他	約 470, 000㎡	未 (注)
枚方市ごみ処理施設(仮 称)第2清掃工場建設事業	廃棄物処理施設の建設	枚方市大字尊延寺	約 80, 600m²	平成 8年 8月 27日
尊延寺地区開発事業	開発行為を伴う事業	枚方市大字尊延寺 869 他	128, 753. 59m²	平成 8年11月14日
ダイエー枚方店(仮称)建 設事業	開発行為を伴う事業	枚方市北山1丁目	82, 405. 55m²	未 (注)
関西外国語大学新学舎建 設事業	開発行為を伴う事業	枚方市上野 3 丁目 他	184, 274m²	平成 13 年 3 月 1 日
関西医科大学枚方新病院 及び新学舎建設事業	開発行為を伴う事業	枚方市新町 2 丁目 300-1	61, 110. 74m²	平成 13 年 10 月 17 日
(仮称)都市計画公園車塚 公園の設置及び(仮称) 北 片鉾町地区土地区画整理 事業	土地区画整理事業及び 都市公園の設置	枚方市北片鉾町他	64, 800m²	平成 15 年 12 月 15 日
(仮称) 枚方市藤阪天神町 住宅団地造成事業	住宅団地の建設及び樹 林の伐採等を伴う土地 形質の変更	枚方市大字津田 4620番5他	82, 242. 79m²	平成 17 年 5 月 25 日
(仮称) 枚方市長尾荒阪地 区宅地開発事業	住宅団地の建設及び樹 林の伐採等を伴う土地 形質の変更	枚方市長尾荒阪 2丁目他	255, 787. 44m²	平成 19 年 9 月 27 日
枚方市津田南土地区画整 理事業	土地区画整理事業及び 住宅団地の建設	枚方市津田南町 2 丁目他	52, 100. 00m ²	平成 20 年 8 月 6 日
(仮称) 枚方楠葉中之芝土 地区画整理事業	土地区画整理事業	枚方市楠葉中之芝 2丁目地区の一部	約 90, 300㎡	平成 24 年 12 月 26 日
東部スポーツ公園整備事 業	都市公園の設置	枚方市大字尊延寺 2987-1	約 78,000m²	平成 24 年 6 月 4 日
(仮称) ニトリモール枚方 ショッピングセンター建 設事業	開発行為を伴う事業	枚方市北山 1 丁目 の一部	約 59, 000㎡	未(注)

(注) 平成 26 年 3 月 31 日現在

【15】建築協定制度

表 4-15-1 建築協定地区一覧

	, , , , , , , , , , , , , , , , , , ,	TW/CFEP JE	
高塚台住宅地区	村野緑が丘住宅地区	氷室エイコー生活物流 センター地区	香楽園地区
長尾谷町(けやき坂)地区	コモンスケープきたやま	京阪香里ひろ野住宅地区	宇山東町住友住宅地区
小倉西住宅地区	宮之阪電建住宅地区	ガーデンハウスひらかた 北山・ふれあいプラザ第2	コモンライフ 香里園桜木町地区
興人小倉台地区	ガーデンハウスひらかた 北山・ふれあいプラザ	スーペリア長尾ガーデン ヒル住宅地区	香里ヶ丘けやき中央地区
宮之阪京阪住宅地区	東中振松下住宅地区	スーペリア長尾ガーデン ヒル第2期住宅地区	パナホームシティ津田山手地区
東香里京阪住宅地区	ひらかた北山なごみの街	東香里三交住宅地区	レオタウン香里ケ丘地区
野村住宅地区	藤阪天神町住宅地区	シエルセーヌ香里ヶ丘地区	中宮北町地区
オーベルジュコート 藤阪住宅地区	枚方津田くにみ坂 E・G団地地区	津田山手ビスタヒルズ はなみの丘地区	津田山手ビスタヒルズ くにみの丘地区
枚方コモンステージ 香里ヶ丘地区	オーベルジュコート長尾 東住宅地区	鉄工塗装団地 招提大谷地区	モデル以楽会地区
プレミアムヒルズ 香里ヶ丘中央地区			

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

【16】まち美化行動計画実施状況

表4-16-1 平成25年度 第3次枚方市まち美化計画における行動計画 実施状況

		一10-1 平成	204			平成 25 年度	美旭 仏优		
			No.	項目	担当課	目標	平成 25 年度実績		
1. 意識	1	的な啓発の	1	広報ひらかたによる 啓発記事の掲載	環境衛生課	年3回	年3回 8,10,2月号		
意識啓発事項	民等及び	らかた等メディアを活用した効果	2	エフエムひらかたス ポット放送による啓発	環境衛生課	年 24 回	35 回 (ポイ捨て防止編)		
	市民等及び事業者に対するポイ捨て		メディアを活用	メディアを活用	3	環境美化推進団体な どへの取材や番組採 用の働きかけ	環境衛生課	年1回	まちの美化を行う団 体との「ひらかた未来 トーク」実施時に、エ フエムひらかたから 取材
	\mathcal{O}	た 効 果	4	ホームページへの啓 発記事の掲載	環境衛生課	掲載/ 随時更新	条例周知の記事掲載		
	防止に係る啓桑	啓発ンフレッ	5	ポイ捨て防止啓発看 板の自治会・市民等へ の配布	環境衛生課	随時配布	配布(160 枚)		
	に係る啓発及び教育に関する事項	ノトや啓発看板	ツトや啓発看板等に	6	条例周知用パンフレットの市民等への配 布	環境衛生課	随時配布	随時配布	
	する事項	寺による	7	ポイ捨て防止啓発ス テッカーの配布	環境衛生課	随時配布	随時配布		
		実施	画的な啓発キャ	実施 ③計画的な啓	8	道路ふれあい月間等 でのキャンペーンの 実施	道路管理課	年1回	1 回実施(8 月)
				9	「天の川クリーン&ウ ォーク」への支援	環境衛生課	支援の実施	11月2日 参加者 955人	
		ベーン活動の	10	穂谷川・船橋川におけ る美化清掃活動への 支援	環境衛生課	支援の実施	船橋川 雨天により中 止 穂谷川 11 月 9 日実施、 参加者 112 人		
		情報の収集・提供を取り組む人材	11	ホームページ等を活 用した環境美化活動 を実施する団体の紹 介	環境衛生課/減量業務室	掲載/ 随時更新	アダプトプログラム 等の活動団体の紹介		
		(5) まち美化	12	「まち美化推進重点地 区」の指定・周知	環境衛生課	調査	重点地区において職員による啓発キャンペーン実施 (38回) キャンペーン時に周辺の実態調査を実施		

			No.	項目	担当課	平成 25 年度 目標	平成 25 年度実績		
1. 意識啓発事項	(1) 市民等	⑥学校園にお	13	通園・通学時や行事の 一環としての清掃活	環境衛生課	支援/啓発	支援/啓発		
事項	及び事業者に	⑥学校園における環境美化教育の実施	10	動の実施要請及び活動に対する支援	教育指導課	学校園への 奨励	学校園へ奨励した		
	対するポイ捨て	教育の実施	14	社会科副読本「わたしたちのまち枚方」におけるまち美化についての啓発(小学校3、4年生対象)	教育指導課	対象学年の 全児童に配 布・活用	対象学年の全児童に 配布し、活用を推進し た		
	ての防止に係る		15	副読本「わたしたちの くらしと環境」におけ るまち美化について の啓発(小学校 4~6 年生対象)	環境総務課	対象学年の 全児童に配 布・啓発	対象児童等に配布 (4,188冊)		
	啓発事項	でである。 ②市民等を対象 学習の推進 学習の推進	16	「まち美化についての 講演会」等の開催	環境衛生課	実施の検討	2 月 18 日実施(商工会 議所)		
	る事項		⑧事業所における	⑧事業所における	17	事業者に対するポイ 捨て防止のための従 業員への教育・指導要 請	環境衛生課	工業会にて要請	路上喫煙啓発のため の事業所訪問キャン ペーン時に企業に要 請
			18	工業会等における説明会の開催	環境衛生課	説明会開催	2 月 18 日実施(商工会 議所)		
		が推進	19	ホームページ等での 企業等の取り組みの 紹介	環境衛生課	掲載/ 随時更新	クリーンリバーに参 加する企業の紹介		
			20	自動販売機の設置の 届け出や回収容器の 設置及び適正管理の 指導	環境衛生課	指導	届出受理時に指導 (18 件)		

			No.	項目	担当課	平成 25 年度目標	平成 25 年度実績
1. 意識啓発事項	(2) 飼い主	①広報ひらか	21	広報ひらかたによる 啓発記事の掲載	環境衛生課	年3回	年3回(8,10,2月号)
光事項	主等に対する犬のふん	① 広報ひらかた等メディアを活用し	22	エフエムひらかたス ポット放送による啓 発	環境衛生課	年 24 回	34 回 (犬のふん編)
	のふんの適正処	を活用した	23	ホームページへの啓 発記事の掲載	環境衛生課	掲載/ 随時更新	条例の周知や、イエロ ーカード作戦、啓発看 板等対策の紹介
	の適正処理に係る啓発に関する事項	②パンフレッ	24	犬のふんの放置防止 啓発看板の自治会・市 民等への配布	環境衛生課	配布	随時配布(480 枚)
	に関する事項	ットや啓発看板等による啓発	25	条例周知用パンフレットの市民等への配布	環境衛生課	随時配布	予防接種の集合注射 時配布(約 6, 000 枚)
		等による啓発	26	飼い犬登録者に犬の ふんの放置防止啓発 チラシの配布	環境衛生課	配布	予防接種の集合注射 時配布(約 6, 000 枚)
			27	犬のふん放置防止対 策(イエローカード作 戦)導入の推進	環境衛生課	推進	新規参加 1 団体
	の制限に係る	①広報ひらか	28	広報ひらかたによる 啓発記事の掲載	環境衛生課	年3回	年9回(帯記事含む)5 ~9月,11~1月,3月 号
	保る啓発に関する事民等及び事業者に対	啓発	29	エフエムひらかたス ポット放送による啓 発	環境衛生課	年 24 回	30 回 (歩きたばこ編)
	に係る啓発に関する事項市民等及び事業者に対する公共の場所における喫煙行為	を活用した	30	ホームページへの啓 発記事の掲載	環境衛生課	掲載/ 随時更新	路上喫煙禁止区域の 周知や、啓発キャンペ ーンの紹介
		発 で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	31	歩行喫煙禁止パンフ レット・ポスターの作 成・配布	環境衛生課	作成/配布	約 100 枚配布

			No.	項目	担当課	平成 25 年度 目標	平成 25 年度実績
1. 意識啓発事項	意 行 3	3計画的な啓	32	路上喫煙制限キャンペーンの実施	環境衛生課	実施	枚方市駅、樟葉駅周辺 で職員による啓発キ ャンペーン実施 (38回)
項	の制限に係る啓発に関する事項市民等及び事業者に対する公共	④路上喫煙禁止	33	路上喫煙禁止区域の 周知	環境衛生課	条例の周知	枚方市駅、樟葉駅周辺 で職員による啓発キ ャンペーン実施 (38回) 市内事業所を訪問し 条例の内容を周知
	ず項の場所における喫	⑤事業所における	34	条例の周知活動及び 啓発ポスターの配布	環境衛生課	事業所訪問 キャンペー ンの実施	市内事業所を訪問し、 資料やポスターを配 布
	関する事項	①広報ひらかた等	35	広報ひらかたによる 啓発記事の掲載	環境衛生課	1回	2回 (11, 12月号)
	不法投棄の防止に係る啓発に	(でよる啓発) (ではない) (ではない) (できる) (できない) (36	啓発看板やパンフレ ット等の作成・配布	環境衛生課	作成/配布	啓発看板 124 枚配布
	に 関す (5)	①広報ひらかた等 のメディアを活用	37	広報ひらかたによる 啓発記事の掲載	環境衛生課	1回	3回 (6, 10, 3月号)
	る事項不法屋外広告物の防止に係る啓発	②パンフレット等	38	パンフレットの作 成・配布	環境衛生課	作成/配布	掲出者への是正指導 時に配布 (50 枚)

			No.	項目	担当課	平成 25 年度 目標	平成 25 年度実績				
1. 意識啓発事項	(6)落書きの	①広報ひらか	39	広報ひらかたによ る啓発記事の掲載	環境衛生課	年2回	2回(9月,1月号)				
事項	防	た効果的な啓発がた等のメディ	40	エフエムひらかた スポット放送によ る啓発	環境衛生課	年 24 回	30 回 (落書き編)				
	止に係る啓発に関する事項	②パンフレ シト等によ	41	パンフレット等の 作成・配布	環境衛生課	作成/配布	配布(20 枚)				
2. 美化活動事項	東市民等及び	①地域自治会等、			減量業務室	ごみ等の収 集・処理、ご み袋等の支 給	1223 件 (325 団体)				
動事項	事業者:	日 1 1 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	1反	1友	1反	1友			道路補修課	400 回	346 回
	か行う美化な		E 42	地域での環境美化 活動後のごみ等の 収集・処理支援	公園みどり課	ごみ等の 収集・処理等 (随時受付)	公園緑地のゴミ収 集を実施				
	活動に対	· 現美化活			下水道施設維持課	ごみの収集・ 処理等	83 件				
	. 美化活動事項	動を実施			市民活動課	収集·処理支 援	収集・処理支援 実施				
		だする団	43	「天の川クリーン &ウォーク」への 支援	環境衛生課	支援の実施	11 月 2 日 参加者 955 人				
	仮に関する事	自主的に環境美化活動を実施する団体に対するご	44	穂谷川・船橋川に おける美化清掃活 動への支援	環境衛生課	支援の実施	船橋川は雨天によ り中止 穂谷川は11月9日 に実施し、参加者 112人				

			No.	項目	担当課	平成 25 年度目標	平成 25 年度実績
2. 美化活動事項	2. 美化活動事項市民等及び事業者が行う美化活動に対して市が行う支援に関する事項	②アダプトプログラムの推進	45	「枚方市アダプト プログラム」によ る地域の環境美化 の推進(駅前・道路 等)	減量業務室	推進・拡充	新規 5 団体 (計 53 団体)
坦		クラムの推進	46	道路アダプト(道 路の清掃・支障箇 所の通報・植栽管 理等)の推進	道路管理課/ 減量業務室	14 団体	14 団体
			47	公園アダプト制度 の推進	公園みどり課	公園アダプ ト制度の拡 充	アダプト参加団 体 141、203 公園
	行う支援に関		48	大阪府アドプト・ ロード&リバー・プ ログラムへの参画	減量業務室	参画	新規参加5団体
	する事項		49	国土交通省ボラン ティア・サポート・ プログラムへの協 力	減量業務室	参画	新規団体なし
		③「不法屋外広告物追放:	50	「不法屋外広告物 追放推進団体/推 進員制度」の推進	環境衛生課	50 団体/ 200 人	42 団体/ 168 人
		、推進員制度の推進」屋外広告物追放推進	51	職員パトロール及 び推進団体による 日常的な撤去活動	環境衛生課	巡回パトロ ール 100 回	職員パトロール 192 回 (1,528 枚撤去)
		接番きの消	52	市民等との協働による消去活動の推進	環境衛生課 /施設管理担当課	推進	実施(6月5日、 10月2日)

			No.	項目	担当課	平成 25 年度 目標	平成 25 年度実績
3 . 美化	(1) ±	の重点的	53	駅前広場等の清掃 委託事業の実施	道路補修課	1, 400 回	1, 363 回
美化促進事項	まち美化推進重点地区に	の重点的な清掃活動の実施の正点的な清掃活動の実施	54	駅前広場・公園等 の花壇の維持管理 委託事業の実施	公園みどり課	実施	枚方市駅ほか5か 所の花壇の維持 管理
	お い	2回収容器の	55	重点地区内におけ るごみの回収容器	環境衛生課	継続	周辺事業者との 協議を実施
	行う取り組み	の研究的	55	の設置及び管理方法の研究	公園みどり課	回収容器の 設置の検討	適時、清掃委託にて収集
	て市が行う取り組みに関する事項	査・研究 制限に係る調	56	喫煙場所の設置及 び吸い殼入れの管 理方法の調査・研 究	環境衛生課	調査・研究を 継続	関係事業者(JT 等)と協議
		施鱼点	57	道路ふれあい月間 等での啓発グッズ 等の配布	道路管理課	年1回	1回実施(8月)
		④重点的な啓発キャン	58	条例で規定の「指 定職員」によるポ イ捨て防止パトロ ールの実施	環境衛生課	月 4 回/ 2 地区	月 4 回/2 地区 実施 38 回
		ンペーン活動の実	59	路上喫煙制限キャ ンペーンの実施	環境衛生課	実施	条例に規定され た市長の指定す る職員によるパ トロールにあわ せ実施 (月 4 回/2 地区 38 回実施)
		点的推進 ⑤市・市民・事業者	60	「まち美化推進重 点地区」における アダプトプログラ ムの推進	減量業務室	推進	10 団体実施

			No.	項目	担当課	平成 25 年度 目標	平成 25 年度実績
3. 美化促	(2) 道	①市が管理	61	道路管理者の許可 なく道路を不法に 占有する物件の排 除	道路管理課	随時	随時
美化促進事項	道路や公園等の管理者として市が行う取り組みに関する事項	①市が管理する公共場所・施	62	ナンバープレート がなく所有者の判 明しない放置自動 車の移動・撤去	道路管理課	移動撤去	自主撤去8台 現場にて確認できず1台 処理中2台 処分0台 他機関へ引継1台
	4として市	施設の適正管理	63	市が管理する主要 道路の清掃等	道路補修課	年6回	年6回
	が行う取り	管理	64	公園における利用 マナー向上のため の啓発(看板の設 置等)	公園みどり課	啓発看板等 の設置	古城公園他公園に 啓発看板を設置
	組みに関する		65	自転車放置禁止区 域内での放置自転 車等の指導・警告 及び移送	交通対策課	指導・警告 105,000 台 移送 5,500 台	指導・警告 56, 442 台 移送 5, 097 台
	事項		66	有料駐輪場におけ る自転車等駐輪収 容台数の増設	交通対策課	17, 817 台	17, 817 台
			67	景観水路の清掃等	下水道施設維持課	清掃等	1 件
			68	河川や水路の周辺 の清掃等	下水道施設維持課	清掃等	526 件
			69	「ごみ集積場所」に おけるマナー向上 のための指導及び 調査	減量業務室	2,000 件 (指導及び排 出世帯調査	3,062 件 (指導及び排出世 帯調査)
	連携に関する事項	一	70	環境美化推進委員 会によるまち美化 に関する施策の推 進及びまち美化行 動計画で定めた事 業の進捗状況の点 検・評価等	環境衛生課	開催	開催(10月1日)
	事業者及び行政機関等と	の推進組織及びは	71	枚方市環境美化推 進連絡会議による 他の行政機関と連 携したまち美化に 関する施策の推進	環境衛生課	開催	開催すべき重要案 件なし
	等との	<u>肠</u> 力体	72	警察への情報提供	環境衛生課	実施	不法投棄対策等で、 情報交換

			No.	項目	担当課	平成 25 年度目標	平成 25 年度実績	
3 . 美化	機関等と	携 (2) 市・市	73	「枚方市まち美化 推進団体登録制 度」の推進	環境衛生課	拡充	登録団体 82 団体	
化促進事項	の連携に関す民等、事業者	の推進の推進の推進の推進の推進の推進の推進の推進の推進の推進の推進を表現しません。	74	「アダプトプログ ラム参加団体意見 交換会」の開催	減量業務室	年1回	2月25日に意見 交換会を実施	
	る事項ので行政	よる連	75	枚方市不法屋外広 告物等対策協議会 による一斉撤去	環境衛生課	6 地域/2 回	6 地域/2 回	
	(4) 美化を促	記める団体及び個-0環境美化に寄与-	76	地域の環境美化に 多大な寄与のあっ た団体・個人の表 彰	環境総務課	実施	平成 26 年 2 月ひらかたエコフォーラム 2014 にて表彰(環境表彰 6 団体)	
	美化を促進するためのそ	5個人の表彰	77	市民よりボランティア活動にて社会 に貢献されている 団体・個人の推薦 を募り表彰	市民活動課	表彰予定	個人1名及び1団 体表彰	
	の 他 の	撤 ② 去 不	78	計画的なパトロー ルの実施	環境衛生課 /施設管理担当課	192 回	192 回	
	事項	法投棄の	79	監視カメラの設 置·運用	環境衛生課	運用	運用 警察への映像提 供	
		止及び投棄物	80	施設管理者に対す る予防措置(フェ ンス・啓発看板設 置等)の要請	環境衛生課	要請	要請	
				81	公共場所に不法投 棄されたごみの早 期収集・処理	環境衛生課 /施設管理担当課	350 件	295 件
		の早期	82	土地所有(占有・管理)者に対する早期撤去の要請	環境衛生課	実施	実施	
		3不法屋外広告物の	83	掲出者に対する指 導	環境衛生課	実施	実施(31 件)	
		早期撤去 未	云 の	84	職員パトロール及 び推進団体による 日常的な撤去活動	環境衛生課	巡回パトロ ール 100 回	巡回パトロール 192回(職員のみ)
		活の落ま	85	施設管理者に対する消去の要請	環境衛生課	実施	該当事例なし	
		(4) 落書き消去	86	市民等との協働に よる消去活動の推 進	環境衛生課	推進	年2回実施(6月5 日、10月2日)	
		の調査・研究	87	美化施策の調査・ 研究	環境衛生課	調査/研究	犬のふん放置対 策として、地域住 民による啓発キャンペーンのモデル事業を実施	

【17】枚方市の指定文化財

表**4-17-1 枚方市の指定文化財等** (平成**26**年**3**月**31**日現在)

	名 称	所 在 地
	片埜神社本殿	枚方市牧野阪 2 丁目 21 番 15 号
囯	交野天神社本殿・交野天神社末社八幡神社本殿	枚方市楠葉丘2丁目19番1号
指	厳島神社末社春日神社本殿	枚方市尊延寺5丁目9番11号
国指定・登録関係	百済寺跡	枚方市中宮西之町 4340 番
登	牧野車塚古墳	枚方市車塚1丁目369番ほか
以取	禁野車塚古墳	枚方市宮之阪5丁目381番3ほか
係	楠葉台場跡	枚方市楠葉中之芝2丁目
	大阪歯科大学牧野学舎本館	枚方市牧野本町1丁目4番4号
	安養寺石造露盤	枚方市南楠葉 2 丁目 38 番 17 号
	正俊寺石造十三重塔	枚方市長尾宮前2丁目2番1号
	片埜神社東門・南門・石造灯籠	枚方市牧野阪2丁目21番15号
	田中家住宅鋳物工場・田中家住宅主屋	枚方市藤阪天神町5番1号
桁 塢	釈尊寺木造釈迦如来立像	枚方市釈尊寺町1番10号
府指定関係	百済寺遺跡出土塼仏	枚方市藤阪天神町5番1号
関	継体天皇樟葉宮跡伝承地	枚方市楠葉丘2丁目19番1号
75%	伝王仁墓	枚方市藤阪東町2丁目2220番2ほか
	枚方田中邸のむく	枚方市枚方上之町 123 番 4
	光善寺のさいかち	枚方市出口2丁目8番13号
	田口山遺跡	枚方市田口山2丁目2010番3
	廃渚院観音寺鐘楼・梵鐘	枚方市渚元町9番23号
	村野村高札場	枚方市村野本町 10 番 62 号先
	鍵屋・鍵屋主屋	枚方市堤町 10番 27号
	大聖寺薬師堂内厨子	枚方市春日元町2丁目16番30号
	交野天神社末社貴船神社本殿	枚方市楠葉丘2丁目19番1号
	春日神社本殿・春日神社末社若宮八幡宮本殿(津田)	枚方市津田元町1丁目10番1号
	清泰寺木造普賢菩薩坐像・文殊菩薩坐像	枚方市長尾元町1丁目11番10号
	淨念寺木造不動明王立像	枚方市三矢町7番21号
	和田寺木造薬師如来立像	枚方市禁野本町2丁目7番43号
	安養寺木造宝冠釈迦如来坐像	枚方市南楠葉 2 丁目 38 番 17 号
±	尊延寺木造不動明王立像・四大明王像・地蔵菩薩立像	枚方市尊延寺6丁目11番1号
市指定関係	尊延寺大般若経 附 唐櫃	枚方市尊延寺6丁目11番1号
定	久修園院地球儀・天球儀	枚方市楠葉中之芝 2 丁目 46 番
区	意賀美神社の算額	枚方市枚方上之町 1 番 12 号
N.	三之宮神社の湯釜	枚方市穂谷2丁目7番1号
	御殿山神社遷宮絵馬	枚方市渚本町 12番 55号
	旧田中家鋳物用具と製品一式	枚方市藤阪天神町5番1号
	九頭神廃寺出土銅造誕生釈迦仏立像	枚方市藤阪天神町5番1号
	三浦蘭阪関係資料	枚方市車塚2丁目1番1号
	片岡家文書	枚方市車塚2丁目1番1号
	今中家旧蔵文書	枚方市車塚2丁目1番1号
	九頭神廃寺	枚方市牧野本町1丁目210番13ほか
	禁野本町遺跡	枚方市中宮北町 50 番 107
	示打學門規卿	枚方市中宮北町2番6号南東
	光善寺(出口御坊跡)	枚方市出口2丁目8番13号

【18】ごみの現況

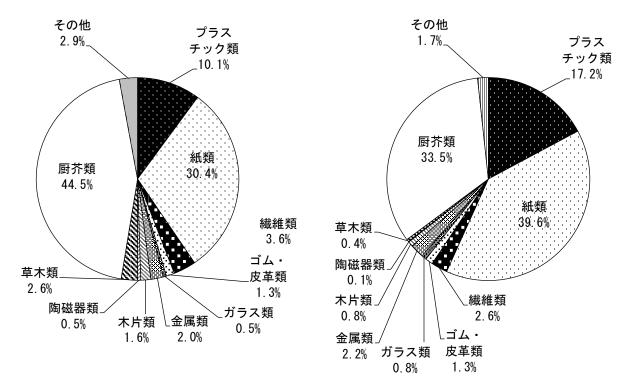
1. 家庭系ごみ及び事業系ごみの内訳

ごみ質(重量比)についてみると、図 4-18-1 に示すとおり、家庭系ごみは厨芥類、紙類、プラスチック類の順で、これらにより、全体の 85%を占めています。

一方、事業系ごみは、図 **4-18-2** に示すとおり紙類、厨芥類、プラスチック類の順になっており、これらだけで全体の **90%**を占めています。

図 4-18-1 家庭系ごみ質の内訳(%)

図 4-18-2 事業系ごみ質の内訳(%)



出典; 枚方市ごみ組成分析調査報告書(平成21年10月)より

2. 平成25年度のごみ処理工程及びごみ処理量

図 4-18-3 平成 25 年度のごみ処理工程及びごみ処理量

ごみ処理総量 	108, 503. 72t		
一般ごみ	60, 533. 51t		
粗大ごみ	6, 201. 77t		焼却
臨時ごみ	622. 03t		98, 791. 98t
罹災ごみ	58. 95t		
缶・びん・ガラス	3, 766. 55t		
ペットボトル・その他プラス	チック製容器と装 4,901.04t		
持込み	32, 419. 87t		溶融スラク の再利用 17 .
市民持込み	281. 66t		
事業系一般廃棄物一般ごみ	32, 138. 21t 31, 515. 04t	資源化 8, 667. 74 t	
粗大ごみ市役所	176. 51t 446. 66t		資源化
		_	27, 810. 17t
生資源集団回収報償金部 新聞紙:12,254.45 t ダンボール等:2,188 古布:1,130.52 t、ご 牛乳パック:35.93 t 紙製容器包装:14.23	t、雑誌:3,258.80 t B.29 t アルミ缶:242.95 t		

【19】流域下水道別整備状況

表 4-19-1 流域下水道別整備状況

(平成 26 年 3 月 31 日現在)

項目 流域下水道名	淀川左岸流域下水道	寝屋川北部流域下水道	合 計
計 画 面 積 ha	4, 559	668	5, 227
計画区域内現在人口(A) 人	344, 559	62, 999	407, 558
整備済面積ha	2803	512	3, 315
整備済区域内人口(B) 人	323, 068	62, 681	385, 749
処理面積 ha	2, 777	511	3, 288
処理区域内人口 人	321, 142	62, 665	383, 807
水洗化人口人	309, 589	62, 108	371, 697
整 備 状 況 B/A×100 %	93. 8	99. 5	94. 6

【20】地下水の浄化対策の概要

表 4-20-1 地下水の浄化対策の概要

地区	浄化対策の概要
	自主的な汚染調査を実施した結果、工場敷地の一部で揮発性有
	機化合物による地下水汚染が確認されたため、平成20年1月から
片鉾	浄化対策を実施しています。地下水については、敷地境界の観測
	井戸で水質監視を行いながら、敷地外への流出防止対策を講じる
	とともに、揚水処理法などによる浄化を実施しています。
	工場敷地の一部で揮発性有機化合物による地下水汚染が確認さ
	れたため、平成8年度から浄化対策を実施しています。地下水に
池之宮	ついては、敷地境界の観測井戸で水質監視を行いながら、敷地外
	への流出防止対策を講じるとともに、揚水処理法などによる浄化
	を実施しています。
	自主的な汚染調査を実施した結果、工場敷地(現在は他者所有
	地)の一部で揮発性有機化合物による地下水汚染が確認されたた
中宮	め、浄化対策を実施しています。地下水については、敷地境界の
	観測井戸で水質監視を行いながら、揚水処理法などによる浄化を
	実施しています。

【21】電気・ガス・水道の需要量

1. 電気需要量の現況

市内における、平成25年度の電気需要量は2,146,541,000kWhとなっており、前年度より全 体で1.84%減少(電力が1.54%減少、電灯が0.30%減少)しました。市内の年間電力総需要量 の経年変化を図4-21-1に示します。

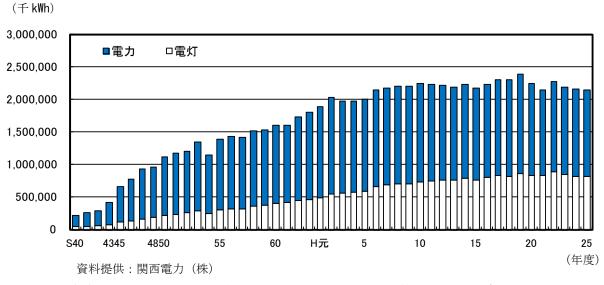


図 4-21-1 市内年間電力総需要量の経年変化

(注) 昭和 44 年については記録がなく、昭和 49 年については値が不正なため除いた。

2. ガス需要量の現況

市内における、平成25年度のガスの需要量は、140.784,000m³となっており、前年度より全 体で2.6%減少(家庭用が3.9%減少、工業用が0.7%減少、業務用が2.6%減少)しています。 市内年間ガス総需要量の経年変化を図4-21-2に示します。

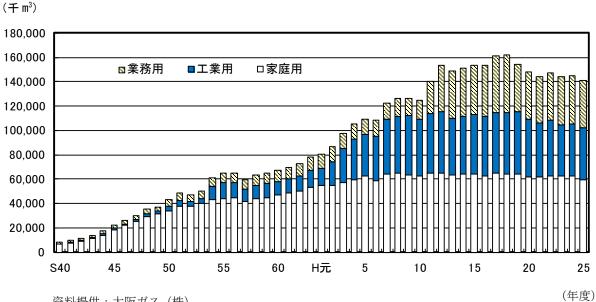


図 4-21-2 市内年間ガス総需要量の経年変化

資料提供:大阪ガス(株)

3. 水需要の現況

市内における、平成25年度の年間有収水量は44,508,887m³となっており、前年度より0.5%減少しています。市内年間有収水量の経年変化を図4-21-3に示します。

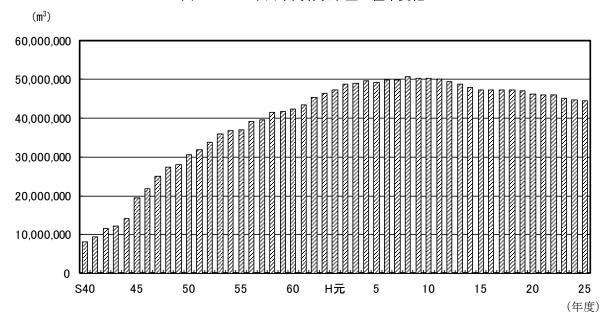
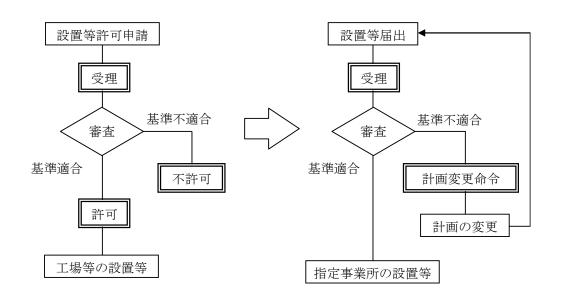


図 4-21-3 市内年間有収水量の経年変化

【22】枚方市公害防止条例

図 4-22-1 許可制から届出制への移行イメージ

改正前の枚方市公害防止条例 による工場等「許可」手続き 改正後の枚方市公害防止条例 による指定事業所「届出」手続き



【23】市施設におけるダイオキシン類測定結果

1. 穂谷川清掃工場

(1) 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、表 4-23-1 に示すとおり大気排出基準値を満足しました。

表 4-23-1 穂谷川清掃工場排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

(単位:ng-TEQ/m³N)

施設名	ダイオキシン類濃度	測定日
然のプニンボ	0. 13	平成 25 年 7月 31 日
第3プラント	0. 12	平成 25 年 12 月 18 日

(注) 大気排出基準値: 1ng-TEQ/m³N 以下

(2) 排水中のダイオキシン類濃度

排水中のダイオキシン類濃度は、表 4-23-2 に示すとおり水質排出基準値を満足しました。

表 4-23-2 穂谷川清掃工場排水中のダイオキシン類濃度測定結果

(単位:pg-TEQ/L)

ダイオキシン類濃度	測定日
0. 00045	平成 25 年 6 月 18 日
0	平成 25 年 12 月 17 日

(注) 水質排出基準值:10pg-TEQ/L以下

(3) 焼却灰中のダイオキシン類濃度

焼却灰中のダイオキシン類濃度は、表 **4-23-3** に示すとおり焼却灰の環境省令で定める処理の基準値を満足しました。

表 4-23-3 穂谷川清掃工場焼却灰中のダイオキシン類濃度測定結果

(単位:ng-TEQ/g)

施設名	ダイオキシン類濃度	測定日
笠り プニン 1	0. 27	平成 25 年 7 月 31 日
第3プラント	0. 024	平成 25 年 12 月 18 日

(注)環境省令で定める処理の基準値:3ng-TEQ/g以下

(4) 集じん灰処理物中のダイオキシン類濃度

集じん灰処理物中のダイオキシン類濃度は、表 **4-23-4** に示すとおりです。集じん灰は 薬剤処理を行い処分しています。

表 4-23-4 穂谷川清掃工場集じん灰中のダイオキシン類濃度測定結果

(単位:ng-TEQ/g)

施設名	ダイオキシン類濃度	測定日
笠 2 プニンゴ	0. 27	平成 25 年 7 月 31 日
第3プラント	0. 25	平成 25 年 12 月 18 日

(注) 1 値は薬剤処理後の集じん灰中の濃度です。

2集じん灰処理物は、埋め立て処分を行うため、「廃棄物の処理 及び清掃に関する法律施行規則」に定める方法(薬剤処理設 備を用いて十分な量の薬剤と均質に練り混ぜ、重金属が溶出 しないよう化学的に安定した状態にする方法)で集じん灰を 適切に処理したものです。なお、この方法で処理した集じん 灰処理物には、ダイオキシン類に係る基準は適用されません。

2. 東部清掃工場

(1) 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、表 **4-23-5** に示すとおり排出基準値を満足しました。

表 4-23-5 東部清掃工場排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

(単位:ng-TEQ/m³N)

		(<u></u>
施設名	ダイオキシン類濃度	測定日
	0. 0035	平成 25 年 6 月 19 日
1号焼却炉	0. 0073	平成 25 年 12 月 25 日
	0. 0041	平成 25 年 5 月 29 日
2号焼却炉	0. 0085	平成 25 年 12 月 26 日

(注) 排出基準值: 0. 1ng-TEQ/m3N 以下

(2) 排水中のダイオキシン類濃度

排水中のダイオキシン類濃度は、表 4-23-6 に示すとおり排出基準値を満足しました。

表 4-23-6 東部清掃工場排水中のダイオキシン類濃度測定結果

(単位:pg-TEQ/L)

ダイオキシン類濃度	測定日
0. 000048	平成 25 年 6 月 19 日
0.0020	平成 25 年 12 月 16 日

(注) 排出基準值: 10pg-TEQ/L 以下

(3) 溶融残渣等のダイオキシン類濃度

熔融残渣等のダイオキシン類濃度は、表 4-23-7 に示すとおり環境省令で定める基準値を満足しました。

表 4-23-7 東部清掃工場溶融残渣のダイオキシン類濃度測定結果

(単位:ng-TEQ/g)

溶融残渣名	ダイオキシン類濃度	測定日	
溶融スラグ	0. 00000071	平成 25 年 4 月 22 日	
	0. 0000020	平成 25 年 10 月 7 日	
溶融飛灰固化物	0. 0038	平成 25 年 4 月 22 日	
	0. 0040	平成 25 年 10 月 7 日	
メタル	0. 000020	平成 25 年 4 月 22 日	
	0. 0000039	平成 25 年 10 月 7 日	
大塊物	0. 0020	平成 25 年 4 月 22 日	
	0. 0023	平成 25 年 10 月 7 日	
鉄 分	0. 0091	平成 25 年 4 月 22 日	
	0. 0026	平成 25 年 10 月 7 日	

⁽注)環境省令で定める処理の基準値:3ng-TEQ/g以下

3. やすらぎの杜

(1) 排出ガス中のダイオキシン類濃度

排出ガス中のダイオキシン類濃度は、表 4-23-8 に示すとおり国の指針値を下回りました。

表 4-23-8 やすらぎの杜排出ガス中のダイオキシン類濃度測定結果

(単位:ng-TEQ/m³N)

施設名	ダイオキシン類濃度		測定日
やすらぎの杜	1 系列	0. 057	平成 26 年 1 月 27 日
	2 系列	0. 33	平成 26 年 1 月 27 日
	3 系列	0. 15	平成 26 年 1 月 30 日
	4 系列	0. 019	平成 26 年 1 月 30 日

(注) 火葬場から排出されるダイオキシン類に関する国の指針値: 1ng-TEQ/m³N以下

【24】環境基準

表4-24-1 大気汚染に係る環境基準

項 目物 質 名	環境基準	達成期間
二酸化硫黄	1 時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下であること	5年以内(ア)
二酸化窒素	1 時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること	7年以内(イ)
浮遊粒子状物質	1 時間値の 1 日平均値が $0.10 mg/m^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20 mg/m^3$ 以下であること	早期(ア)
一酸化炭素	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間 平均値が 20ppm 以下であること	早期(ア)
光化学オキシダント	1 時間値が 0.06ppm 以下であること	早期(ア)
ベンゼン	1 年平均値が 0.003mg/m³以下であること	早 期(ウ)
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0. 2mg/m³以下であること	早 期(ウ)
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0. 2mg/m³以下であること	早 期(ウ)
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15mg/m³以下であること	早期(ウ)
微小粒子状物質	1 年平均値が $15\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であり、かつ、 1 日平均値が $35\mu\mathrm{g/m^3}$ 以下であること。	早期(エ)

- (注) 1 1日平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合、また、年間における測定時間が6,000時間に満たない測定局は、評価の対象としない。
 - 2 二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素に係わる評価は、以下の方法による。

短期的評価:測定を行った日についての1時間値の1日平均値若しくは8時間平均値または各1時間値を環境基準と比較して評価を行う。

長期的評価:1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、高い方から数えて2%の範囲にある 測定値を除外した後の最高値(1日平均値の年間2%除外値)を環境基準と比較して評価 を行う。ただし、上記の評価方法にかかわらず環境基準を超える日が2日以上連続した 場合には非達成とする。

- 3 二酸化窒素に係わる評価は、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98% 目に当たる値(日平均値の年間98%値)で評価する。
- 4 光化学オキシダントは、1時間値について評価を行う。また、昼間の1時間値とは、午前5時から午後8 時までの時間帯のことである。
- 5 ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタンに係わる評価は、同一地点における1年平均値と認められる値との比較によってその評価を行うものとする。
- 6 光化学オキシダントの生成防止のための大気中炭化水素濃度の指針 光化学オキシダントの日最高1時間値0.06ppmに対応する午前6時から9時までの非メタン炭化水素の3時間平均値は、0.20ppmCから0.31ppmCの範囲にある。
- 7 微小粒子状物質に係わる評価は、長期基準として年平均値が $15\,\mu\,\mathrm{g/m^3}$ 以下であること、かつ、短期基準として、1年間の測定を通じて得られた1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値(1日平均値の年間98%値)が $35\,\mu\,\mathrm{g/m^3}$ 以下であるかで評価する。なお、有効測定日数か250日以下のときは評価しない。
- (ア) 昭和 48 年 5 月 8 日環境庁告示 25 号、(改正昭和 56 年環境庁告示 47 号、平成 8 年環境庁告示 73 号)
- (イ) 昭和53年7月11日環境庁告示38号、(改正平成8年環境庁告示74号)
- (ウ) 平成 9年2月4日環境庁告示4号、(改正平成13年環境省告示30号)
- (工) 平成21年9月9日環境省告示33号

表 4-24-2 騒音に係る環境基準

Id. I.b Ver Til	基	準 値
地域の類型	昼 間 (午前6時から午後10時)	夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時)
AA	50 デシベル以下	40 デシベル以下
A及びB	55 デシベル以下	45 デシベル以下
С	60 デシベル以下	50 デシベル以下

ただし、道路に面する地域については、上表によらず下表の基準値の欄に掲げるとおりとする。

	基準値		
地域の区分	昼 間 (午前 6 時から午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時)	
A地域のうち 2 車線以上の車線を有 する道路に面する地域	60 デシベル以下	55 デシベル以下	
B地域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する地域及び C地域のうち車線を有する道路に面する地域	65 デシベル以下	60 デシベル以下	

道路に面する地域で、幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表の 基準値の欄に掲げるとおりとする。

基	準	値
昼 間 (午前6時から午後10時)		夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時)
70 デシベル以下		65 デシベル以下

- 備考 個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音に係る基準(昼間にあっては 45 デシベル以下、夜間にあっては 40 デシベル以下)によることができる。
 - (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - ① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)
 - ② 道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に 掲げる自動車専用道路
 - 2 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - ② 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

類型ごとに当てはめる地域の指定

地域の類型	該 当 地 域		
AA	枚方市内は該当なし		
A	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高 層住居専用地域		
В	第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域		
С	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域		

表 4-24-3 自動車騒音の要請限度

		時間の区分		
	F H O F A	昼間	夜間	
区域の区分		午前 6 時から 午後 10 時まで	午後10時から翌日 の午前6時まで	
1	a 区域及び b 区域のうち一車線を有する道路に 面する区域	65 デシベル	55 デシベル	
2	a 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に 面する区域	70 デシベル	65 デシベル	
3	b 区域のうち二車線以上の車線を有する道路に 面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路 に面する区域	75 デシベル	70 デシベル	

- (注) 1 a 区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
 - 2 b 区域 第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、用途地域の指定のない地域
 - 3 c 区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

幹線交通を担う道路に近接する空間については、上表にかかわらず、特例として次表のとおりとする。

昼 間 (午前 6 時から午後 10 時)	夜 間 (午後 10 時から翌日の午前 6 時)
75 デシベル以下	70 デシベル以下

- (注) 1 「幹線交通を担う道路」とは、次に掲げる道路をいうものとする。
 - ① 道路法第3条に規定する高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあっては、4車線以上の区間に限る。)
 - ② 道路運送法第2条第8項に規定する一般自動車道であって都市計画法施行規則第7条第1号に掲 げる自動車専用道路
 - 2 「幹線道路を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じ道路端からの距離によりその範囲を特定するものとする。
 - ① 2 車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路 15 メートル
 - ② 2 車線を越える車線を有する幹線交通を担う道路 20 メートル

表 4-24-4 道路交通振動の要請限度

時間の区分	昼間	夜 間
	「午前6時から」	「午後9時から翌日」
区域の区分	午後9時まで	の午前6時まで
第一種区域	65 デシベル	60 デシベル
第二種区域	70 デシベル	65 デシベル

- (注) 1 第一種区域 第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、 第二種中高層住居専用地域、第一種住居地域、第二種住居地域、 準住居地域、 用途地域の指定のない地域
 - 2 第二種区域 近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域
 - 3 測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動の指示値から次表の補正値を減ずる。

指示値の差 (デシベル)	補正値 (デシベル)
3	3
4	2
5	2
6	
7	1
8	1
9	

表 4-24-5 水質汚濁に係る環境基準①

人の健康の保護に関する環境基準

カドミウム 0.003 mg/L 以下 全シアン 検出されないこと 鉛素 0.01 mg/L 以下 総木銀 0.0005 mg/L 以下 アルキル水銀 検出されないこと PCB 検出されないこと ジクロロメタン 0.02 mg/L 以下 四塩化炭素 0.002 mg/L 以下 1,2-ジクロロエタン 0.04 mg/L 以下 1,1-ジクロロエチレン 0.1 mg/L 以下 1,1,1-トリクロロエチレン 1.mg/L 以下 1,1,2-トリクロロエチレン 0.006 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 トラクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 ナッラム 0.002 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 チオペンカルブ 0.02 mg/L 以下 ベンゼン 0.01 mg/L 以下 セレン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ホっ素 0.8 mg/L 以下 ホっ素 1 mg/L 以下 ルージオキサン 0.05 mg/L 以下	項目	基 準 値
労 0.01 mg/L 以下 大価クロム 0.05 mg/L 以下 砒素 0.01 mg/L 以下 総水銀 0.0005 mg/L 以下 アルキル水銀 検出されないこと PCB 検出されないこと ジクロロメタン 0.02 mg/L 以下 四塩化炭素 0.002 mg/L 以下 1,2-ジクロロエチレン 0.1 mg/L 以下 1,1,1-ドリクロロエチレン 1 mg/L 以下 1,1,2-ドリクロロエタン 0.006 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 1,3-ジクロロプロペン 0.002 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 ボベンカルプ 0.02 mg/L 以下 ベンゼン 0.01 mg/L 以下 ボンゼン 0.01 mg/L 以下 ボンラ素 10 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	カドミウム	0. 003 mg/L 以下
大価クロム 0.05 mg/L 以下 砒素 0.01 mg/L 以下 総水銀 0.0005 mg/L 以下 アルキル水銀 検出されないこと PCB 検出されないこと ジクロロメタン 0.02 mg/L 以下 四塩化炭素 0.002 mg/L 以下 1,1-ジクロロエチレン 0.1 mg/L 以下 シス-1,2-ジクロロエチレン 1 mg/L 以下 1,1,1-トリクロロエチレン 0.006 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.03 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 1,3-ジクロロプロペン 0.002 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 チウラム 0.003 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 チオペンカルブ 0.02 mg/L 以下 ベンゼン 0.01 mg/L 以下 セレン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ホっ素 0.8 mg/L 以下 1 mg/L 以下	全シアン	検出されないこと
砒素 0.01 mg/L 以下 総水銀 0.0005 mg/L 以下 アルキル水銀 検出されないこと PCB 検出されないこと ジクロロメタン 0.02 mg/L 以下 四塩化炭素 0.002 mg/L 以下 1,2-ジクロロエチレン 0.1 mg/L 以下 1,1-ジクロロエチレン 0.04 mg/L 以下 1,1,2-ジクロロエチレン 1 mg/L 以下 1,1,2-トリクロロエタン 0.006 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 テトラクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 1,3-ジクロロプロペン 0.002 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 ボンゼン 0.01 mg/L 以下 ・ウラム 0.01 mg/L 以下 ・ウマジン 0.01 mg/L 以下 ボンゼン 0.01 mg/L 以下 ・ウスデン 0.01 mg/L 以下 ・ウスデン 0.8 mg/L 以下 ・シー素 0.8 mg/L 以下	鉛	0. 01 mg/L 以下
総水銀 0.0005 mg/L 以下 アルキル水銀 検出されないこと PCB 検出されないこと ジクロロメタン 0.02 mg/L 以下 四塩化炭素 0.002 mg/L 以下 1,2-ジクロロエタン 0.004 mg/L 以下 1,1-ジクロロエチレン 0.1 mg/L 以下 1,1,1-トリクロロエチレン 1 mg/L 以下 1,1,2-トリクロロエタン 1 mg/L 以下 1,1,2-トリクロロエタン 0.006 mg/L 以下 1,1,2-トリクロロエタン 0.03 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 1,3-ジクロロプロペン 0.002 mg/L 以下 チウラム 0.006 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 ベンゼン 0.01 mg/L 以下 でいてジレ 0.01 mg/L 以下 がいてがし 0.01 mg/L 以下 がいてがし 0.01 mg/L 以下 10 mg/L 以下 0.01 mg/L 以下 0.01 mg/L 以下 0.01 mg/L 以下 10 mg/L 以下 10 mg/L 以下	六価クロム	0. 05 mg/L 以下
アルキル水銀 検出されないこと PCB 検出されないこと ジクロロメタン 0.02 mg/L 以下 四塩化炭素 0.002 mg/L 以下 1,2-ジクロロエタン 0.1 mg/L 以下 シス-1,2-ジクロロエチレン 0.04 mg/L 以下 1,1,1-トリクロロエタン 1 mg/L 以下 1,1,2-トリクロロエタン 0.006 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 テトラクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 1,3-ジクロロプロペン 0.002 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 メージン 0.01 mg/L 以下 ボンゼン 0.01 mg/L 以下 ボンゼン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ふっ素 0.8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	砒素	0. 01 mg/L 以下
PCB 検出されないこと ジクロロメタン 0.02 mg/L 以下 四塩化炭素 0.002 mg/L 以下 1,2-ジクロロエタン 0.1 mg/L 以下 シス-1,2-ジクロロエチレン 0.04 mg/L 以下 1,1,1-トリクロロエタン 1 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.006 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 テトラクロロエチレン 0.002 mg/L 以下 ナッジクロロプロペン 0.006 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 ジャジン 0.003 mg/L 以下 ボンゼン 0.01 mg/L 以下 セレン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ホっ素 0.8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	総水銀	0. 0005 mg/L 以下
ジクロロメタン 0.02 mg/L 以下 四塩化炭素 0.002 mg/L 以下 1,2-ジクロロエタン 0.04 mg/L 以下 1,1-ジクロロエチレン 0.1 mg/L 以下 シス-1,2-ジクロロエチレン 1 mg/L 以下 1,1,1-トリクロロエタン 1 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.006 mg/L 以下 テトラクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 ナララム 0.002 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 チオベンカルブ 0.02 mg/L 以下 ベンゼン 0.01 mg/L 以下 セレン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ホっ素 0.8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	アルキル水銀	検出されないこと
四塩化炭素 0.002 mg/L 以下 1,2-ジクロロエタン 0.004 mg/L 以下 1,1-ジクロロエチレン 0.1 mg/L 以下 シス-1,2-ジクロロエチレン 0.04 mg/L 以下 1,1,1-トリクロロエタン 1 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.03 mg/L 以下 テトラクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 1,3-ジクロロプロペン 0.002 mg/L 以下 シマジン 0.006 mg/L 以下 チオベンカルブ 0.02 mg/L 以下 ベンゼン 0.01 mg/L 以下 セレン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ホっ素 0.8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	РСВ	検出されないこと
1, 2-ジクロロエチレン 0. 004 mg/L 以下 1, 1-ジクロロエチレン 0. 1 mg/L 以下 シス-1, 2-ジクロロエチレン 1 mg/L 以下 1, 1, 1-トリクロロエタン 1 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0. 006 mg/L 以下 テトラクロロエチレン 0. 01 mg/L 以下 ナラクロロプロペン 0. 002 mg/L 以下 チウラム 0. 006 mg/L 以下 シマジン 0. 003 mg/L 以下 チオベンカルブ 0. 02 mg/L 以下 ベンゼン 0. 01 mg/L 以下 砂セン 0. 01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ホっ素 0. 8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	ジクロロメタン	0. 02 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン 0.1 mg/L 以下 シス-1,2-ジクロロエチレン 0.04 mg/L 以下 1,1,1-トリクロロエタン 1 mg/L 以下 1,1,2-トリクロロエタン 0.006 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 テトラクロロエチレン 0.002 mg/L 以下 チウラム 0.006 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 チオベンカルブ 0.02 mg/L 以下 ベンゼン 0.01 mg/L 以下 セレン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ホっ素 0.8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	四塩化炭素	0. 002 mg/L 以下
シス-1, 2-ジクロロエチレン 0. 04 mg/L 以下 1, 1, 1-トリクロロエタン 1 mg/L 以下 1, 1, 2-トリクロロエタン 0. 006 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0. 01 mg/L 以下 テトラクロロエチレン 0. 01 mg/L 以下 1, 3-ジクロロプロペン 0. 002 mg/L 以下 チウラム 0. 006 mg/L 以下 シマジン 0. 003 mg/L 以下 チオベンカルブ 0. 02 mg/L 以下 ベンゼン 0. 01 mg/L 以下 セレン 0. 01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ふっ素 0. 8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	1,2-ジクロロエタン	0. 004 mg/L 以下
1,1,1-トリクロロエタン 1 mg/L 以下 1,1,2-トリクロロエタン 0.006 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 テトラクロロエチレン 0.002 mg/L 以下 1,3-ジクロロプロペン 0.006 mg/L 以下 チウラム 0.006 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 チオベンカルブ 0.02 mg/L 以下 ベンゼン 0.01 mg/L 以下 セレン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ふっ素 0.8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン 0.006 mg/L 以下 トリクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 テトラクロロエチレン 0.002 mg/L 以下 1,3-ジクロロプロペン 0.006 mg/L 以下 チウラム 0.006 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 チオベンカルブ 0.02 mg/L 以下 ベンゼン 0.01 mg/L 以下 セレン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ふつ素 0.8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	シス-1,2-ジクロロエチレン	0. 04 mg/L 以下
トリクロロエチレン 0.03 mg/L 以下 テトラクロロエチレン 0.001 mg/L 以下 1,3-ジクロロプロペン 0.006 mg/L 以下 チウラム 0.006 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 チオベンカルブ 0.02 mg/L 以下 ベンゼン 0.01 mg/L 以下 セレン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ふっ素 0.8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	1,1,1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
テトラクロロエチレン 0.01 mg/L 以下 1,3-ジクロロプロペン 0.002 mg/L 以下 チウラム 0.006 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 チオベンカルブ 0.02 mg/L 以下 ベンゼン 0.01 mg/L 以下 セレン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ふっ素 0.8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	1,1,2-トリクロロエタン	0. 006 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン 0.002 mg/L 以下 チウラム 0.006 mg/L 以下 シマジン 0.003 mg/L 以下 チオベンカルブ 0.02 mg/L 以下 ベンゼン 0.01 mg/L 以下 セレン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ふっ素 0.8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	トリクロロエチレン	0. 03 mg/L 以下
チウラム0.006 mg/L 以下シマジン0.003 mg/L 以下チオベンカルブ0.02 mg/L 以下ベンゼン0.01 mg/L 以下セレン0.01 mg/L 以下硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素10 mg/L 以下ふっ素0.8 mg/L 以下ほう素1 mg/L 以下	テトラクロロエチレン	0. 01 mg/L 以下
シマジン 0.003 mg/L 以下 チオベンカルブ 0.02 mg/L 以下 ベンゼン 0.01 mg/L 以下 セレン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ふっ素 0.8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	1, 3-ジクロロプロペン	0. 002 mg/L 以下
チオベンカルブ 0.02 mg/L 以下 ベンゼン 0.01 mg/L 以下 セレン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ふっ素 0.8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	チウラム	0. 006 mg/L 以下
ベンゼン 0.01 mg/L 以下 セレン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ふっ素 0.8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	シマジン	0. 003 mg/L 以下
セレン 0.01 mg/L 以下 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素 10 mg/L 以下 ふっ素 0.8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	チオベンカルブ	0. 02 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素10 mg/L 以下ふっ素0.8 mg/L 以下ほう素1 mg/L 以下	ベンゼン	0. 01 mg/L 以下
ふっ素 0.8 mg/L 以下 ほう素 1 mg/L 以下	セレン	0. 01 mg/L 以下
ほう素 1 mg/L 以下	硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
	ふっ素	0.8 mg/L 以下
1, 4-ジオキサン 0. 05 mg/L 以下	ほう素	1 mg/L 以下
	1,4-ジオキサン	0. 05 mg/L 以下

- (注) 1 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう(定量限界は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及び P C B 0.0005 mg/L)。
 - 2 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。 また、アルキル水銀及びPCBについては「検出されないこと」をもって環境基準達成と 判断する。
 - 3 総水銀についての基準の適応の判定は、年間の測定値中で 0.0005 mg/L を越える検体が調査 対象検体の 37%以上である場合を不適とする。(昭和49年12月23日付け:環水管第182号)
 - 4 カドミウムの環境基準は 0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下へ変更された。(平成 23 年 10 月 27 日付け:環境省告示 94 号)

表 4-24-6 水質汚濁に係る環境基準②

河 ア. 生活環境の保全に関する環境基準(抜粋)

項目	利用目的の		基	準	値	
類型	適応性	水素イオン濃度 (p H)	生物化学的酸素要求量 (BOD)	浮遊物質量 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌群数
В	水道3級 水産2級 及びC以下の欄に掲 げるもの	6.5以上 8.5以下	3 mg/L 以下	25 mg/L 以下	5 mg/L 以上	5,000MPN /100mL 以下
С	水産3級 工業用水1級及びD の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5 mg/L 以下	50 mg/L 以下	5 mg/L 以上	_
備考	備考 1. 基準値は、日間平均値とする。					

(注) MPN/100mLとは、最確数法 (MPN法) により算出した 100mL中の最確数を表す。

イ.

	·1•				
項目		基 準 値			
	水生生物の生息状況の適応性	△≖ <i>約</i>	ノニル	直鎖アルキルベンゼン	
類型		全亜鉛	フェノール	スルホン酸及びその塩	
	コイ、フナ等比較的高温域を				
生物B	好む水生生物及びこれらの	0.03mg/L 以下	0.002mg/L 以下	0.05mg/L 以下	
	餌生物が生息する水域				
	備考 1. 基準値は、年間平均値と	:する。			

- (注) 1 水生生物の保全の観点から、全亜鉛が生活環境の保全に関する環境基準に追加され、淀川水系及び寝屋川水系について、「生物 B」の類型指定が平成 21 年 6 月 30 日に行われ、平成 22 年 4 月 1 日から適用された。
 - 2 ノニルフェノール及び直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩が追加された。 (平成 25 年 3 月 27 日付け 環境省告示第 30 号)

要監視項目及び指針値

①人の健康の保護に係るもの

	項目名	指 針 値		項目名	指 針 値
1	クロロホルム	0.06 mg/L 以下	14	フェノブカルブ	0.03 mg/L以下
2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	15	イプロベンホス	0.008 mg/L 以下
3	1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	16	クロルニトロフェン	_
4	p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	17	トルエン	0.6 mg/L 以下
5	イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	18	キシレン	0.4 mg/L 以下
6	ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	19	フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下
7	フェニトロチオン	0.003 mg/L 以下	20	ニッケル	_
8	イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	21	モリブデン	0.07 mg/L 以下
9	オキシン銅	0.04 mg/L 以下	22	アンチモン	0.02 mg/L 以下
10	クロロタロニル	0.05 mg/L 以下	23	塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下
11	プロピザミド	0.008 mg/L 以下	24	エピクロロヒドリン	0. 0004 mg/L 以下
12	EPN	0.006 mg/L 以下	25	全マンガン	0.2 mg/L以下
13	ジクロルボス	0.008 mg/L 以下	26	ウラン	0.002 mg/L 以下

②水生生物の保全に係るもの

類型	項目名	指 針 値		
	クロロホルム	3 mg/L 以下		
	フェノール	0.08 mg/L 以下		
4- #4- D	ホルムアルデヒド	1 mg/L 以下		
生物B	4-t-オクチルフェノール	0.004 mg/L以下		
	アニリン	0.02 mg/L 以下		
	2, 4-ジクロロフェノール	0.03 mg/L 以下		

- (注) 1 水生生物の保全の観点から、淀川水系及び寝屋川水系について、「生物 B」の類型指定が平成 21 年 6 月 30 日に行われ、平成 22 年 4 月 1 日から適用された。
 - 2 4-t-オクチルフェノール、アニリン、2,4-ジクロロフェノールが追加された。(平成25年3月27日付け 環境省告示第30号)

表 4-24-7 地下水の水質汚濁に係る環境基準

項目	基 準 値
カドミウム	0. 003 mg/L 以下
全シアン	検出されないこと
鉛	0.01 mg/L 以下
六価クロム	0.05 mg/L 以下
砒素	0.01 mg/L 以下
総水銀	0. 0005 mg/L 以下
アルキル水銀	検出されないこと
РСВ	検出されないこと
ジクロロメタン	0.02 mg/L 以下
四塩化炭素	0. 002 mg/L 以下
塩化ビニルモノマー	0. 002 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエタン	0. 004 mg/L 以下
1,1-ジクロロエチレン	0.1 mg/L 以下
1, 2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下
1, 1, 1-トリクロロエタン	1 mg/L 以下
1,1,2-トリクロロエタン	0. 006 mg/L 以下
トリクロロエチレン	0.03 mg/L 以下
テトラクロロエチレン	0.01 mg/L 以下
1, 3-ジクロロプロペン	0. 002 mg/L 以下
チウラム	0. 006 mg/L 以下
シマジン	0. 003 mg/L 以下
チオベンカルブ	0.02 mg/L 以下
ベンゼン	0.01 mg/L 以下
セレン	0.01 mg/L 以下
硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	10 mg/L 以下
ふっ素	0.8 mg/L 以下
ほう素	1 mg/L 以下
1,4-ジオキサン	0.05 mg/L 以下

- (注) 1 「検出されないこと」とは、定められた測定方法の定量限界を下回ることをいう(定量限界は、全シアン 0.1 mg/L、アルキル水銀及び $P \subset B$ 0.0005 mg/L)。
 - 2 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値は最高値とする。 また、アルキル水銀及びPCBについては「検出されないこと」をもって環境基準達成と判断 する。
 - 3 総水銀についての基準の適応の判定は、年間の測定値中で 0.0005 mg/L を越える検体が調査対象検体の 37%以上である場合を不適とする。(昭和49年12月23日付け:環水管第182号)
 - 4 カドミウムの環境基準は 0.01 mg/L 以下から 0.003 mg/L 以下へ変更された。(平成 23 年 10 月 27 日付け:環境省告示 94 号)

表 4-24-8 土壌汚染に係る環境基準

項目	環 境 基 準
カドミウム	検液 1L につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地においては、米 1 kgにつき 0.4 mg以下であること
全シアン	検液中に検出されないこと
有機りん	検液中に検出されないこと
鉛	検液 1L につき 0.01 mg以下であること
六価クロム	検液 1L につき 0.05 mg以下であること
砒素	検液 1L につき 0.01 mg以下であり、かつ、農用地 (田に限る) においては、 土壌 1 kgにつき 15 mg未満であること
総水銀	検液 1L につき 0.0005 mg以下であること
アルキル水銀	検液中に検出されないこと
РСВ	検液中に検出されないこと
銅	農用地(田に限る)において、土壌1kgにつき 125 mg未満であること
ジクロロメタン	検液 1L につき 0.02 mg以下であること
四塩化炭素	検液 1L につき 0.002 mg以下であること
1,2-ジクロロエタン	検液 1L につき 0.004 mg以下であること
1,1-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.02 mg以下であること
シス-1,2-ジクロロエチレン	検液 1L につき 0.04 mg以下であること
1,1,1-トリクロロエタン	検液 1L につき 1 mg以下であること
1,1,2-トリクロロエタン	検液 1L につき 0.006 mg以下であること
トリクロロエチレン	検液 1L につき 0.03 mg以下であること
テトラクロロエチレン	検液 1L につき 0.01 mg以下であること
1,3-ジクロロプロペン	検液 1L につき 0.002 mg以下であること
チウラム	検液 1L につき 0.006 mg以下であること
シマジン	検液 1L につき 0.003 mg以下であること
チオベンカルブ	検液 1L につき 0.02 mg以下であること
ベンゼン	検液 1L につき 0.01 mg以下であること
セレン	検液 1L につき 0.01 mg以下であること
ふっ素	検液 1L につき 0.8 mg以下であること
ほう素	検液 1L につき 1 mg以下であること

⁽注) カドミウム、鉛、六価クロム、砒素、総水銀、セレン、ふっ素及びほう素に係る環境上の条件のうち 検液中濃度に係る値にあっては、汚染土壌が地下水面から離れており、かつ、原状において当該地下 水中のこれらの物質の濃度がそれぞれ地下水 1L につき 0.01mg、0.05mg、0.01mg、0.01mg、0.0005mg、 0.01mg、0.8mg 及び 1mg を超えていない場合には、それぞれ検液 1L につき 0.03mg、0.03mg、0.03mg、0.15mg、 0.03mg、0.0015mg、0.03mg、2.4mg 及び 3mg とする。

表 4-24-9 ダイオキシン類による大気の汚染、水質の汚濁(水底の底質の汚染を含む。) 及び土壌の汚染に係る環境基準

媒体	基 準 値
大 気	0.6pg-TEQ/m³以下
水 質 (水底の底質を除く。)	1pg-TEQ/L 以下
水底の底質	150pg-TEQ/g 以下
土 壌	1,000pg-TEQ/g 以下

- (注) 1 pg は、ピコグラムを表し、1pg は 1 兆分の 1g。
 - 2 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾーパラージオキシンの毒性に 換算した値(TEQ)とする。
 - 3 大気及び水質(水底の底質を除く。)の基準値は、年間平均値とする。
 - 4 土壌にあっては、環境基準が達成されている場合であって、土壌 中のダイオキシン類の量が 250pg-TEQ/g 以上の場合には、必要な調 査を実施することとする。

【25】環境用語

【あ】

アイドリングストップ

自動車の停車時にエンジンを停止すること。

不必要なアイドリングをやめれば、自動車の燃料が節約でき、排出ガスや二酸化炭素の削減効果があるので、大気 汚染や地球温暖化の防止に繋がる。

亜硝酸態窒素ともいう。水中の有機性窒素(たんぱく質、アミノ酸など、動植物体組成成分、尿素)は水中で次第に分解し、アンモニアとなり、アンモニアは酸化され亜硝酸となり、最後には硝酸となって安定する。亜硝酸性窒素は不安定であり、酸素の状態によってアンモニア、硝酸に変化する。これらが多い場合、乳児にメトヘモグロビン血症を起こすおそれがある。

アスベスト (石綿)

石綿ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物である。耐熱性、絶縁性、耐摩耗、耐薬品性等の優れた性質を持つことから、建築用材料を中心に広範囲な製品に使われていた。微細な繊維の状態で容易に大気に浮遊し、これを多量に吸入すると、肺ガン、悪性中皮腫などの原因になる。

アダプトプログラム

市民グループや企業などの団体が、地域に根差した社会貢献活動として一定区域の美化の管理を担う制度のこと。

[い]

硫黄酸化物:SOx

硫黄の酸化物の総称。大気汚染物質としては、 二酸化硫黄 (亜硫酸ガス)、三酸化硫黄 (無水硫酸)、硫酸ミスト等がある。いずれも生物に対して被害を及ぼし、特にばいじんとの相乗効果によって、呼吸器に大きな影響を及ぼす。 主な発生源としては、重油燃焼施設やごみ焼却場、ディーゼルエンジン等があげられる。

一酸化炭素:CO

無色・無臭の気体で、毒性が強く、血液中のヘモグロビンと結合し、酸素運搬力を弱める。炭素を含む燃料等が不完全燃焼するときに発生し、自動車の排出ガス中にも含まれる。

一酸化窒素:NO

無色・無臭の気体で、空気中で燃焼すると発生する。大気汚染で問題となる窒素酸化物の1つであり、空気中で二酸化窒素となる。ボイラーや自動車からの排出ガス等に含まれる。

【お】

大阪エコ農産物

農薬の使用回数や化学肥料の使用量が慣行栽培の半分以下で栽培された農産物として、大阪府が認証したもの。

オゾン層

地上から10~50km 上空の成層圏にあるオゾンが多く存在している層のこと。太陽からの有害な紫外線を吸収し、地球上の生物を守っている。

近年、フロンの放出等によりオゾン層破壊が確認されており、有害な紫外線の増加による皮膚がんや白内障などの 人の健康への影響などが問題となっている。

温室効果ガス

太陽光により暖められた地表面から放射される赤外線を大気中で吸収し、その一部を再放射して地表付近の大気を暖める気体のこと。温室効果ガスには、二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等がある。

【か】

カドミウム:Cd

摂取すると肝臓や腎臓に蓄積し、機能障害を起こす。また、骨軟化症を起こすこともある。主な発生源は、亜鉛や銅の採鉱精錬加工、電池の製造、メッキ等である。

富山県神通川流域に発生したイタイイタイ病は、カドミウムが原因である。

環境影響評価(環境アセスメント)

開発行為等を実施するにあたって周辺の環境にどのような影響を及ぼすかについて、事前に調査、予測及び評価するとともにその結果を公表し、地域住民等の意見を聴き環境保全に配慮することにより、環境汚染を未然に防止する制度。

環境会計

企業等が、持続可能な発展を目指して、社会との良好な関係を保ちつつ環境保全への取り組みを効率的かつ効果的 に推進していくことを目的として、事業活動における環境保全のためのコストとその活動により得られた効果を認識 し、可能な限り定量的に測定し、公表する仕組み。

環境家計簿

一般家庭において、電気やガス、水道の使用量などを家計簿のように数字やお金にして記録し、資源やエネルギーをどれだけ節約できたかを確認する方法。環境家計簿をつけることを通知して、地球温暖化の原因である二酸化炭素の排出量を減らすとともに、環境への負荷の少ない生活を実践することをめざしている。

環境基準

環境基本法に基づく環境保全に係る行政上の政策目標で、「人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい」とされる基準のこと。

環境マネジメントシステム(EMS)

企業等が自主的に環境保全に関する取り組みを推進するために、環境に関する方針や目標を定め、これらの達成に向けて実行し、その結果を点検して方針等を見直すという一連の体制・手続き等の仕組みのこと。代表的なものとして、国際標準化機構(ISO)が発効した ISO14001がある。

【き】

規制基準

公害の防止のため、大気の汚染、水質の汚濁、悪臭等の原因となる物質の排出及び騒音・振動について事業者等が 遵守しなければならない許容限度である。

揮発性有機化合物(VOC)

常温で揮発しやすい化合物のことで、VOCとは Volatile Organic Compounds の略。トリクロロエチレンやテトラクロロエチレン、ホルムアルデヒド、トルエン、ベンゼン、キシレンなど様々な物質がある。油脂類の溶解能力が高く、分解しにくく安定していて燃えにくい性質から、1970年代には理想の洗浄剤として産業界で普及したが、吸入による頭痛やめまい、腎傷害などの有害性や発ガン性などの可能性が指摘されている。大気・水域、特に地下水汚染の原因となるほか、住宅の室内空気汚染物質としても注目され、TVOC(総揮発性有機化合物)という概念も提唱されている。

京都議定書

平成9年12月に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議 (COP3) において採択された。先進各国の温室 効果ガスの排出量の削減目標が定められており、日本は第一約束期間 (平成20年~24年) における温室効果ガスの平均排出量を、平成2年に比べて6%削減するという目標が割り当てられている。

[<]

グリーン購入

製品やサービスを購入する際に、必要性をよく考え、できる限り環境への負荷が少ないものを選んで優先的に購入すること。

グリーンコンシューマー

できる限り環境への負荷が少ない製品やサービスを選ぶなど、環境に配慮した行動をする消費者のこと。

【け】

建築協定

建築基準法で定められた基準に上乗せする形で地域の特性等に基づく一定のルールを地域住民が自主的に取り決めて、お互いに守り合っていくことを約束する制度。

[2]

公害防止協定

地方自治体が、公害発生源を有する事業者に対し、公害の規制基準、生産設備の新増設時の協議義務などの公害の防止に関する措置について協議し、双方が合意した内容を協議書の形でまとめたもの。

光化学オキシダント

工場のばい煙や自動車の排出ガスに含まれる窒素酸化物や炭化水素類が、太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こすことによって生成されるオゾンなどの二次的汚染物質の総称。光化学スモッグの原因となる。

光化学スモッグ

光化学オキシダントが大気中に滞留し、白くもやがかかった状態になることをいう。光化学スモッグは、日差しの強い夏季に発生しやすく、目や呼吸器を刺激したり、植物を枯らしたりする。

公共下水道

主として市街地における下水を排除し、または処理するために地方公共団体が管理する下水道で終末処理場を有するもの、又は流域下水道に接続するものであり、かつ、汚水を排除すべき排水施設の相当部分が暗渠である構造のものをいう。

公共用水域

水質汚濁防止法では、「公共用水域とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路をいう。

ただし、下水道法で定めている公共下水道、流域下水道であって、終末処理場を有しているもの、またこの流域下水道に接続している公共下水道は除く」と定義している。したがって、一般にいわれる水域のほか、終末処理場を設置している下水道以外のすべての溝渠、水路が公共用水域に含まれる。

コミュニティバス

通常の路線バスではカバーしにくい比較的小さな地域の公共交通需要に対応するために運行するバスの総称。

【さ】

再生可能エネルギー

自然環境の中で起こる現象から取り出すことができ、エネルギー源として永続的に利用することができるエネルギーの総称。具体的には、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなどがある。

里山

樹林地、農耕地、ため池、水路及び集落や屋敷林などが連たんする景観で、生活と一体となった地域。

産業廃棄物

廃棄物のうち、事業活動に伴って生じた燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類など政令で定める 20 種類のものをいい、産業廃棄物以外のものは一般廃棄物である。

なお、「事業活動」は、製造業や建設業等に限定されるものでなく、オフィス、商店等の商業活動や水道事業、学校等の公共事業も含めた広義の概念として捉えられている。

酸性雨

化石燃料の燃焼などにより大気中に放出される二酸化硫黄や窒素酸化物などの酸性物質が、雨・雪・霧などに溶け込んで降ってくる現象のこと。この結果、河川・湖沼・土壌が酸性化し、建造物・文化遺産などに悪影響が及ぶことが懸念されている。

[L]

循環型社会

廃棄物等の発生抑制や循環資源の利用などの取り組みにより、天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会。

食育

食育基本法の中で「生きる上での基本であって、知育、徳育、および体育の基礎となるべきものと位置づけるとともに、様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てる」とされている。

【す】

水素イオン濃度(pH)

水溶液の酸性、アルカリ性の度合いを表す指標で、水素イオン濃度の逆数の常用対数を示す値。pH が 7 のときに中性、7 を超えるとアルカリ性、7 未満では酸性を示す。

スマートライフ

リフューズ (無駄にごみとなるものは断る心がけ)・リデュース (ごみが出ないようにする心がけ)・リユース (できるだけ繰り返し使う心がけ)・リサイクル (資源として再利用する心がけ) の 4Rの取り組みを通して、環境にやさしい生活を実践すること。

【せ】

生物化学的酸素要求量 (BOD; Biochemical Oxygen Demand)

河川水等の汚れの度合いを示す指標で、水中の有機汚染物質が微生物によって無機化あるいは、ガス化されるとき に必要とされる酸素量(単位 mg/L) のこと。

この数値が大きいほど水中の有機汚濁物質の量が多いことを示している。

生物多様性

すべての生物の間に違いがあること。動物・植物・微生物など様々な生物がいる「種の多様性」、同じ種の中でも 異なる遺伝子により個性がある「遺伝子の多様性」、森林・里山・河川・湿原など様々なタイプの自然がある「生態 系の多様性」を意味する包括的な概念。

全シアン

シアン化合物の総称。シアンイオン、シアン化水素、金属のシアン化物、金属シアン錯体、有機シアン化合物などの形で存在する。生体への蓄積性はないが、急性毒性を引き起こす。人体に吸収されると、血液中で呼吸酵素を阻害し、頭痛、吐き気、浮腫などを引き起こす。

【た】

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾーパラージオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF) 及びコプラナーポリ塩化ビフェニル (コプラナーPCB) の総称であり、農薬の製造や物の燃焼等の過程において非意図的に生成する。その毒性は、急性毒性、発ガン性、生殖毒性、免疫毒性など多岐にわたっている。

大腸菌群数

し尿による汚染の度合いを示す指標で、大腸菌及び大腸菌と性質が似ている細菌の数のことをいう。水中の大腸菌群数は、検水1mL中の個数(正確には培養後のコロニー数)または、検水100mL中の最確数(MPN)で表される。

炭化水素

炭素と水素から成り立っている化合物の総称で鎖式炭化水素、芳香族炭化水素のほか、縮合環式化合物、脂環化合物に属する多くの種類がある。

光化学スモッグの原因となり、大阪府生活環境の保全に関する条例では、アルコール類やケトン類等の気体状の有機化合物を総称して「炭化水素類」と呼んでいる。

[ち]

地球温暖化

二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、フロン等の温室効果ガスの濃度が大気中で増加し、地表面付近の気温が上昇すること。IPCC 第4次評価報告書では、気候システムに温暖化が起こっていると断定している。

窒素酸化物:NOx

窒素の酸化物の総称。大気汚染物質としては主に一酸化窒素、二酸化窒素がある。窒素酸化物は、光化学オキシダントの原因物質であり、硫黄酸化物と同様に酸性雨の原因にもなっている。

【て】

低公害車

窒素酸化物 (Nox) や粒子状物質 (PM) 等の大気汚染物質の排出が少ない、または全く排出しない、燃費性能が優れているなどの自動車をいう。具体的には、燃料電池自動車、電気自動車、天然ガス自動車、ハイブリット自動車、プラグインハイブリット自動車、メタノール自動車、低燃費かつ低排出ガス認定車、LPG 自動車をいう。

低炭素社会

温室効果ガスの排出を最小化するための配慮が徹底され、生活の豊かさを実感できる社会。

【な】

ナノグラム (ng)

 $1 \log k$ は、1 g O 1 O 億分の1 O 重さをいう。 $\log (t) / (t) = 10^{-9} g$ 。

【に】

二酸化硫黄:SO。

空気より重い無色の気体で、腐敗した卵に似た刺激臭があり、目、皮膚、粘膜を刺激する。硫黄を含む石油や石炭の燃焼時に排出され、大気汚染や酸性雨の原因となっている。亜硫酸ガスともいう。

二酸化窒素:NO。

赤褐色の刺激性の気体で、水に溶解しにくい。燃焼過程からはほとんどが一酸化窒素として排出され、大気中で二酸化窒素に酸化される。人体に吸収されると肺深部に達し、肺水腫等の原因となる。

(の)

ノニルフェノール

魚類に対し、内分泌かく乱(環境ホルモン)作用が確認されている。主に工業用洗剤(非イオン界面活性剤)等の原料に使用されており、環境中に放出されたものが、下水処理場や河川水中で微生物により分解され、生成する。

【は】

廃棄物

廃棄物の処理及び清掃に関する法律において、「ごみ、粗大ごみ、燃え殻、汚泥、ふん尿、廃油、廃酸、廃アルカリ、動物の死体その他の汚物または不要物であって、固形状または液状のもの(放射性物質及びこれによって汚染されたものを除く。)」と定義され、占有者が自ら利用し、または、他人に有償で売却することができないため不要になった物をいう。

[0]

ビオトープ

野生生物の生息空間を意味するドイツ語で、いきものの繁殖地やねぐらだけでなく、隠れ場や、移動経路も含んだ一定の空間的広がりを持った概念。都市化の発展とともに失われつつある身近な自然を都市の中に確保し、創造していくことがまちづくりの新しい課題となっている。

ピコグラム (pg)

1pgとは、1gの1兆分の1の重さをいう。pg (ピコグラム) = 10^{-12} g。

微小粒子状物質 (PM2.5; Particulate Matter 2.5)

浮遊粒子状物質のうち、その粒径が 2.5μm以下のもの。

ヒートアイランド

都市化の進展に伴う建築物、舗装等による地表面被覆の人工化や都市活動に伴う人工排熱の増加等により、都市中心部の気温が郊外に比べて島状に高くなる現象のこと。等温線を描くと、都市中心部を中心にして島のように見えるためにヒートアイランドという名称が付けられている。

[ふ]

浮遊物質量 (SS; Suspended Solid)

河川等のにごりの度合いを示す指標で、粒径 2mm 以下の水に溶けない懸濁性の物質の総称。数値が大きいほど水がにごっていることを示す。

浮遊粒子状物質(SPM; Suspended Particulate Matter)

大気中に浮遊する粒子状の汚染物質で、その粒径が10 μm 以下のもの。主成分は、二次生成塩、砂塵、海塩粒子などである。

[~]

ベンゼン

芳香族炭化水素化合物の基本であるベンゼン核と呼ばれる6個の炭素骨格からなる物質で、特有の臭気を持ち、揮発性が高く、非常に燃えやすい無色の液体である。溶媒のほか有機化合物の合成の原料やガソリンのアンチノック剤などとして幅広い用途がある。

人に対して発がん性を有し、白血病の原因となる。また、飲み込んだり蒸気を吸収したりすると中毒を起こす。

【み】

緑のカーテン

夏の日射しを遮るために、日当たりの良い窓辺や壁面などにつる性の植物 (ゴーヤや琉球アサガオなど) をカーテン状に育てたもの。

緑のじゅうたん

小中学校のグランドなどを芝生化したもの。

[4]

モニタリングサイト 1000 (重要生態系監視地域モニタリング推進事業)

平成 14 年に環境省で策定された「新・生物多様性国家戦略」に基づき、生物多様性の変化を早期に捉え、適宜、必要な対策を講じるために、地元の専門家や NPO とネットワークを作りながら全国に 1000 か所程度の調査地点を設定し、森林、里地、湖沼、干潟など各生態系を、100 年間の長期にわたってモニタリングしていくというもの。

[1]

容器包装リサイクル法(容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進に係る法律)

家庭から出るごみの約60%を占める容器包装廃棄物について、減量化と再資源化を促進するために定められた法律で、平成7年6月に制定され、平成12年4月に完全施行された。

この法律では、消費者、市町村、事業者が役割分担をし、容器包装廃棄物のリサイクルを促進し、資源の有効利用をすることで環境に負荷の少ない循環型社会の構築を目的としている。

溶存酸素量(DO; Dissolved Oxygen)

水中に溶けている酸素量のことをいう。溶存酸素は水の自浄作用や水中の生物にとって必要不可欠のものである。 汚濁度の高い水中では、消費される酸素の量が多いので溶存する酸素量は少なくなる。一般的にきれいな水ほど酸素は多く含まれ、水温が急激に上昇し、藻類が著しく繁殖するときには過飽和の状態となる。

【れ】

レッドデータブック

絶滅のおそれのある野生生物の種の現状を明らかにした調査報告書。種の保護対策検討のための基礎資料となる。 我が国においては、現在、環境省が「改訂・日本の絶滅のおそれのある野生生物」植物 I (維管束植物) (2000)、植物 II (維管束植物以外) (2000)、両生類・爬虫類 (2000)、哺乳類 (2002)、鳥類 (2002)、汽水・淡水魚類 (2003)を、レッドデータブック近畿研究会が「改訂・近畿地方の保護上重要な植物」 (2001)を、大阪府が「大阪府における保護上重要な野生生物」 (2000)をそれぞれ刊行している。

また、国際的には、IUCN(国際自然保護連合)が、世界の絶滅のおそれのある種の現状を明らかにしている。

【わ】

ワンド

ワンドとは淀川本流とつながっているか、水が増えたときにつながってしまうような場所を言う。ワンドの言葉の 語源ははっきりしていないが、「入り江」や「川の淀み」「淵」のことをワンドと読んでいる地方があることから、淀 川でもワンドと呼ぶようになった。

【アルファベット】

ISO14001

国際標準化機構(ISO)が規定した、環境に関する国際規格。企業や自治体が環境への負荷を低減する活動を継続的に実施するためのしくみについての規定。これに沿って環境マネジメントシステムを構築し、審査を経て、認証を取得する。

PCB (ポリ塩化ビフェニル) (Polychlorobiphenyl もしくは Polychlorinated biphenyl)

PCB(ポリ塩化ビフェニル)は、不燃性で、絶縁性が高く、化学的に非常に安定であるなど、有用な物質として、 絶縁油、潤滑油、ノーカーボン紙、インク等の用途があった。

しかし、カネミ油症事件の原因物質で、新しい環境汚染物質として注目され、大きな社会問題となったため、1972(昭和47)年に製造中止となっている。

p p m (parts per million)

百万分の幾分であるかを示す分率であり、大気の汚染物質の濃度を表示するのに多用されている。

1m³の大気中に1cm³の汚染物質が存在する場合の濃度をppmで表す。なお、ppb (parts per billion) は、十億分中の幾分であるかを表示する分率で1ppmの1000分の1に相当する。

平成26年版 ひらかたの環境(環境白書)

平成 26 年 10 月発行

編集発行 枚方市 環境保全部 環境総務課 〒573-0026 大阪府枚方市朝日丘町 2-17 Tel. 072-841-1221 Fax. 072-841-1315 http://www.city.hirakata.osaka.jp

枚方市環境方針

<基本理念>

枚方市は大阪と京都の中間に位置し、東部に生駒山地から男山丘陵に伸びる森林等が広がり、西部は古くからの交通の要衝として、人と自然がかかわる長い歴史の中で 豊かな自然と文化を育んできました。

私たちの日常生活や経済活動は、こうした身近な環境だけでなく、地球温暖化をは じめとする地球環境にも大きな影響を及ぼしており、可能な限り環境負荷を低減し、 持続可能な社会を実現することが重要な課題となっています。

本市は、多くの先人たちによって築き上げ、守られてきた恵み豊かな環境を将来の世代に引き継ぐために、第2次枚方市環境基本計画のめざすべき環境像「みんなでつくる、環境を守りはぐくむまち 枚方」の実現に向けて、市民・事業者と連携・協力を図りながら、積極的に環境保全の取り組みを進めていきます。

<基本方針>

- 1. 本市独自の環境マネジメントシステムの運用により、環境負荷の継続的な低減を図ります。
- 2. 第2次枚方市環境基本計画に基づき、環境の保全と創造に関する施策を総合的・計画的に推進します。
- 3. 事業活動のあらゆる面において、環境に配慮を行い、すべての組織で率先した環境保全の取り組みを追求していきます。
- 4. 環境に関連する法令や協定等を遵守し、環境汚染の予防に努めます。
- 5. 職員の環境意識を高め、自ら考え、環境に配慮した行動が実践できるように研修を実施します。
- 6. 環境方針は、すべての職員に周知するとともに、市民等に公表します。

平成25年4月1日 枚方市長 竹内 脩